Ⅲ　都市計画の概要

１　都市計画区域

大正８年４月５日、都市計画法が公布され、翌９年１月１日より施行された同法施行令によって、大正14年に都市計画法施行都市として指定を受け、翌15年に当時の行政区域が都市計画区域として決定された。

その後、市域の拡大とともに数次の見直しを経て、さらに昭和43年６月、新都市計画法の施行により隣接市町を包含した都市計画区域を設定することとなり、昭和45年８月５日に、旧高岡市と富山市、新湊市、大門町、大島町、舟橋村、下村の行政区域全域と婦中町、小杉町の行政区域の一部を含めた３市４町２村で富山高岡広域都市計画区域として決定されている。（法第５条）

現在、平成17年11月１日の市町村合併により富山高岡広域都市計画区域（高岡市（旧高岡市の全域）、富山市（旧富山市の全域及び旧婦中町の一部）、射水市（旧小杉町の一部を除く））と福岡都市計画区域の２つの都市計画区域が存在する。

◇　旧高岡市における都市計画区域の指定の経緯　◇

大正８年４月５日	旧都市計画法公布
大正９年１月１日	旧都市計画法施行
大正14年４月１日	都市計画法施行都市に指定される〔勅命第32号〕
大正15年４月12日	高岡市都市計画区域決定〔都市計画公告〕
〈市域の変遷とともに都市計画区域が変更される〉	
昭和43年６月15日	新都市計画法公布
昭和44年６月14日	新都市計画法施行
昭和44年７月22日	建設大臣が指定する都市計画区域となる
昭和44年11月12日	建設大臣の許可を要する都市計画区域に変更〔施行令附則第４条２号及び３号〕
昭和45年８月５日	富山高岡広域都市計画区域の決定〔県告第821号〕 （富山市、旧高岡市、新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町、舟橋村、下村　計３市４町２村）
昭和62年10月31日	富山高岡広域都市計画区域の変更〔県公告〕 （旧高岡市と旧福岡町との市境変更に伴う）
昭和63年９月27日	富山高岡広域都市計画区域の変更〔県公告〕 （舟橋村の除外）

◇　旧福岡町における都市計画区域の指定の経緯　◇

昭和26年３月20日	旧福岡町のうち小矢部川以西を除く旧福岡地区、山王地区、大滝地区を都市計画区域とする。
昭和57年４月１日	都市計画区域の変更（平地部及び傾斜の穏やかな山地部の編入）〔県公告号外〕
昭和62年10月31日	旧高岡市と行政区域界の変更（面積変更なし）

◇　富山高岡広域都市計画区域の指定状況　◇

（令和８年３月31日現在）

都　市　名	面　積　(ha)				備　　考
	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	
富　山　市	124,171	23,029	7,363.9	15,665.1	
高　岡　市	20,959	15,073	3,731.8	11,341.2	
射　水　市	10,944	9,958	2,708.9	7,249.1	
計	156,074	48,060	13,804.6	34,255.4	

◇　福岡都市計画区域の指定状況　◇

（令和８年３月31日現在）

都　市　名	面　積　(ha)			備　　考
	行政区域	都市計画区域	用途地域	
高　岡　市	20,959	2,792	253	

２　市街化区域及び市街化調整区域

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、昭和44年、富山高岡広域都市計画区域（富山市、高岡市ほか７市町村）が政令都市（都市計画法附則第３項に基づく政令附則第４条の区域）として指定された。これに基づき、区域内９市町村（現在は３市）を一体的に整備、開発及び保全することを目的として、昭和46年１月30日に市街化区域及び市街化調整区域の決定を行い、数次の見直しを経て現在に至っている（法第７条）。

ア　市街化区域と市街化調整区域の主な違い

	市街化区域	市街化調整区域
意義及び目的	既に市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域	市街化を抑制すべき区域
都市的投資	積極的に行う。	原則として行わない。
地域地区制	都市計画マスタープラン等の方針に基づき、必要に応じて行う。	原則として行わない。
都市施設	道路、公園、下水道を一体的に定めるほか、学校、市場、住宅地、業務地施設等を定める。	地域間連絡道路等を除き、原則として定めない。
市街地開発事業	都市計画マスタープラン等の方針に基づき、必要に応じて行う。	原則として行わない。
開発行為	用途地域に適応し、一定の要件を具備する場合は許可する。	支障がないもの、または止むを得ないもの等、一定の要件に該当するものを除き、原則として許可しない。
農地転用	届出制	許可制

イ　富山高岡広域都市計画区域内市町村における市街化区域の指定状況

（令和８年３月31日現在）

都　市　名	当　初　決　定（ha）	最　終　決　定（ha）	備　　考
富　山　市	6,623.2	7,363.9	
高　岡　市	3,306.1	3,731.8	
射　水　市	2,197.6	2,708.9	
計	12,126.9	13,804.6	

ウ　高岡市における市街化区域及び市街化調整区域の見直しの経緯

昭44.　７．　22　　市街化区域・市街化調整区域を指定すべき都市計画区域となる〔施行令附則４条〕

昭46.　１．　30　　市街化区域・市街化調整区域を計画決定〔県告66号〕
　　市街化区域面積　3,306.1ha

昭54.　７．　２　　市街化区域・市街化調整区域を変更〔県告750号〕
　　市街化区域面積　3,397.0ha（＋90.9ha）
　　・内訳　編入区域　戸出住宅団地、戸出工業団地等　＋92.3ha
　　　　逆線区域　境界調整等　－1.4ha

昭62.　10.　31　　市街化区域・市街化調整区域を変更〔県告1090号〕
　　市街化区域面積　3,492.4ha（＋95.4ha）
　　・内訳　編入区域　二上地区、中保地区、立野地区等　＋108.8ha
　　　　逆線区域　内島地区、境界調整等　－13.4ha

平３．　11.　５　　市街化区域・市街化調整区域を変更〔県告773号〕
　　市街化区域面積　3,516.3ha（＋23.9ha）
　　・内訳　編入区域　中田地区　＋23.9ha

平７．　５．　10　　市街化区域・市街化調整区域を変更〔県告314号〕
　　市街化区域面積　3,520.8ha（＋4.5ha）
　　・内訳　編入区域　中保地区　＋4.5ha

平13.　５．　16　　市街化区域・市街化調整区域を変更〔県告第238号〕
　　市街化区域面積　3,621.3ha（＋100.5ha）
　　・内訳　編入区域　中曽根地区（＋24.8ha）、上牧野地区（＋21.7ha）、
　　　　木津地区（＋20.8ha）、下伏間江・下黒田・東二塚地区（＋14.0ha）、
　　　　戸出町七丁目地区（＋7.6ha）等　＋100.64ha
　　　　逆線区域　境界調整等　－0.14ha

平20.　6．13　　市街化区域・市街化調整区域を変更〔県告第320号〕

市街化区域面積　3,626.8ha(＋5.5ha)

・内訳　編入区域　下黒田地区　　＋5.5ha

平28.　9．30　　市街化区域・市街化調整区域を変更〔県告第426号〕

市街化区域面積　3,731.8ha(＋105.0ha)

・内訳　編入区域　戸出地区(＋9.8ha)、羽広・和田地区(＋8.8ha)、下黒田地区(＋9.3ha)、池田地区(＋6.1ha)、戸出西部金屋地区(＋38.8ha)、伏木万葉ふ頭地区(＋32.2ha)　　＋105.0ha

３　地域地区

(1)　用途地域（法第８条、第９条　建築基準法第48条、第50条、第52～57条）

用途地域制度は土地利用計画に基づき、原則として市街化区域内の土地について、地域別に建築物の用途及び形態について制限し、無秩序な施設混在の弊害防止や生活環境の維持改善、業務能率の向上、公共施設の効率的整備及び都市の調和ある発展と都市空間を確保することを目的としている。

ア　用途地域の種類と概要

◆第一種低層住居専用地域

第一種低層住居専用地域は、低層住宅地としての良好な環境を保護する地域である。この地域の中では、小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅、公衆浴場、小中学校などが建てられる。建築物の高さは10m以内とされており、また、北側の隣地境界からの斜線制限をこえて建てられない。建蔽率の限度は30%・40%・50%・60%、容積率の限度は50%・60%・80%･100%･150%･200%であり、地区の条件に応じて、それぞれ適切な組み合わせにより定められる。さらに、必要に応じて、敷地境界から建物の外壁までの後退距離の限度及び建物の敷地面積の最低限度を定めることができる。

◆第二種低層住居専用地域

第二種低層住居専用地域は、主として低層住宅地としての良好な環境を保護する地域である。この地域の中では、第一種低層住居専用地域で建築できるもののほか、150㎡までの店舗などが建てられる。建築物の高さ、建蔽率、容積率の限度等の制限は第一種低層住居専用地域と同様である。

なお、本市では、第二種低層住居専用地域の指定はなされていない。

◆第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅地としての良好な環境を保護する地域である。この地域の中では、病院や大学、500㎡までの店舗などが建てられる。高さの制限は定められていないが、斜線制限がある。建蔽率の限度は30%・40%・50%・60%、容積率の限度は100%・150%・200%・300%・400%・500%であり、地区の条件に応じて、それぞれ適切な組み合わせにより定められる。

◆第二種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域は、主として中高層住宅地としての良好な環境を保護する地域である。この地域の中では、第一種中高層住居専用地域で建築できるもののほか、1,500㎡までの店舗や事務所などが建てられる。建蔽率、容積率の限度等の制限は第一種中高層住居専用地域と同様である。

◆第一種住居地域

第一種住居地域は、住居の環境を保護する地域である。この地域の中では、3,000㎡までの店舗や事務所、ホテル、旅館のほか、特に小規模な工場などが建てられる。高さの制限はないが、斜線制限がある。建蔽率の限度は50%・60%・80%、容積率の限度は100%・150%・200%・300%・400%・500%であり、地区の条件に応じて、それぞれ適切な組み合わせにより定められる。

◆第二種住居地域

第二種住居地域は、主として住居の環境を保護する地域である。この地域の中では、第一種住居地域で建築できるもののほか、3,000㎡を超える店舗や事務所、ホテル、旅館、ボーリング場やカラオケボックスなどが建てられる。建蔽率、容積率の限度等の制限は第一種住居地域と同様である。

◆準住居地域

準住居地域は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護する地域である。この地域の中では、第二種住居地域で建築できるもののほか、倉庫業を営む倉庫や150㎡までの自動車修理工場などが建てられる。建蔽率、容積率の限度等の制限は第一種住居地域と同様である。

◆田園住居地域

田園住居地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域である。この地域の中では、第一種低層住居専用地域で建築できるもののほか、500㎡までの農産物の販売を主たる目的とする店舗や150㎡までの政令で定められた店舗、飲食店などが建てられる。建蔽率、容積率の限度等の制限は第一種低層住居専用地域と同様である。

◆近隣商業地域

近隣商業地域は、近隣の住民に対する日用品の供給を主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するための地域である。この地域の中では、店舗、事務所のほか小規模な工場も建てられる。建蔽率の限度は60%・80%、容積率の限度は100%・150%・200%・300%・400%・500%であり、地区の条件に応じて、それぞれ適切な組み合わせにより定められる。

◆商業地域

商業地域は、銀行、事務所、百貨店、劇場、映画館、料理店などの各種の商業業務施設が集積する都心などの商業業務の利便を増進するための地域である。この地域の中では、工場などの建築が制限されるだけで、その他の用途の建物はほとんど建築することができる。建蔽率の限度は80%、容積率の限度は200%から1,300%までの間で、600%を超える容積率は、大都市の都心業務地などで特に公共施設が整備された区域に限り定められる。

◆準工業地域

準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するための地域である。この地域では、特に環境悪化をもたらすおそれのある工場や危険物を扱う工場を除いては、ほとんどの用途の建物が建てられる。建蔽率の限度は50%・60%・80%、容積率の限度は100%・150%・200%・300%・400%・500%であり、地区の条件に応じて、適切な組み合わせにより定められる。

◆工業地域

工業地域は、主として工業の利便を増進するための地域である。この地域の中では、準工業地域では建てることのできない工場も建築することができる。工場以外の建物については、住宅、店舗、娯楽施設などは建てられるが、学校、病院などは建てられない。建蔽率の限度は50%、60%、容積率の限度は100%・150%・200%・300%・400%であり、地区の条件に応じて、適切な組み合わせにより定められる。

◆工業専用地域

工業専用地域は、特に工業の利便を増進するための地域である。この地域の中では、工業の利便を損なうおそれのある建物は建てられず、病院、学校のほか、住宅、店舗、娯楽施設なども建てられない。建蔽率の限度は30%・40%・50%・60%、容積率の限度等については、工業地域と同様である。

イ　本市の用途地域指定状況

○富山高岡広域都市計画区域　　（令和８年３月31日現在）

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 88.7ha	6／10以下	4／10以下			10m	2.4%
	約106.6ha	8／10以下	5／10以下			10m	2.9%
	約　7.6ha	10／10以下	6／10以下			10m	0.2%
小　　計	約202.9ha						5.5%
第一種中高層住居専用地域	約958.7ha	20／10以下	6／10以下				25.7%
小　　計	約958.7ha						25.7%
第二種中高層住居専用地域	約 47.8ha	20／10以下	6／10以下				1.3%
小　　計	約 47.8ha						1.3%
第一種住居地域	約1,058.2ha	20／10以下	6／10以下				28.3%
小　　計	約1,058.2ha						28.3%
第二種住居地域	約 15.8ha	20／10以下	6／10以下				0.4%
小　　計	約 15.8ha						0.4%
準住居地域	約 31.6ha	20／10以下	6／10以下				0.9%
小　　計	約 31.6ha						0.9%
近隣商業地域	約 84.9ha	20／10以下	8／10以下				2.3%
	約 59.1ha	30／10以下	8／10以下				1.6%
小　　計	約144.0ha						3.9%
商業地域	約174.2ha	40／10以下	8／10以下				4.7%
	約　1.1ha	50／10以下	8／10以下				0.0%
	約　4.0ha	60／10以下	8／10以下				0.1%
小　　計	約179.3ha						4.8%
準工業地域	約339.8ha	20／10以下	6／10以下				9.1%
	約 13.0ha	30／10以下	6／10以下				0.3%
	約　4.9ha	40／10以下	6／10以下				0.1%
小　　計	約357.7ha						9.5%
工業地域	約714.2ha	20／10以下	6／10以下				19.1%
小　　計	約714.2ha						19.1%
工業専用地域	約 21.6ha	20／10以下	6／10以下				0.6%
小　　計	約 21.6ha						0.6%
合　　計	約3,731.8ha						100.0%

○福岡都市計画区域　　（令和８年３月31日現在）

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約16ha	6／10以下	4／10以下			10m	6.3%
小　　計	約16ha						6.3%
第一種中高層住居専用地域	約70ha	20／10以下	6／10以下				27.6%
小　　計	約70ha						27.6%
第二種中高層住居専用地域	約5.6ha	20／10以下	6／10以下				2.2%
小　　計	約5.6ha						2.2%
第一種住居地域	約76ha	20／10以下	6／10以下				30.0%
小　　計	約76ha						30.0%
第二種住居地域	約5.0ha	20／10以下	6／10以下				1.9%
小　　計	約5.0ha						1.9%
近隣商業地域	約19ha	20／10以下	8／10以下				7.5%
小　　計	約19ha						7.5%
準工業地域	約42ha	20／10以下	6／10以下				16.6%
小　　計	約42ha						16.6%
工業地域	約20ha	20／10以下	6／10以下				7.9%
小　　計	約20ha						7.9%
合　　計	約253.6ha						100.0%

ウ　建築物の用途制限

用途地域 / 建物用途（例示）	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	白地地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿														
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの														
幼稚園、小学校、中学校、高等学校														
図書館 等														
神社、寺院、教会 等														
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム 等														
保育所等、公衆浴場、診療所														
老人福祉センター、児童厚生施設 等	1)	1)						1)						
巡査派出所、公衆電話所等														
大学、高等専門学校、専修学校 等														
病院														
２階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店 等													5)	
〃　500㎡以内　〃								6)					5)	
上記以外の店舗、飲食店				2)	3)	4)	4)					4)	5)	4)
上記以外の事務所 等				2)	3)									
ボーリング場、スケート場、水泳場 等					3)									
ホテル、旅館					3)									
自動車教習所、床面積の合計が15㎡を超える畜舎					3)									
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所 等						4)	4)					4)		4)
カラオケボックス 等						4)	4)					4)	4)	4)
２階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫														
営業用倉庫、3 階以上又は床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫（一定規模以下の附属車庫等を除く）														
客席の部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場														
〃　200㎡以上　〃														
劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、車券売場、勝舟投票券販売所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの														
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール 等														
個室付浴場業に係る公衆浴場 等														
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの								7)						
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの														
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境の悪化させるおそれがやや多いもの														
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場														
作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場														
日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場														
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設				2)	3)									
〃　少ない施設														
〃　やや多い施設														
〃　多い施設														

□建てられる用途　■建てられない用途

1) については、一定規模以下のものに限り建設可能。
2) については、当該用途に供する部分が２階以下かつ 1,500㎡以下の場合に限り建設可能。
3) については、当該用途に供する部分が 3,000㎡以下の場合に限り建築可能。
4) については、当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能。
5) については、物品販売店舗、飲食店が建築禁止。
6) については、農産物直売所、農家レストラン等のみ建築可能。2階以下。
7) については、農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。 ※著しい騒音を発生するものを除く。

エ　建築物の形態の制限内容

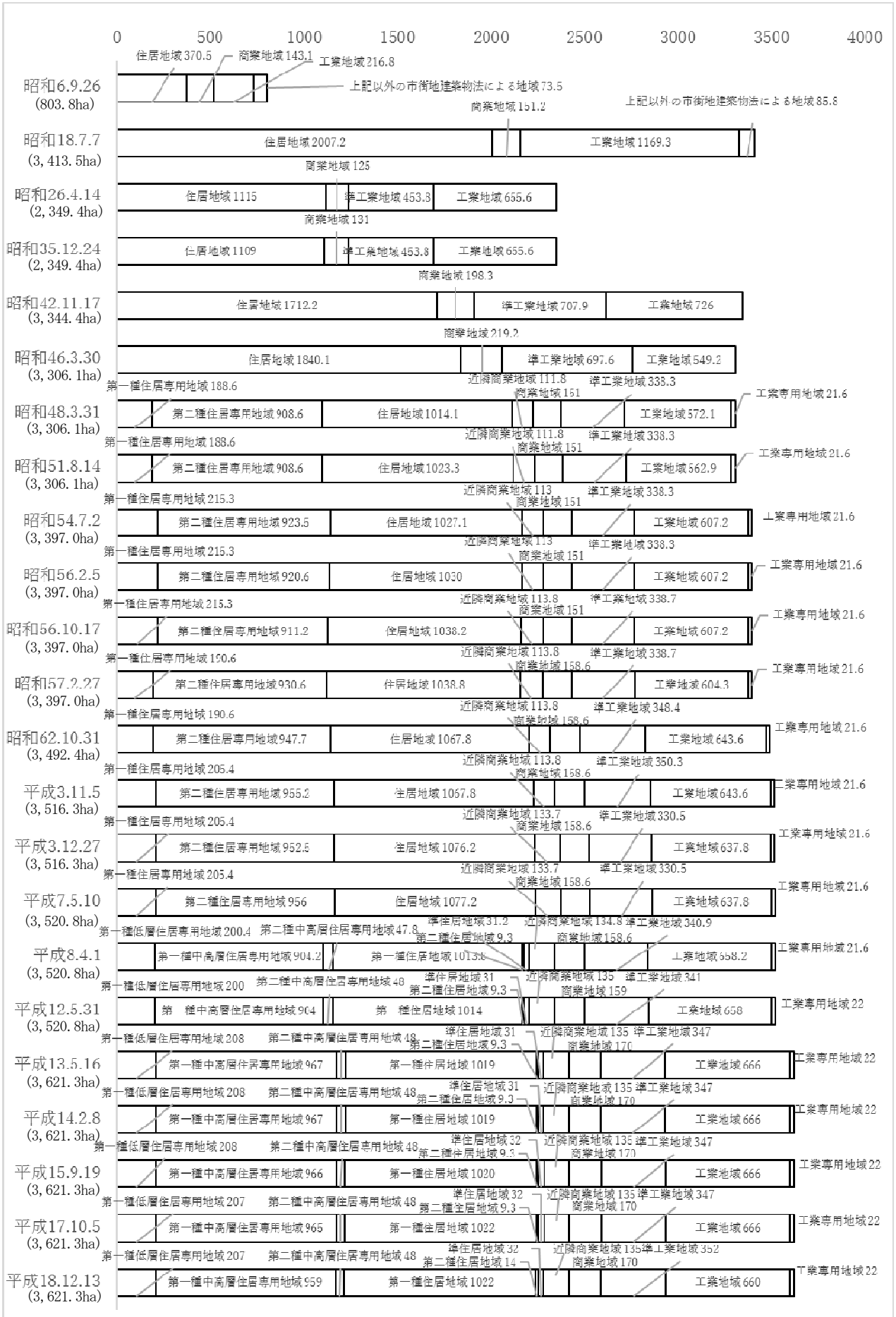
用途地域制限項目	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
容積率（%）	※ 50 60 80 100 150 200			※ 100 150 200 300 400 500		※ 100 150 200 300 400 500			※ 100 150 200 300 400 500	※ 200　800 300　900 400　1,000 500　1,100 600　1,200 700　1,300	※ 100 150 200 300 400 500	※ 100 150 200 300 400	※ 100 150 200 300 400
建蔽率（%）	※ 30・50 40・60			※ 30・50 40・60		※ 50・60・80			※ 60・80	80	※ 50 60 80	※ 50・60	※ 30・50 40・60
斜線制限　前面道路斜線　隣地斜線				（高層住居誘導地区） 1 1.25 (1.50) 1 1.25 道路 20M 20～30M (35M) 隣地境界線					1 2.5 1 1.5 31M 20～35M 隣地境界線				
斜線制限　北側斜線	真北 1 1.25 5M・10M 隣地境界線又は 前面道路の反対側の境界												

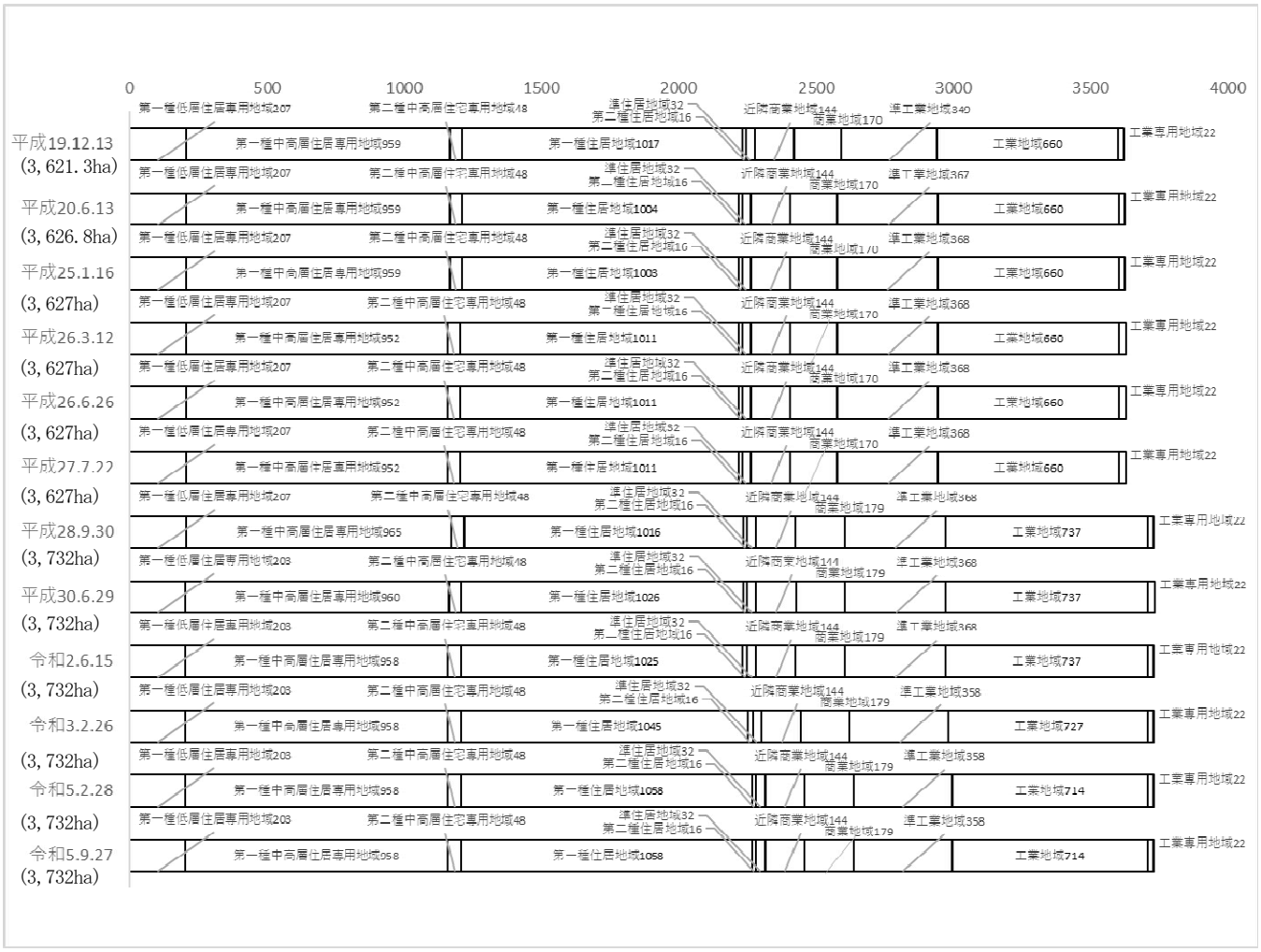
(注)※印は、それぞれの地域に応じて都市計画決定する。

容積率・・・建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合

建蔽率・・・建築物の建築面積の敷地面積に対する割合

オ　富山高岡広域都市計画区域における用途地域の変遷




0
500
1000
1500
2000
2500
3000
3500
4000
平成19.12.13
(3, 621. 3ha)
平成20.6.13
(3, 626. 8ha)
平成25.1.16
(3, 627ha)
平成26.3.12
(3, 627ha)
平成26.6.26
(3, 627ha)
平成27.7.22
(3, 627ha)
平成28.9.30
(3, 732ha)
平成30.6.29
(3, 732ha)
令和2.6.15
(3, 732ha)
令和3.2.26
(3, 732ha)
令和5.2.28
(3, 732ha)
令和5.9.27
(3, 732ha)
第一種低層住居専用地域207
第二種中高層住宅専用地域48
準住居地域32
第二種住居地域16
近隣商業地域144
商業地域170
準工業地域340
第一種中高層住居専用地域959
第一種住居地域1017
工業地域660
工業専用地域22
第一種低層住居専用地域207
第二種中高層住宅専用地域48
準住居地域32
第一種住居地域16
近隣商業地域144
商業地域170
準工業地域367
第一種中高層住居専用地域959
第一種住居地域1004
工業地域660
工業専用地域22
第一種低層住居専用地域207
第二種中高層住宅専用地域48
準住居地域32
第二種住居地域16
近隣商業地域144
商業地域170
準工業地域368
第一種中高層住居専用地域959
第一種住居地域1008
工業地域660
工業専用地域22
第一種低層住居専用地域207
第二種中高層住宅専用地域48
準住居地域32
第一種住居地域16
近隣商業地域144
商業地域170
準工業地域368
第一種中高層住居専用地域952
第一種住居地域1011
工業地域660
工業専用地域22
第一種低層住居専用地域207
第二種中高層住宅専用地域48
準住居地域32
第二種住居地域16
近隣商業地域144
商業地域170
準工業地域368
第一種中高層住居専用地域952
第一種住居地域1011
工業地域660
工業専用地域22
第一種低層住居専用地域207
第二種中高層住宅専用地域48
準住居地域32
第二種住居地域16
近隣商業地域144
商業地域170
準工業地域368
第一種中高層住居専用地域952
第一種住居地域1011
工業地域660
工業専用地域22
第一種低層住居専用地域207
第二種中高層住宅専用地域48
準住居地域32
第二種住居地域16
近隣商業地域144
商業地域179
準工業地域368
第一種中高層住居専用地域965
第一種住居地域1016
工業地域737
工業専用地域22
第一種低層住居専用地域203
第二種中高層住宅専用地域48
準住居地域32
第二種住居地域16
近隣商業地域144
商業地域179
準工業地域368
第一種中高層住居専用地域960
第一種住居地域1026
工業地域737
工業専用地域22
第一種低層住居専用地域203
第二種中高層住宅専用地域48
準住居地域32
第二種住居地域16
近隣商業地域144
商業地域179
準工業地域368
第一種中高層住居専用地域958
第一種住居地域1025
工業地域737
工業専用地域22
第一種低層住居専用地域203
第二種中高層住宅専用地域48
準住居地域32
第二種住居地域16
近隣商業地域144
商業地域179
準工業地域358
第一種中高層住居専用地域958
第一種住居地域1045
工業地域727
工業専用地域22
第一種低層住居専用地域203
第二種中高層住宅専用地域48
準住居地域32
第二種住居地域16
近隣商業地域144
商業地域179
準工業地域358
第一種中高層住居専用地域958
第一種住居地域1058
工業地域714
工業専用地域22
第一種低層住居専用地域203
第二種中高層住宅専用地域48
準住居地域32
第二種住居地域16
近隣商業地域144
商業地域179
準工業地域358
第一種中高層住居専用地域958
第一種住居地域1058
工業地域714
工業専用地域22

(2)　特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区である。

本市では、準工業地域において大規模集客施設制限地区を指定し、延べ床面積が 10,000㎡ を超える大規模集客施設の建築を制限している。(法第９条第 13 項、建築基準法第 49 条、第 50 条)

富山高岡広域都市計画区域

名　称	面　積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	備　考
大規模集客施設制限地区	約367.8	平19.11.1 市告第373号	平25.1.16 市告第３号	準工業地域

福岡都市計画区域

名　称	面　積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	備　考
大規模集客施設制限地区	約42	平19.11.1 市告第374号	平19.11.1 市告第374号	準工業地域

(3)　高度利用地区

高度利用地区は、昭和44年の都市再開発法の制定に伴い新設されたもので、市街地再開発事業の予定地及び再開発を必要とする区域において、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため次の制限を定める地区である。(法第８条、第９条第18項、建築基準法第59条)

（ｉ）容積率の最高限度、最低限度　（ii）建蔽率の最高限度　（iii）建築面積の最低限度

（iv）壁面の位置の制限

種　類	面　積 (ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	壁　面 位　置 の制限	計画決定 年月日
新横町	約0.5	45／10以下	20／10以上	7／10以下	200㎡以上	計画図 表　示	昭56.8.11 (市告第69号)
御旅屋第１地区	約0.5	55／10以下	20／10以上	7／10以下	200㎡以上	〃	昭58.7.21 (市告第139号)
御旅屋第２地区	約0.2	60／10以下	20／10以上	8／10以下	200㎡以上	〃	〃
御旅屋西通り地区	約0.6	50／10以下	20／10以上	8／10以下	200㎡以上	〃	平8.11.6 (市告第261号)
高度利用地区 (高岡駅前西第一街区)	約0.3	(注1) 75／10以下	20／10以上	(注2) 7／10以下	200㎡以上	〃	平14.2.8 (市告第27号)
	約0.6	(注1) 65／10以下	20／10以上	(注2) 7／10以下	200㎡以上	〃	
	約0.1	(注1) 55／10以下	20／10以上	(注2) 7／10以下	200㎡以上	〃	
合　計	約2.8	－	－	－	－	〃	

（注１）敷地の最低規模を500㎡とする。

（注２）建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第３項第１号または第２号のいずれかに該当する建築物にあっては１／10を加えたものとする。また、第５項第１号に該当する建築物にあっては適用しない。

(4)　防火地域、準防火地域

防火地域及び準防火地域は市街地における火災の危険を防除するため定める地域で、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要している。又、防火地域内の耐火建築物については建蔽率が緩和される。(法第９条第20項　建築基準法第61条～67条第２項、第53条第３項・第５項)

決定年月日	告示番号	面　積(ha)		摘　要
		防火地域	準防火地域	
昭和25．３．31	建告第278号	―	781.44	
昭和30．５．６	建告第627号	1.07	780.37	末広町通り沿線11mを 準防火地域から防火地域に
昭和31．７．14	建告第1072号	1.58	779.86	御旅屋通り沿線11mを 準防火地域から防火地域に
昭和34．８．13	建告第1481号	2.45	778.99	駅前地区を 準防火地域から防火地域に
昭和42．11．17	建告第3881号	3.32	1,037.14	準防火地域の拡大
昭和58．７．21	市告第138号	4.49	1,035.97	御旅屋第一街区他を 準防火地区から防火地域に
平成14．２．８	市告第28号	5.09	1,035.37	駅前西第一街区を 準防火地域から防火地域に
平成20．12．25	市告第441号	5.29	1,035.17	高岡駅交通広場を 準防火地域から防火地域に

(5)　風致地区

風致地区は、都市の自然的景観を維持し、樹林地等緑の保存を図るため定められる地区である。

風致地区については、富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例により建築物の建築、土地の形質の変更、木材の伐採等の行為を行う場合に高岡市長の許可が必要になっている。

◇　風致地区における建築等の主な規制　◇

許可を要する行為 〔条例第２条第１項〕	許可を要しない行為 〔条例第２条第２項〕	許可基準〔条例第４条〕
1　建築物、その他の工作物の新築・増築・改築又は移転	1)　床面積が10㎡以下で高さが12m以下の建築物の新築・増築・改築 2)　床面積が10㎡以下の建築物の移転 3)　その他	1)　高さが12m以下 2)　建蔽率が40%以下 3)　外壁又は柱の面から敷地境界までの距離が道路部分は２m以上、その他は１m以上であること 4)　改築後の高さが、従前の高さを著しく越えないこと 5)　風致維持に必要な植栽、その他の措置を構ずること

許可を要する行為 〔条例第２条１項〕	許可を要しない行為 〔条例第２条第２項〕	許可基準〔条例第４条〕
２　宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更	1)　面積が10㎡以下の土地の形質の変更、又は建築物の敷地内で、1.5m以上ののりを生じる切土、盛土が伴わないもの	1)　１ha以上の土地の形質を変更するものは、５m以上ののりを生じる切土、盛土を伴わないこと 2)　植栽、その他必要な措置を講ずること
３　木竹の伐採	1)　木竹の保育のための通常行われる木竹の伐採 2)　枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 3)　自家の生活に必要な木竹の伐採 4)　仮植した木竹の伐採 その他	1)　１ha以下の伐採で、伐採後の成林が確実なもの 2)　森林の土地の区域外の伐採 3)　その他
４　土石類の採取	1)　面積が10㎡以下で、1.5m以下ののりを生じる切土盛土が伴わないもの	
５　水面の埋立て又は干拓	1)　面積が10㎡以下のもの	
６　建築物等の色彩の変更		
７　屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	1)　面積が10㎡以下で、高さが1.5m以下であるもの	
共通事項（１～７）	1)　国・地方公共団体等が行う事業等（通知行為：条例第３条） 2)　その他	1)　形態及び意匠が、周辺区域の風致と不調和でないこと 2)　その他

◇　風致地区一覧表　◇

決定年月日	面　積（ha）							
	二上山	勝興寺	高岡公園	瑞龍寺	八丁道	前田公園	二塚	計
昭和25．３．28 建 告 １６２ 号	968.70	5.15	23.52	（八丁道地区として） 18.20			0.17	1,015.74
昭和42．11．17 建 告３８７９ 号	887.40	5.15	23.52	7.80	－	5.20	－	929.07
昭和46．１．16 県 告 ４８ 号	842.60	4.20	23.20	7.80	－	5.20	－	883.0
そ　の　他	一部 国定公園		県定公園					

(6)　駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域、近隣商業地域等で、自動車交通が著しく輻輳する地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について、駐車施設の整備を促進すべき地区である。（法第８条）

◇　駐車場整備地区の指定状況表　◇

名　称	面積(ha)	最終決定年月日　告示番号	備　考
高岡駅北駐車場整備地区	約 34	令和２年２月21日　市告第39号	高岡駅北周辺

ア　自動車駐車場

道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として、都市計画駐車場(法第11条)、届出駐車場（駐車場法第12条)、建築物附置義務駐車場（駐車場法第20条)、高岡市建築物における駐車場施設に関する条例（平成17年11月1日高岡市条例第174号）により駐車場の整備を進めている。

	届　出　駐　車　場	建 物 附 置 義 務 駐 車 場
対象地区	都市計画区域全域	商業地域、近隣商業地域
料　　金	有　　料	－
対象規模	路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上	・全部を特定用途に供するもの建物の延べ面積が2,000㎡を超えるもの300㎡に１台 ・全部を非特定用途に供するもの建物の延べ面積が3,000㎡を超えるもの450㎡に１台
特定用途	劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店、その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場	

（ｉ）大規模建築物附置義務駐車場（高岡市全域）　　（令和８年３月31日現在）

区　分	箇　所　数	総　収　容　台　数
民　営	34 箇所	5,609 台
公　営	１箇所	105 台

◇　公営附置義務駐車場の一覧表　◇

名　称	収　容　台　数	構　造	備　考
戸出コミュニティ施設	105 台	平　面	

（ⅱ）届出路外駐車場　　（令和８年３月31日現在）

区　分	箇　所　数	総　収　容　台　数
民　営	11 箇所	1,059 台
公　営	6 箇所	838 台
合　計	17 箇所	1,897 台

◇　公営届出路外駐車場の一覧表　◇

名　称	収容台数	構　造	備　考
高岡市営駅南駐車場	47台	平　面	うち、障害者等用３台
高岡市営新高岡駅第１駐車場	95台	平　面	うち、障害者等用２台
高岡市営新高岡駅第２駐車場	63台	平　面	うち、障害者等用１台
高岡市営新高岡駅第３駐車場	98台	平　面	うち、障害者等用２台
高岡市営新高岡駅前南駐車場	52台	平　面	うち、障害者等用４台
高岡市営新高岡駅南側立体駐車場	483台	立体（自走）、平面	うち、障害者等用８台

◇　駐車場建設に対する補助制度　◇

助成主体	根拠法及び制度名	助成対象	助成内容
高岡市	高岡市産業集積促進条例	商店街共同駐車場	補 助 率：20％ 補助対象：土地取得費及び設置費 限 度 額：3000万円

イ　自転車駐車場

自転車は、手頃な交通手段として多くの人に利用される一方で、自転車の放置は社会問題化している。このため、本市では、自転車駐車場の整備と高岡市自転車の放置防止に関する条例（平成17年11月1日高岡市条例第172号）に基づく、自転車の放置防止に努め、円滑な自転車利用を図っている。

◇　自転車駐車場の一覧表　◇

名　称	所在地	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	構　造	台数（台）	開始年月日
高岡駅前自転車駐車場	高岡市下関字布施452-6	774.18	548.55	鉄骨平屋建	560	平成19年12月26日
高岡駅南自転車駐車場	高岡市駅南5丁目801-3	550.75	412.78	鉄骨平屋建	407	平成5年4月1日
越中中川駅前自転車駐車場	高岡市中川741-4	724.65	312.32	鉄骨平屋建	308	平成3年4月26日
西高岡駅前自転車駐車場	高岡市立野字高池312-7	657.44	197.04	軽量鉄骨平屋建	400	平成12年12月20日
戸出駅前自転車駐車場	高岡市戸出町2丁目2354-2	973.38	327.4	軽量鉄骨平屋建	380	平成6年10月1日
雨晴駅前自転車駐車場	高岡市太田字沢4943-2	97.02	30	軽量鉄骨平屋建	32	平成7年10月1日
伏木駅前自転車駐車場	高岡市伏木古国府1-2	244.19	136.25	鉄骨平屋建	100	平成9年4月1日
能町駅前自転車駐車場	高岡市能町字立ノ上1436-21	198	59.8	軽量鉄骨平屋建	77	平成13年11月22日
米島口自転車駐車場	高岡市米島字表向453-1	472	44.1	軽量鉄骨平屋建	60	平成14年7月26日
片原町自転車駐車場	高岡市片原町43-1	124.82	21.6	アルミ製平屋建	30	平成22年10月13日
新高岡駅第1自転車駐車場	高岡市下黒田1875-1	121.8	89.9	アルミ製平屋建	102	平成27年3月14日
新高岡駅第2自転車駐車場	高岡市下黒田1887	43.05	15.9	アルミ製平屋建	30	平成27年3月14日
高岡駅前東自転車駐車場	高岡市下関町185-15	790.23	998（床面積）	鉄骨２階建	766	平成30年3月26日
高岡やぶなみ駅東自転車駐車場	高岡市羽広1055		101.88	アルミ製平屋建	128	平成30年3月17日
高岡やぶなみ駅西自転車駐車場	高岡市羽広331		165	アルミ製平屋建	120	平成30年3月17日
福岡駅前自転車駐車場	高岡市福岡町下蓑258-6	501.63	114.2	アルミ製平屋建	202	平成26年4月1日
福岡駅前北自転車駐車場	高岡市福岡町下蓑406-1	98	27	アルミ製平屋建	20	令和5年11月1日

◇ 自転車の放置防止に関する条例の主な内容

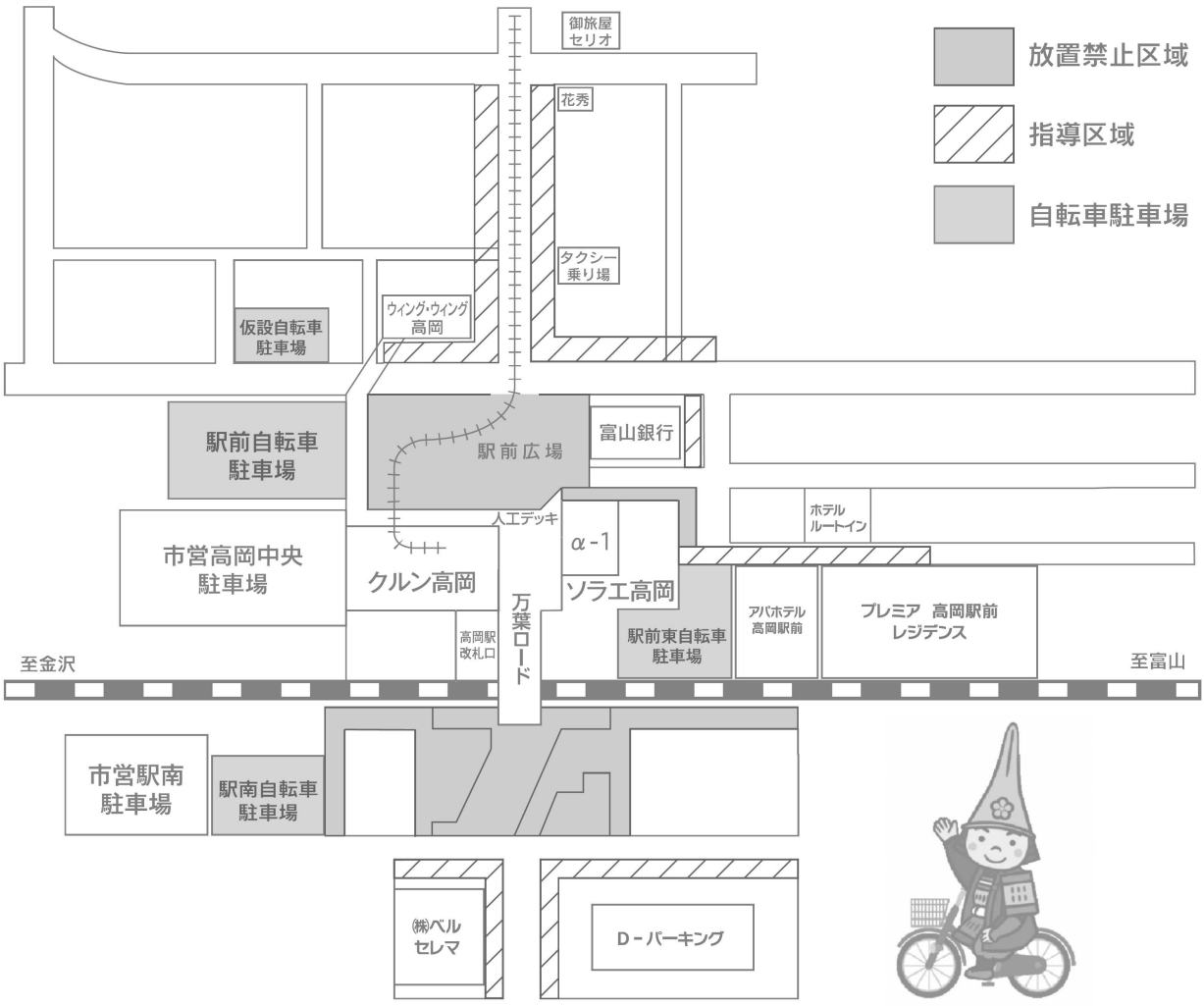
（ｉ） 鉄道事業者及び公共施設、商業施設、娯楽施設その他自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者、あるいは管理者に対する自転車駐車場設置の努力と市長の実施する施策への協力。

また、この条例に従い、平成17年11月１日「自転車駐車場設置要綱」を定め、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設に対し、自転車駐車場設置届出書を提出させることとしている。

（ⅱ）　自転車の放置禁止区域・指導区域の設定

	放　置　禁　止　区　域	指　導　区　域
対象地域	自転車の放置により生活環境が著しく阻害されている区域	
	自転車駐車場が整備されている区域	自転車駐車場が整備されていない区域
措　　置	移転・保管・処分	指導

自転車放置禁止区域、指導区域及び駅周辺自転車駐車場の位置



◇　自転車駐車場設置基準（設置要綱第２条）◇

対象区域	市街化区域		
施設の区分	公共施設	商業施設	娯楽施設
新築面積又は増築若しくは改築後の面積	５００㎡ 以 上		３００㎡ 以 上
自転車の収容能力（台数）	施設の面積500㎡まで20台 500㎡～5,000㎡までの部分 50㎡につき１台		施設の面積300㎡まで20台 300㎡～3,000㎡までの部分 30㎡につき１台

(7)　臨港地区

臨港地区は、港湾の機能を有機的に利用するため指定するもので、地区において一定の行為を行う場合には原則として知事へ、また、知事が地区内において分区を指定した場合は分区の区域内において、各分区の目的を著しく阻害する建築物等は条例で規制することができる。

（法第８条、第９条第23項、施行令第４条、港湾法第２条第４項、第38条第２項、第39条、第40条、第58条）

◇　臨港地区の指定状況表　◇

決定年月日	告示番号	名　称	面積(ha)	備　考
昭和41．２．14	建告第178号	伏木港臨港地区	116.0 (128.0)	高岡市伏木地区及び新湊市中伏木地区
平成６．１．21	県告第30号	伏木富山港臨港地区	133.0 (347.0)	区域、名称等の変更
平成28．９．30	県告第427号	伏木富山港臨港地区	165.2 (532.2)	区域の変更

（　）内は地区全体面積

(8)　伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区とは、文化財保護法に基づき、都市計画と連携しながら、歴史的な町並みや集落の保存と整備を行うものである。伝統的建造物群とは、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と定義される。市町村は、都市計画において区域を定め、国は市町村の申出を受けて、国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定する。（法第８条、施行令第４条、文化財保護法第142条、第143条）

◇　伝統的建造物群保存地区の指定状況表　◇

決定年月日	告示番号	地区名	面積(ha)	備　考
平成12．５．31	市告第121号	高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区	約５．５	平成12年12月４日　国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定
平成24．４．25	市告第59号	高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区	約６．４	平成24年12月28日　国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定
令和２．６．15	市告第129号	高岡市吉久伝統的建造物群保存地区	約４．１	令和２年12月23日　国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定

４　都市計画施設

(1)　道路

ア　計画及び整備状況

本市の都市計画道路は昭和５年に初めて計画決定され、昭和12年（20路線、延長約58㎞）昭和41年（36路線、延長約105㎞）に全体的な見直しを行い、その後市街化の動向や車の保有台数の伸びによる交通量の増加、交通

の質的変化などにより一部の修正追加を行い、現在70路線、延長約142㎞（富山高岡広域都市計画区域）に及んでいる。

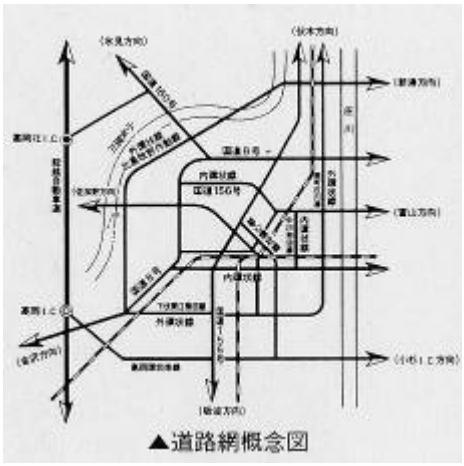
また、現在の都市計画道路網の骨格は市街地中心部への不必要な通過交通を排除し、各地区への合理的な接近を図ることを目的とした環状放射型路線で構成している。

その他、平成17年11月１日には、旧高岡市と旧福岡町との合併により、本市は二つの都市計画区域（富山高岡広域都市計画区域・福岡都市計画区域）が存在することとなった。その福岡都市計画区域内の都市計画道路は現在10路線、延長約12㎞に及ぶ。

◇　都市計画道路の整備状況

●富山高岡広域都市計画区域　（令和８年３月31日現在）

道路区分	幅員	路線数	延長(㎞)	改良済延長(㎞)	改良率(%)
自動車専用道路	22m以上	1	10.43	9.84	94.3
幹線街路	22m以上	12	50.57	41.80	81.6
	16m以上	35	58.62	47.15	
	12m以上	8	13.30	10.53	
	8m以上	1	2.38	2.37	
	小計	56	124.87	101.85	
区画街路	16m以上	1	0.69	0.69	98.5
	12m以上	3	1.42	1.38	
	8m以上	2	0.60	0.60	
	小計	6	2.71	2.67	
特殊街路（歩行者専用道）	8m以上	3	1.01	1.01	100
	8m未満	3	0.52	0.52	
	小計	6	1.53	1.53	
合計		69	139.54	115.89	83.1


▲道路網概念図

●福岡都市計画区域　（令和８年３月31日現在）

道路区分	幅員	路線数	延長(㎞)	改良済延長(㎞)	改良率(%)
自動車専用道路	22m以上	1	3.41	3.41	100.0
幹線街路	16m以上	4	4.15	3.64	86.7
	12m以上	4	3.90	3.34	
	小計	8	8.05	6.98	
区画街路	8m未満	1	0.76	0.76	100.0
合計		10	12.22	11.15	91.2

（注）改良済延長は事業費による換算延長

延長、改良済延長は、路線ごとではなく区間ごとで計上

●富山高岡広域都市計画区域

◇　都市計画決定延長(㎞)　（令和８年３月31日現在）

区域区分／道路区分	市域計	市街化区域			市街化調整区域
		DID区域内	DID区域外	計	
自動車専用道路	10.43	－	－	－	10.43

幹線道路	124.87	53.28	35.76	89.04	35.83
区画街路	2.71	0.96	1.75	2.71	－
特殊街路	1.53	0.99	0.54	1.53	－
高岡市合計	139.54	55.23	38.05	93.28	46.26

◇　改良済延長(km)　　(令和８年３月31日現在)

区域区分／道路区分	市域計	市街化区域			市街化調整区域
		DID区域内	DID区域外	計	
自動車専用道路	9.84	－	－	－	9.84
幹線道路	101.86	44.93	29.07	74.00	27.86
区画街路	2.67	0.96	1.71	2.67	－
特殊街路	1.53	0.99	0.54	1.53	－
高岡市合計	115.90	46.88	31.32	78.20	37.70

●福岡都市計画区域

◇　都市計画決定延長(km)　　(令和８年３月31日現在)

区域区分／道路区分	市域計	用途地域			用途無指定地域
		DID区域内	DID区域外	計	
自動車専用道路	3.41	－	－	－	3.41
幹線道路	8.05	－	5.32	5.32	2.73
区画街路	0.76	－	0.76	0.76	－
特殊街路	－	－	－	－	
高岡市合計	12.22	－	6.08	6.08	6.14

◇　改良済延長(km)　　(令和８年３月31日現在)

区域区分／道路区分	市域計	用途地域			用途無指定地域
		DID区域内	DID区域外	計	
自動車専用道路	3.41	－	－	－	3.41
幹線道路	6.98	－	4.25	4.25	2.73
区画街路	0.76	－	0.76	0.76	－
特殊街路	－	－	－	－	
高岡市合計	11.15	－	5.01	5.01	6.14

イ　駅前広場

都市交通の円滑と歩行者の安全を図るため、都市計画の一部として決定されている。

◇　駅前広場一覧表　◇

広場名	広場面積(㎡)		計画決定年月日	摘　要
	計画	供用		
高　岡　駅　前	11,350	11,350	令和２．７．15　県告第344号	高岡駅波岡線
高　岡　駅　南	5,000	5,000	平成26．３．12　市告第 28号	下関京田二塚線
西高岡駅前（北）	3,900	3,900	昭和49．２．19　県告第134号	西高岡駅前線
西高岡駅前（南）	2,200	2,200	平成５．１．８　県告第 13号	中保南北線
高岡やぶなみ駅前	2,900	2,900	平成27．７．22　県告第326号	高岡新駅停車場線
戸　出　駅　前	1,800	1,030	昭和49．２．19　県告第134号	戸出停車場線
能　町　駅　前	1,300	－	昭和56．２．５　県告第 91号	能町駅前線
新　駅　北　側	6,520	6,520	平成20．２．15　市告第 43号	新駅北通り線
新　駅　南　側	7,680	7,680	平成20．２．15　市告第 43号	新駅南通り線
伏　木　駅　前	－	800		
福　岡　駅　前	2,600	2,600	平成18．12．13　県告第681号	駅前線

ウ　高岡駅前広場

高岡駅前広場は、交通雑踏の緩和、能率的な交通処理及び歩行者の安全を図り、併せて都市の美観を構成するという目的で、昭和34年に事業を始め、面積約5,400㎡から約9,530㎡に拡張して、昭和38年に完成した。その後、駅前地下道の建設に伴う一部形状の変更を行い、さらに平成８年、西側に隣接する国鉄清算事業団用地の一部を取得、拡張整備を行っている。現在は、高岡駅周辺整備事業により新たに整備されている。

◇　総事業費の負担内訳（昭和38年）◇

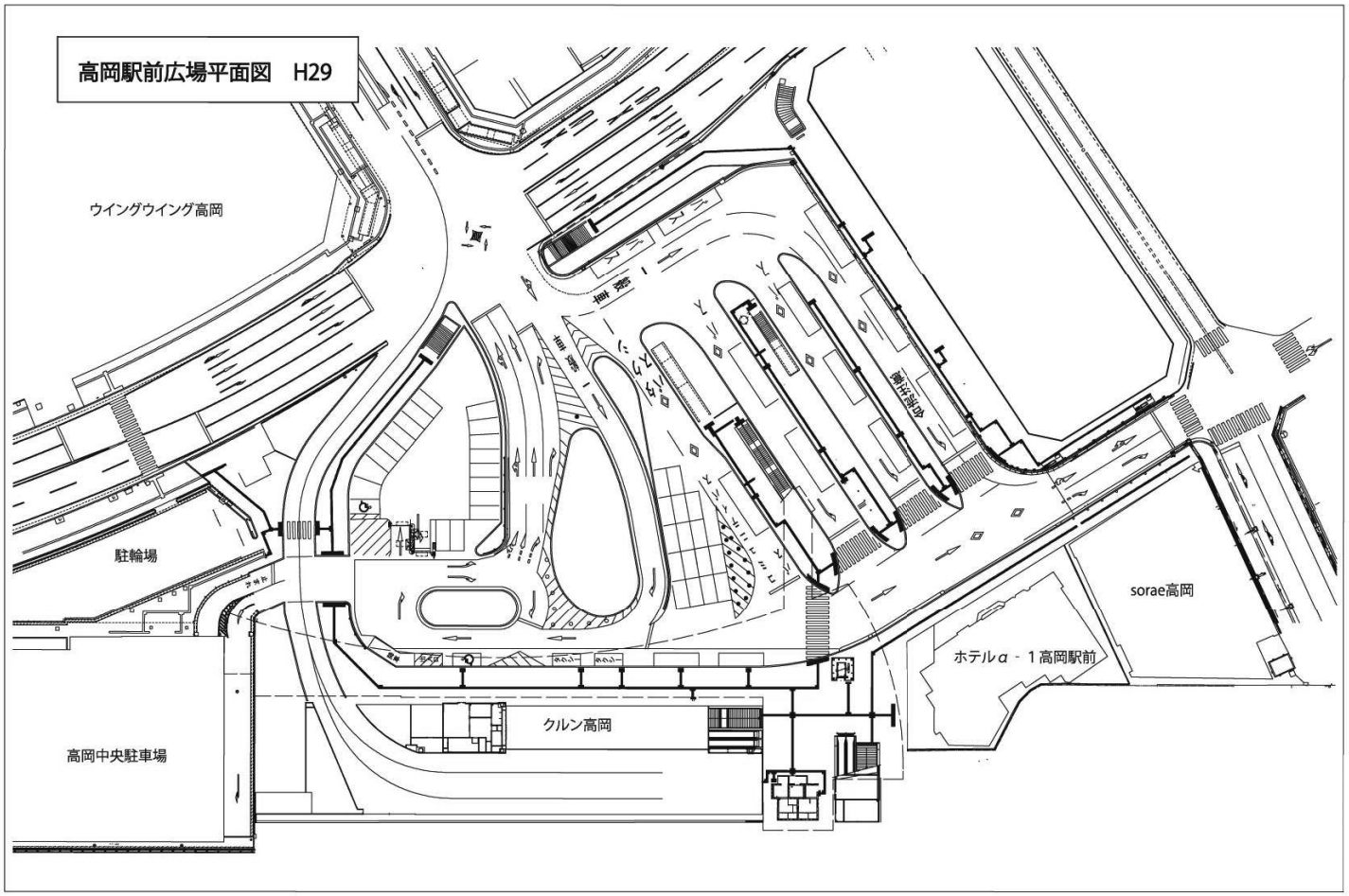
	高岡市	ＪＲ	国費	計
事業費（千円）	61,392	20,000	77,400	158,792
面積（㎡）	5,630	3,900		9,530

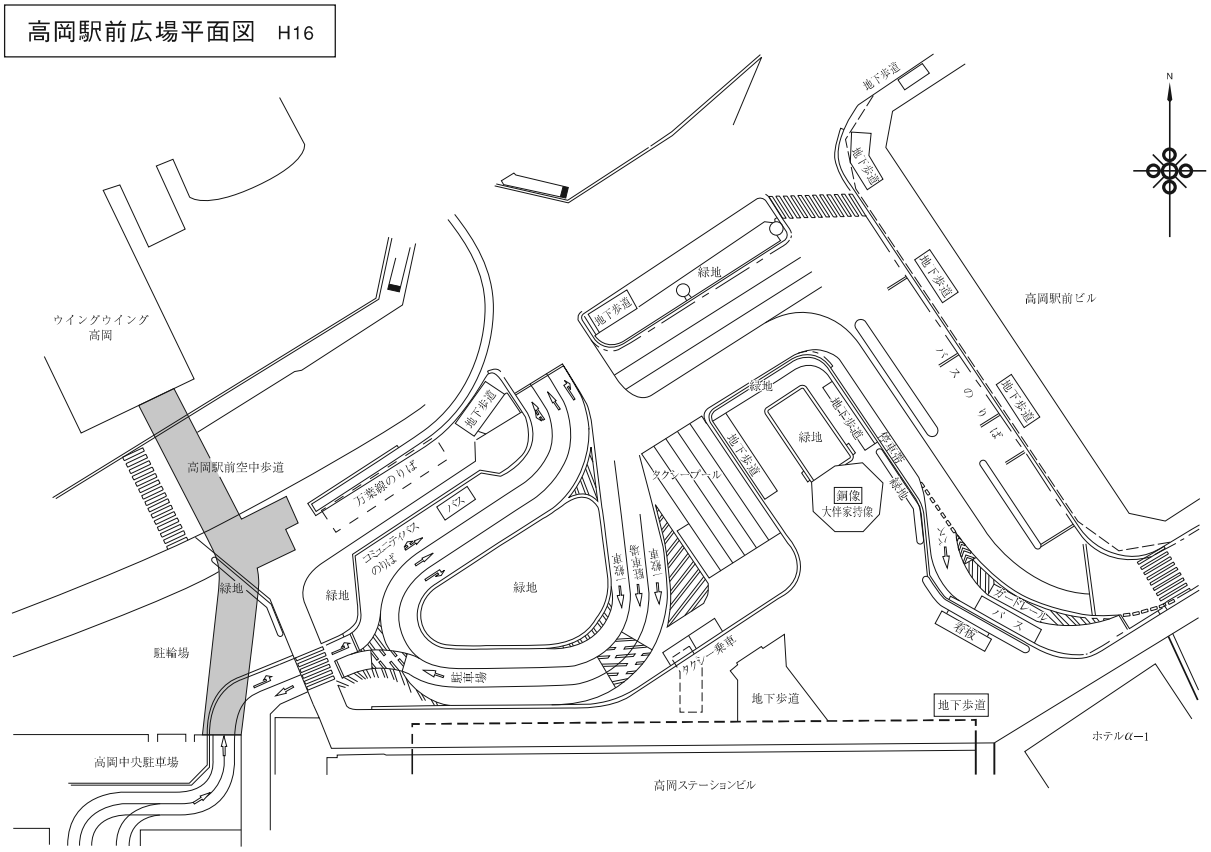
エ　高岡駅前地下街

本事業は昭和43年12月に高岡都市計画道路（公共地下道）として認可され、さらに昭和44年１月に株式会社高岡ステーションビルが特許事業として認可を受けて、昭和44年４月に着工し、総事業費394,000千円で昭和45年６月に完成した。現在は、高岡駅周辺整備事業により新たに整備されている。

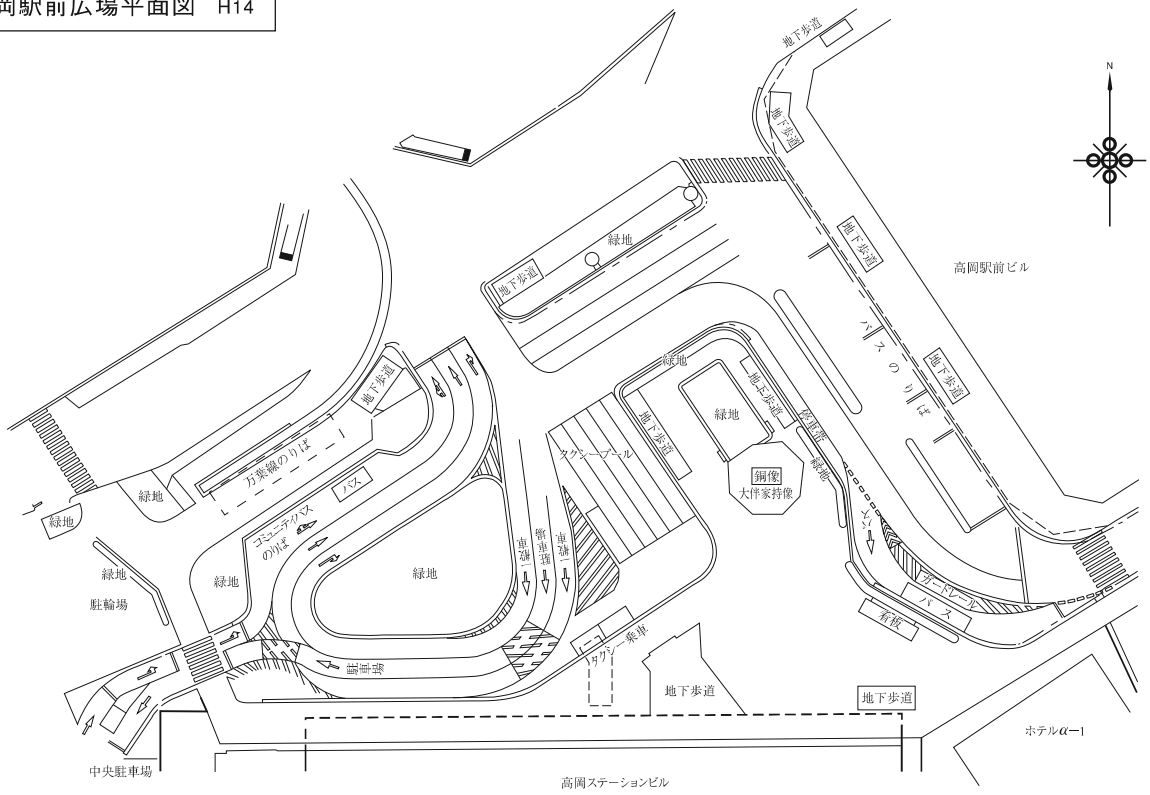
◇　地下街面積内訳表　◇

区　分	全体面積（㎡）	内　訳	
		JR用地（㎡）	市有地（㎡）
公共地下道	1,719.32	697.815	1,021.505
店舗その他	2,520.45	685.208	1,835.242
合計	4,239.77	1,383.023	2,856.747

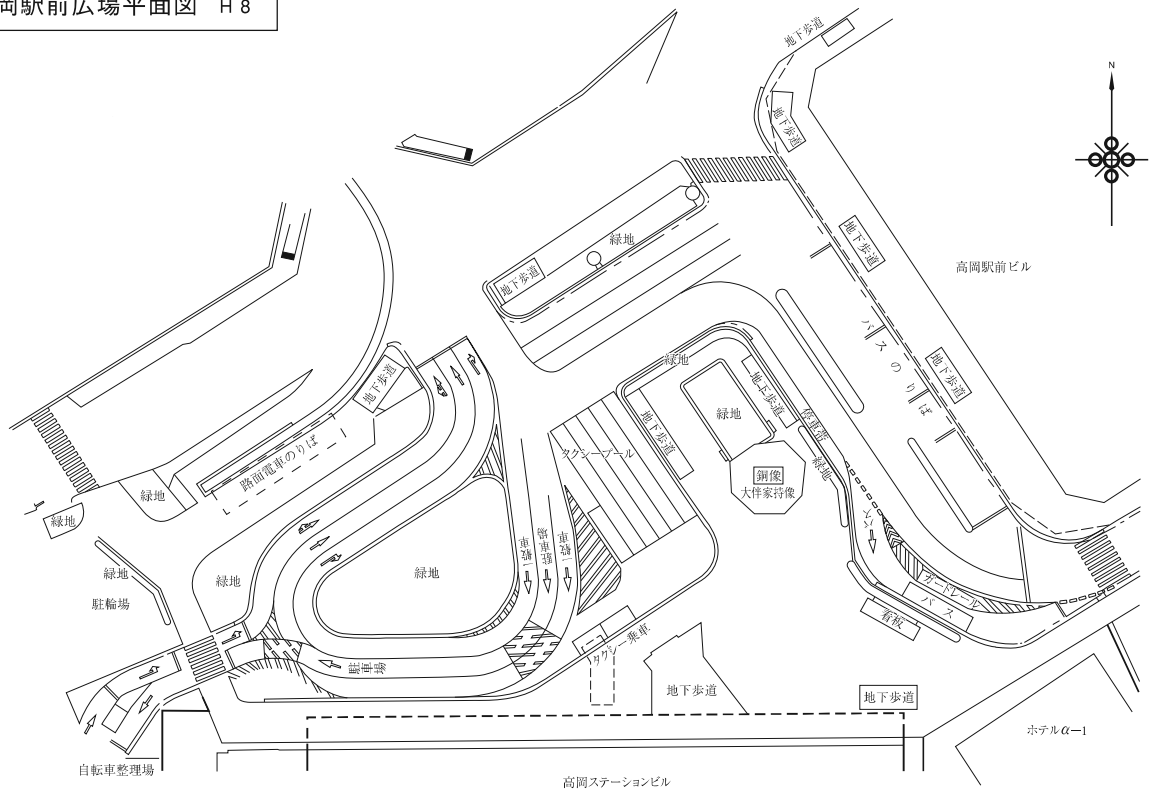

高岡駅前広場平面図　H29
ウイングウイング高岡
駐輪場
高岡中央駐車場
クルン高岡
sorae高岡
ホテルα－1高岡駅前


高岡駅前広場平面図　H16
ウイングウイング高岡
高岡駅前空中歩道
駐輪場
高岡中央駐車場
緑地
地下歩道
高岡駅前ビル
バスのりば
万葉線のりば
コミュニティバスのりば
タクシープール
銅像
大伴家持像
一般車乗降場
一般車
タクシー乗車
高岡ステーションビル
ホテルα－1

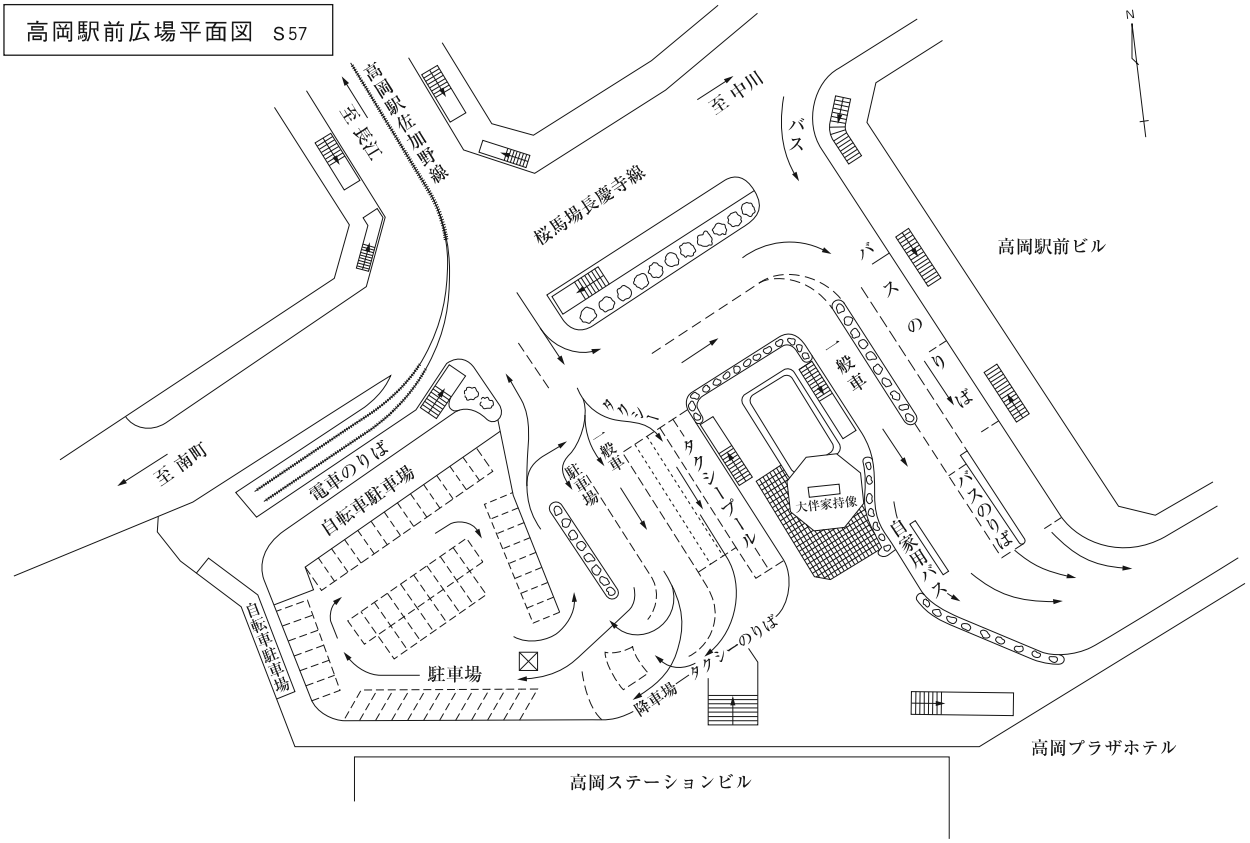
高岡駅前広場平面図　H14



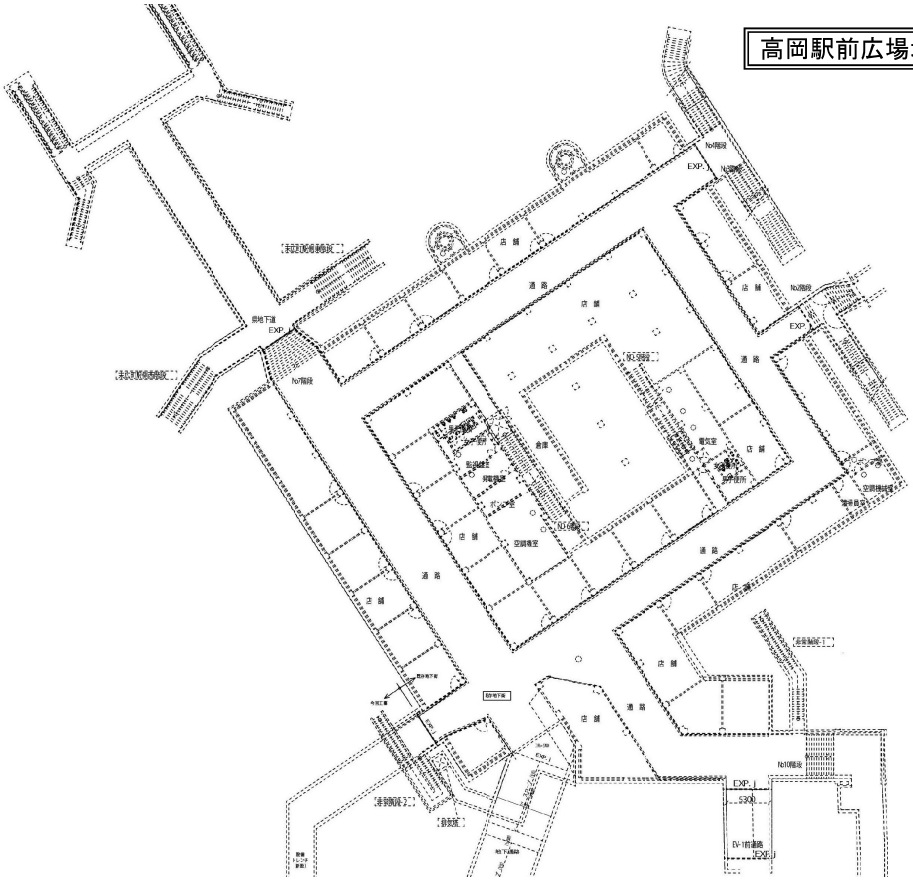
高岡駅前広場平面図　H８



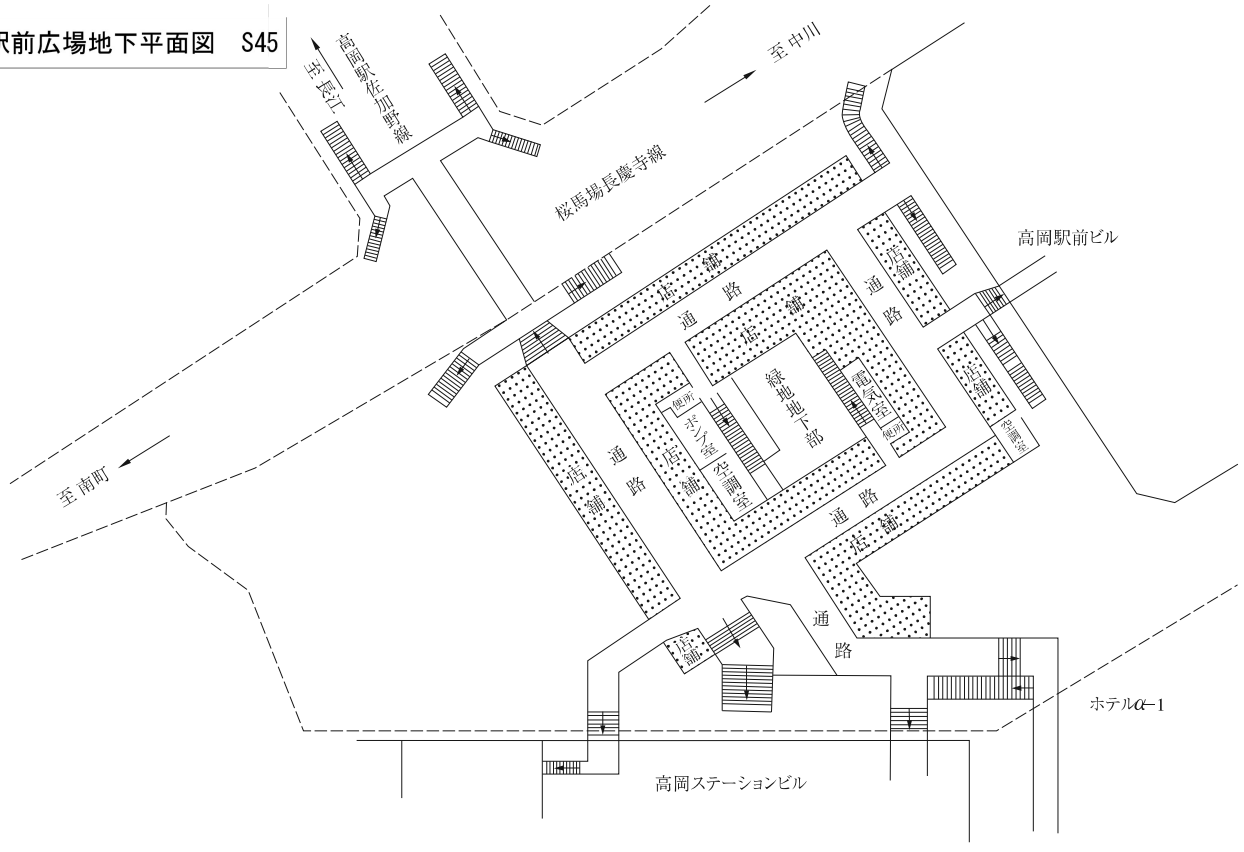
高岡駅前広場平面図　S57



高岡駅前広場地下平面図　H29



高岡駅前広場地下平面図　S45



オ　都市計画道路一覧表（富山高岡広域都市計画区域）　（令和８年３月31日現在）

街路番号	街路名称	起点	終点	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	摘要	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	改良済延長(m)
1・3・401	能越自動車道線	笹川	西海老坂 字横尾	23.5	未決定	10,430	嵩上式有	H1.3.1 県告第167号	H5.5.10 県告第358号	9,843
3・1・446	高岡環状南線	二塚	六家 字芋田	65	未決定	4,670	嵩上式有	H7.10.3 県告第632号	H7.10.3 県告第632号	4,670
3・3・101	臨港線	石丸 字北野	小杉町字上野 字地久	27	未決定	(8,500) 440	嵩上式有 あいの風とやま鉄道線、富山高岡８号バイパス線、大閣山高岡線、小杉中部線と立体交差	S53.3.18 県告第267号	S61.6.17 県告第961号	440
3・3・102	富山高岡８号バイパス線	富山市 金泉寺	四屋	23	4	(24,790) 4,250	嵩上式有 呉羽町袋線、七美大閣山線、臨港線と立体交差	S46.3.30 県告第316号	R3.2.26 県告第82号	4,250
3・3・108	新湊漁港中曽根線	新湊市 港町	中曽根	22	未決定	(2,320) 730	北島牧野作道線と立体交差	S41.10.24 建告第3550号	H10.4.17 県告第255号	730
3・3・121	太閤山高岡線	小杉町黒川新 字土代尻	二塚	23	未決定	(9,450) 720	嵩上式有 臨港線と立体交差	S41.10.24 建告第3550号	H7.10.3 県告第632号	720
3・3・401	高岡伏木線	佐野	伏木 中央町	25	4	9,690	あいの風とやま鉄道線、幹線街路富山高岡8号バイパス線と立体交差	S12.10.20 内告第623号	R5.9.27 県告第354号	8,100
3・3・402	国道160号バイパス線	四屋	東海老坂 字峠	28	未決定	3,640		S49.2.19 県告第134号	S49.2.19 県告第134号	3,640
3・3・403	高岡駅波岡線	下関 字布施	波岡	22	4	3,000	駅前広場 A=約11,350㎡	S12.10.20 内告第623号	R2.7.15 県告第344号	3,000
3・3・404	四屋野村線	長江	三女子	22	未決定	5,670	JR氷見線、立野四屋線と立体交差	S12.10.20 内告第623号	S49.2.19 県告第134号	0
3・3・405	立野四屋線	宝来町	上四屋	22	未決定	7,240	高岡環状南線と立体交差	S12.10.20 内告第623号	H7.10.3 県告第632号	6,000
3・3・406	下関京田二塚線	駅南５丁目	二塚	27	4	2,530	駅南広場 A=約5,000㎡	S12.10.20 内告第623号	H26.3.12 市告第28号	1,890
3・3・442	高岡北インター線	五十里	東海老坂 字大坪	27	未決定	1,640		H1.3.1 県告第167号	H1.3.1 県告第167号	1,640
3・4・103	東老田高岡線	富山市 東老田	大野	20	2	(11,250) 1,210		S34.3.31 建告第733号	H15.9.26 県告第485号	1,210
3・4・109	中央町中曽根線	新湊市 中央町	中曽根	16	未決定	(1,130) 370		S41.10.24 建告第3550号	S49.2.19 県告第134号	370
3・4・110	下牧野臨港線	下牧野 字川田	姫野 字竹倉部	16	未決定	(2,210) 1,460		S41.10.24 建告第3550号	S63.8.25 県告第950号	332
3・4・119	中新湊姫野線	新湊市 中新湊	姫野 字反官免	16	未決定	(1,080) 740		S63.8.25 県告第950号	S63.8.25 県告第950号	740

街路番号	街路名称	起点	終点	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	摘要	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	改良済延長(m)
3・4・122	北島牧野作道線	上北島	新湊市作道 字中不湖	18	2 (4,2)	(12,290) 11,760	嵩上式有 JR氷見線、JR新湊線と立体交差、新湊漁港中曽根線、臨港線と立体交差	S12.10.20 内告第623号	H15.10.1 県告第492号	7,255
3・4・407	能町庄川線	富岡町	下伏間江	21	4 (4,2)	7,370	あいの風とやま鉄道線と立体交差	S12.10.20 内告第623号	H17.10.5 県告第498号	6,876
3・4・408	片原町伏間江線	片原町	二塚 字星丸	20	未決定	3,590	あいの風とやま鉄道線、JR氷見線と立体交差	S40.1.14 建告第48号	S50.3.29 県告第302号	3,590
3・4・409	中川和田線	城東1丁目	北島	20	未決定	4,780	あいの風とやま鉄道線と立体交差2箇所	S12.10.20 内告第623号	H9.8.4 県告第518号	4,780
3・4・410	高岡戸出線	佐野	戸出行兼	20	未決定	7,760	高岡環状南線と立体交差	S33.3.31 建告第944号	H7.10.3 県告第632号	7,760
3・4・411	西下関線	末広町	末広町	18	4	340		S38.8.16 建告第2057号	H25.6.12 市告第75号	340
3・4・412	桜馬場南町線	広小路	白金町	16	2 (4,2)	2,900		S12.10.20 内告第623号	H25.12.27 県告第509号	2,674
3・4・413	下伏間江福田線	問屋町	六家 字畑田	18	4	4,910	あいの風とやま鉄道線、JR城端線と立体交差	S41.10.24 建告第3550号	H20.2.15 県告第91号	4,752
3・4・415	伏木中央線	伏木矢田	伏木国分 2丁目	18	2	2,900		S31.10.8 建告第1603号	R5.9.27 県告第354号	2,900
3・4・416	駅前下関線	下関町	下関町	16	未決定	200		S35.3.23 建告第650号	S49.2.19 県告第134号	200
3・4・418	木津佐野線	木津	佐野	16	2	1,130		S41.10.24 建告第3550号	H21.1.23 県告第31号	1,130
3・4・419	問屋町京田線	問屋町	京田	16	未決定	1,210		S47.8.29 県告第791号	S49.2.19 県告第134号	1,210
3・4・420	戸出停車場線	戸出 字南川原	戸出町 2丁目	16	未決定	280	駅前広場 A=約1,800㎡	S33.3.31 建告第944号	S49.2.19 県告第134号	0
3・4・426	戸出東西中央線	戸出 字大学島	醍醐	20	2	2,270	JR城端線と立体交差	S33.3.31 建告第944号	R4.1.12 県告第10号	1,671
3・4・429	戸出西線	戸出町 五丁目	戸出町 五丁目	16	2	470		S33.3.31 建告第944号	R2.7.15 市告第134号	220
3・4・433	戸出東線	戸出町 二丁目	戸出町 三丁目	16	2	1,290		S33.3.31 建告第944号	R2.7.15 県告第344号	281
3・4・435	能町駅前線	能町 字立ノ上	能町 字場久	16	未決定	610	駅前広場 A=約1,300㎡	S56.2.5 県告第91号	S56.2.5 県告第91号	480

街路番号	街路名称	起点	終点	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	摘要	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	改良済延長(m)
3・4・436	能町野村線	角字板鳥	野村	16	未決定	900		S56.2.5 県告第91号	S56.2.5 県告第91号	900
3・4・438	寺町古戸出線	戸出町 3丁目	戸出町 5丁目	16	未決定	730		S56.8.18 県告第856号	S56.8.18 県告第856号	595
3・4・439	古中伊勢領線	戸出町 5丁目	戸出町 6丁目	16	2	1,410		S56.8.18 県告第856号	H12.12.22 県告第676号	734
3・4・440	中田東西線	常国	上麻生	20	未決定	1,890		H1.5.24 県告第488号	H3.11.5 県告第774号	464
3・4・441	中田西線	下麻生 字下川原	中田	16	2	330		H1.3.31 県告第348号	R3.2.26 市告第38号	210
3・4・443	中田南北線	下麻生 字星田	中田	16	2	800		H2.3.13 県告第175号	R3.2.26 県告第81号	0
3・4・444	中保東西線	中保	立野	16	2	920		H5.1.8 県告第13号	H23.3.2 県告第79号	920
3・4・445	中保南北線	立野 字高池	中保	16	未決定	280	駅前広場 A=約2,200㎡	H5.1.8 県告第13号	H5.1.8 県告第13号	280
3・4・447	中曽根石丸線	中曽根	石丸 字北野	18	未決定	1,830		S12.10.20 内告第623号	H10.4.17 県告第255号	1,830
3・4・448	中曽根東西線	中曽根	中曽根	16	2	1,030		H15.11.18 市告第362号	H15.11.18 市告第362号	1,030
3・4・449	新駅北通り線	京田	京田	18	2	150	駅前広場 A=約6,520㎡	H20.2.15 市告第43号	H20.2.15 市告第43号	150
3・4・450	新駅南通り線	下黒田	下黒田	20	2	470	駅前広場 A=約7,680㎡	H20.2.15 市告第43号	H20.2.15 市告第43号	470
3・4・451	下黒田線	下黒田	下黒田	16	2	280		H20.2.15 市告第43号	H20.2.15 市告第43号	280
3・4・454	中田東線	常国	中田	16	2	430		R3.2.26 市告第38号	R3.2.26 市告第38号	425
3・5・417	京町熊野町線	明野町	熊野町	15	2	660		S12.10.20 内告第623号	H25.12.27 市告第92号	660
3・5・421	西高岡駅前線	立野 字高池	柴野内島 字早稲田	15	未決定	740	駅前広場 A=約3,900㎡	S34.3.31 建告第733号	S49.2.19 県告第134号	740
3・5・422	鴨島横田線	鴨島	横田本町	12	未決定	1,500		S41.10.24 建告第3550号	S49.2.19 県告第134号	1,500

街路番号	街路名称	起点	終点	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	摘要	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	改良済延長(m)
3・5・423	羽広内免線	羽広2丁目	内免4丁目	12	2	2,260		S41.10.24 建告第3550号	H25.7.17 県告第330号	1,350
3・5・424	守山向野線	西海老坂 字大坪	熊野町	12	2(4)	2,610		S12.10.20 内告第623号	R6.12.27 県告第482号	2,190
3・5・428	勝興寺南方線	伏木古府 1丁目	伏木一宮 字一区	12	未決定	1,000		S41.10.24 建告第3550号	S49.2.19 市告第22号	400
3・5・434	西高岡笹川線	立野 字高池	笹川 字出来野	12	未決定	1,070		S54.8.3 市告第91号	S54.8.3 市告第91号	1,070
3・5・453	高岡新駅 停車場線	羽広	羽広一丁目	13	2	440	駅前広場 A=約2,900㎡	H27.7.22 県告第326号	H27.7.22 県告第326号	440
3・6・452	南町羽広線	南幸町	羽広二丁目	11	2	1,370		H25.12.27 市告第92号	H25.12.27 市告第92号	1,370
7・4・402	区画2号線	東上関	寺町	19	未決定	690		S50.3.29 県告第302号	S50.3.29 県告第302号	690
7・5・401	区画1号線	赤祖父	京田	12	未決定	410		S51.1.20 市告第9号	S51.1.20 市告第9号	410
7・5・405	中田区画3号線	下麻生 字星田	常国	12	2	470		H11.11.17 市告第303号	H11.11.17 市告第303号	430
7・5・406	中田区画4号線	常国	中田 字高瀬	12	2	540		H11.11.17 市告第303号	H11.11.17 市告第303号	540
7・6・403	中田区画1号線	中田 字木村	中田 字移田野	9	未決定	230		H1.4.1 市告第87号	H1.4.1 市告第87号	230
7・6・404	中田区画2号線	中田 字木村	中田 字移田野	9	未決定	365		H1.4.1 市告第87号	H2.11.2 市告第151号	365
8・5・404	高岡駅南北 自由連絡通路	下関 字布施	下関 字沢田	12	定めない	100	嵩上式有	H17.3.9 市告第76号	H17.3.9 市告第76号	100
8・6・401	歩行者専用1号線	芳野	京田	9	定めない	830		S51.1.20 市告第9号	S51.1.20 市告第9号	830
8・6・403	横田地区1号線	千石町	千石町	8	定めない	130		S58.7.21 市告第140号	S58.7.21 市告第140号	130
8・7・405	高岡駅北口 歩行者専用道	下関 字布施	下関字布施 及び末広町	7	定めない	270	嵩上式有	H17.3.9 市告第76号	H24.4.25 市告第60号	270

街路番号	街路名称	起点	終点	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	摘要	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	改良済延長(m)
8・7・406	高岡駅北口 地下歩道中央線	下関 字布施	下関 字布施	7	定めない	60		H24.4.25 市告第60号	H24.4.25 市告第60号	60
8・7・407	高岡駅北口 地下歩道東線	下関 字布施	下関 字布施	5	定めない	140		H24.4.25 市告第60号	H24.4.25 市告第60号	140
合計	路線数 69					139,535				115,897

都市計画道路一覧表(福岡都市計画区域)　　(令和８年３月31日現在)

街路番号	街路名称	起点	終点	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	摘要	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	改良済延長(m)
1・3・1	能越自動車道線	大滝	下老子	23.5	未決定	3,410	嵩上式有	H1.3.1 県告第168号	H1.3.1 県告第168号	3,410
3・4・2	駅前線	福岡町下蓑 字中島	福岡町 福岡新	16	2	370	駅前広場 A=約2,600㎡	S42.4.5 建告第1321号	H18.12.13 県告第681号	240
3・4・3	福岡インター 小矢部線	木舟	木舟	17	未決定	340		H1.3.1 県告第168号	H1.3.1 県告第168号	340
3・4・4	福岡インター 上蓑線	木舟	上蓑	18	2	2,390		H10.12.11 県告第684号	H10.12.11 県告第684号	2,390
3・5・1	国道線	福岡町 下老子	福岡町 大滝	15	2	1,430		S42.4.5 建告第1321号	H18.12.13 県告第681号	870
3・5・2	学校老子線	八日市島	福岡 字上見	12	未決定	440		S42.4.5 建告第1321号	S47.11.22 町告第24号	440
3・5・3	三日市大野線	大野 字中ノ島	下老子	12	未決定	800		S42.4.5 建告第1321号	S47.11.22 町告第24号	800
3・5・4	上蓑土屋線	上蓑	福岡新	12	2	1,050	あいの風とやま鉄道線と 立体交差１箇所。	S42.4.5 建告第1321号	H10.12.11 県告第684号	666
3・5・5	岸渡川線	福岡 字砂田	大野 字下大野	12	未決定	1,230		S42.4.5 建告第1321号	S62.4.1 町告第14号	1,230
7・7・1	中央線	福岡町 福岡新	福岡町 福岡	7	定めない	760		S42.4.5 建告第1321号	H21.8.14 県告第414号	760
合計	路線数 10					12,220				11,146

カ　街路事業実施状況（令和７年度末現在施行中）

（百万円）

街路名	施行箇所	幅員(m)	延長(m)	事業年度	全体事業費	R６年度迄事業費	R７年度事業費	R８年度以降事業費	事業主体
下伏間江福田線	佐野～京田	25～33.5	1,150	H20～R11	10,575	8,758	366	1,451	市

キ　居住環境整備街路事業

居住環境整備街路事業は、これまでの自動車交通を主体とした都市幹線街路の整備と異なり、住民の日常生活圏の住居環境の向上を目的とした整備である。具体的には、①地区の交通安全の確保、②地区の防災機能の確保、③地区の居住環境の保全を目的とする街路事業であり、横田地区及び博労地区において調査を行い、横田地区で事業を実施している。

地区名	面積(ha)	調査	事業	居住環境整備による街路事業			
				路線名	幅員(m)	事業延長(m)	改良済延長(m)
横田地区	102.5	S54	S55～	羽広内免線	12	762	762
				鴨島横田線	12	543	543
博労地区	55.5	S57					

(2)　駐車場

①都市計画駐車場（自動車）

（令和８年３月31日現在）

番号	駐車場名	所在地	収容面積(ha)		収容台数(台)		最終計画決定日
			計画	供用	計画	供用	
404	市営御旅屋駐車場	片原町 御旅屋町	0.15	0.15	350	355	平成９年10月８日 市告第267号
405	高岡市営高岡中央駐車場	下関町	0.76	0.76	750	751	平成11年２月８日 市告第34号

◇　都市計画駐車場の概要　◇

名称	市営御旅屋駐車場	高岡市営高岡中央駐車場
施行主体	高岡市	高岡市
所在地	高岡市御旅屋町1222-1	高岡市下関町6-11
計画決定	平成９年10月８日 市告第267号	平成11年２月８日 市告第34号
事業認可	平成９年３月３日 (市街地再開発事業)	平成11年２月８日 (有料道路事業)
敷地面積	3,195.17㎡(再開発建築物敷地全体) 1543㎡(駐車場敷地)	7,527.21㎡
建築面積	1,205.22㎡	3,485.50㎡
延べ面積	8,740.30㎡	20,520.04㎡
構造	鉄骨造８階９層　連続傾床式	鉄骨造６階７層　スキップ式
収容台数	355台　自走式 (普通348台,身障7台)	751台　自走式 (普通739台,身障12台)
事業年度	平成９年度	平成10～13年度
事業費	約 1,558,000千円	約 4,431,100千円

②都市計画駐車場（自転車）

（令和８年３月31日現在）

番号	駐車場名	所在地	収容面積(ha)		収容台数(台)		最終計画決定日
			計画	供用	計画	供用	
406	高岡駅前東自転車駐車場	下関町の一部	0.08	0.08	1,000	766	平成27年２月23日 市告第45号

(3)　公共空地（公園緑地等）

都市計画において定める公共空地とは、「公園、緑地、広場、墓園、その他の公共空地」とされている。

公園、緑地等は、憩いの場、休息の場、また、レクリエーションの場として住民に潤いある生活をもたらすとともに、災害時の避難場所、公害の緩和地帯として機能するなど、都市生活上ますます欠くことのできないものとなっている。

本市における富山高岡広域都市計画区域には、公園、緑地及び墓園の３種が都市計画施設として定められており、54箇所、約430.86haのうち、46箇所、約128.12haが開設されている。また、福岡都市計画区域には公園、緑地の２種が都市計画施設として定められており、２箇所、約10.60haのうち、２箇所、約8.51haが開設されている。

◇　都市計画公園、緑地、墓園及び都市公園総括表　◇

（令和８年３月31日現在）

種別	都市計画決定				②都市計画決定以外		供用しているもの（①+②）		
	計画決定		①供用						
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	１人当たりの面積(㎡)
富山高岡広域都市計画区域									
街区公園	38	9.76	31	8.12	207	19.65	238	27.77	1.86
近隣公園	2	3.21	2	1.80	－	－	2	1.80	0.12
総合公園	5	320.8	4	52.51	－	－	4	52.51	3.52
運動公園	1	33.7	1	22.95	－	－	1	22.95	1.54
小計	46	367.47	38	85.38	207	19.65	245	105.03	7.05
特殊公園	－	－	－	－	1	0.40	1	0.40	0.03
緑地	7	45.09	7	28.88	3	0.51	10	29.39	1.97
墓園	1	18.3	1	13.86	－	－	1	13.86	0.93
緑道	－	－	－	－	1	2.42	1	2.42	0.16
広場公園	－	－	－	－	3	0.26	3	0.26	0.02
合計	54	430.86	46	128.12	215	23.24	261	151.36	10.16
福岡都市計画区域									
街区公園	－	－	－	－	7	0.63	7	0.63	0.56
近隣公園	－	－	－	－	1	0.10	1	0.10	0.09
総合公園	1	8.1	1	6.61	－	－	1	6.61	5.83
小計	1	8.1	1	6.61	8	0.73	9	7.34	6.48
特殊公園	－	－	－	－	1	0.22	1	0.22	0.20
緑地	1	2.50	1	1.90	2	0.07	3	1.97	1.74
合計	2	10.60	2	8.51	11	1.02	13	9.53	8.41

（注）人口は令和８年3月31日現在 160,480人を採用しており、うち富山高岡広域都市計画区域148,948人、福岡都市計画区域11,332人、福岡都市計画区域外200人となる。

◇　都市計画公園の計画決定及び整備状況

＊街区公園

番　号	公　園　名	最　終　都　市　計　画		公　　告		位　　置
		面積(ha)	決　定　告　示	面積(ha)	年月日	
富山高岡広域都市計画区域						
2.2.401	成美町公園	0.15	S46.２.８　市告第17号	0.19	R３.２.５	京町
2.2.402	博　労　公　園	0.16	H25.１.16　市告第４号	0.16	H25.１.24	清水町
2.2.403	西　部　公　園	0.26	S33.３.31　建告第945号	－	－	横田本町
2.2.404	志貴野公園	0.26	〃	－	－	開発本町
2.2.405	渡　り　公　園	0.26	〃	－	－	守護町１丁目
2.2.406	伏　木　公　園	0.26	〃	－	－	伏木一宮
2.2.407	吉　久　公　園	0.26	〃	－	－	吉久３丁目
2.2.408	能　町　公　園	0.17	S47.３.28　市告第53号	0.18	H11.３.31	能町
2.2.409	若　草　公　園	0.25	S33.３.31　建告第945号	－	－	中川園町
2.2.410	駅南１号公園	0.29	S46.10.11　市告第196号	0.29	S53.９.30	駅南１丁目
2.2.411	駅南２号公園	0.33	〃	0.33	S51.11.16	駅南３丁目
2.2.412	駅南３号公園	0.35	S47.３.28　市告第53号	0.35	S51.11.16	駅南４丁目
2.2.413	駅南４号公園	0.30	〃	0.31	S51.11.16	駅南５丁目
2.2.414	神　田　公　園	0.37	S49.３.９　市告第28号	0.37	S60.３.28	東上関
2.2.415	佐　野　公　園	0.25	S33.３.31　建告第945号	－	－	佐野
2.2.416	中　田　公　園	0.58	H７.３.31　市告第33号	0.57	H22.６.23	中田
2.2.417	城　東　公　園	0.10	S49.９.４　市告第101号	0.10	S51.11.16	城東１丁目
2.2.418	一　宮　公　園	0.30	S53.１.26　市告第15号	0.30	S53.９.30	伏木一宮2丁目
2.2.419	早　川　公　園	0.51	H26.６.26　市告第241号	0.50	S54.４.１	早川
2.2.420	戸　出　公　園	0.36	S53.１.26　市告第15号	0.36	S51.11.16	戸出町１丁目
2.2.421	井口本江公園	0.10	〃	0.10	S55.３.31	問屋町
2.2.422	秋葉町公園	0.10	S54.２.８　市告第21号	0.10	S55.３.31	戸出町２丁目
2.2.423	和　田　公　園	0.20	〃	0.20	S56.３.31	和田
2.2.424	宝　町　公　園	0.14	S54.２.８　市告第21号	0.20	S55.３.31	江尻
2.2.425	宮中新公園	0.27	S55.３.19　市告第19号	0.31	S56.３.31	吉久２丁目　３丁目
2.2.426	下伏間江公園	0.12	〃	0.12	S56.３.31	下伏間江
2.2.427	博労本町公園	0.12	〃	0.13	S57.３.29	博労本町
2.2.428	矢　田　公　園	0.11	S56.２.９　市告第6号	0.11	S58.３.30	伏木矢田

番　号	公　園　名	最　終　都　市　計　画		公　　告		位　　置
		面積(ha)	決　定　告　示	面積(ha)	年月日	
2.2.429	徳　市　公　園	0.20	〃	0.21	S57. 3.29	戸出徳市
2.2.430	野　村　公　園	0.30	S57. 3. 2　市告第19号	0.30	S59. 3.26	野村
2.2.431	南部２号公園	0.27	〃	0.27	S59. 3.26	赤祖父
2.2.432	荒屋敷公園	0.20	H9. 4.17　市告第86号	0.20	H11. 3.31	荒屋敷
2.2.433	堂　島　公　園	0.22	S59. 5. 8　市告第102号	0.22	S60. 3.28	立野西堂島
2.2.434	伏木前田公園	0.10	〃	0.10	H1. 3.16	伏木矢田
2.2.435	荻　布　公　園	0.17	S60. 7. 4　市告第180号	0.17	S61. 3.31	荻布新町
2.2.436	中曽根公園	0.18	S60.12. 2　市告第357号	0.18	S61. 3.31	中曽根
2.2.437	能町ふれあい公園	0.59	S61. 1.20　市告第３号	0.59	H1. 3.16	能町
2.2.438	新駅南側駅前公園	0.60	H21.10.20　市告第243号	0.60	H27. 3.10	下黒田
計	38箇所	9.76		8.12		

＊近隣公園

番　号	公　園　名	最　終　都　市　計　画		公　　告		位　　置
		面積(ha)	決　定　告　示	面積(ha)	年月日	
富山高岡広域都市計画区域						
3.3.401	前　田　公　園	1.67	H9.12. 5　市告第327号	1.67	S51.11.16	関
3.3.402	大　坪　公　園	1.54	S29. 3.30　建告第289号	0.13	S51.11.16	宝町
計	２箇所	3.21		1.80		

＊総合公園

番　号	公　園　名	最　終　都　市　計　画		公　　告		位　　置
		面積(ha)	決　定　告　示	面積(ha)	年月日	
富山高岡広域都市計画区域						
5.5.401	高　岡　公　園	20.84	S33. 3.31　建告第945号	21.17	H21.3.31	古城
5.5.402	二上山公園	268.1	S46. 1.16　県告第47号	12.10	S51.11.16	東海老坂、二上、城光寺、伏木一宮、氷見市宮田
5.5.403	高岡おとぎの森　公　園	11.2	H6. 2.25　県告第97号	10.99	H16. 3.31	佐野、上黒田、下島
5.4.404	高岡西部総合公　園	8.2	H22. 3. 3　市告第18号	8.25	H27. 3.31	高岡市千鳥丘町及び立野の各一部
5.5.405	牧野河川公園	12.5	H27.12.11　市告第124号	—	—	高岡市上牧野
計	５箇所	320.8		52.51		
福　岡　都　市　計　画　区　域						
5.4.1	福岡町民公園	8.1	S55. 8.21　県告第892号	6.61	H17.11. 1	下向田
計	１箇所	8.1		6.61		

＊運動公園

番　号	公　園　名	最　終　都　市　計　画		公　　告		位　　置
		面積(ha)	決　定　告　示	面積(ha)	年月日	
富山高岡広域都市計画区域						
6.5.401	城　光　寺　公　園	33.7	S55．1．17　県告第32号	22.95	S51.11.16	城光寺
計	1箇所	33.7		22.95		

◇　都市計画緑地の計画決定及び整備状況

番号	公　園　名	最　終　都　市　計　画		公　　告		位　　置
		面積(ha)	決　定　告　示	面積(ha)	年月日	
富山高岡広域都市計画区域						
102	富　山　新　港　地区緩衝緑地（県民公園新港の森）	全体　25.2 高岡市　15.4	H31．4．3　県告第190号	全体　25.00 市15.40	S57.10．1	姫野、金屋、石丸、射水市作道、二の丸町
401	高岡庄川緑地	26.2	S51.11．9　県告第1096号	9.91	H22.11．1	石瀬、蓮花寺、三女子
402	金　屋　緑　地	0.28	S60．2.19　市告第28号	0.35	H７．２．７	金屋町
403	高　陵　緑　地	0.98	S60．７．４　市告第179号	0.98	H２．１.12	中川園町
404	みなみの杜緑地	0.40	S62.11.18　市告第360号	0.40	H３．２.26	戸出３丁目
405	殿ヶ口緑地	1.00	S63．８．９　市告第231号	1.01	H４．１.27	赤祖父、京田
406	鎮守の森公園	0.83	H４．７.31　市告第112号	0.83	H11．３.31	中田
計	7箇所	45.09		28.88		
福　岡　都　市　計　画　区　域						
1	土屋親水緑地	2.50	H３.12．６　県告第848号	1.90	H17.11．1	土屋
計	1箇所	2.50		1.90		

◇　都市計画墓園の計画決定及び整備状況

番号	公　園　名	最　終　都　市　計　画		公　　告		位　　置
		面積(ha)	決　定　告　示	面積(ha)	年月日	
富山高岡広域都市計画区域						
401	二　上　霊　園	18.3	S55．1．17　県告示第33号	13.86	S42．６．１	城光寺、二上
計	1箇所	18.3		13.86		※墓域を除く

都市公園一覧表

番号	公　園　名	位　置	種　別	公　告　日	面積 (㎡)	備　考
1	高岡古城公園	古城 11-1 外	総合公園	H21. 3. 31	211,654	都市計画公園
2	二上山公園	城光寺/西海老坂/東海老坂	〃	S51. 11. 16	120,968	〃
3	城光寺公園	城光寺犬山	運動公園	S51. 11. 16	229,520	〃
4	前田公園	関 72	近隣公園	S51. 11. 16	16,707	〃
5	大坪公園	宝町 112 外	〃	S51. 11. 16	1,307	〃
6	成美公園	京町 244-1 外	街区公園	R３. ２. ５	1,902	〃
7	博労町公園	清水町２丁目 358-1	〃	H25. １. 24	1,604	〃
8	能町公園	能町 3056	〃	H11. 3. 31	1,761	〃
9	駅南２号公園	駅南３丁目 1401	〃	S51. 11. 16	3,299	〃
10	駅南３号公園	駅南４丁目 1401	〃	S51. 3. 31	3,548	〃
11	駅南４号公園	駅南５丁目 1401	〃	S51. 11. 16	3,063	〃
12	中田公園	下麻生 1205 外	〃	H22. 6. 23	5,747	〃
13	城東公園	城東１丁目 759-1 外	〃	S51. 11. 16	1,030	〃
14	戸出公園	戸出 4669 外	〃	S51. 11. 16	3,600	〃
15	伏木上野公園	伏木矢田上町 165-1 外	〃	S51. 11. 16	1,038	
16	あしつき公園	葦附 1239-10 外	特殊公園（動植物）	S51. 11. 16	4,019	
17	高峰公園	御馬出町 47-1	街区公園	H18. 5. 22	845	
18	大仏前公園	大手町 327 外	〃	S51. 11. 16	751	
19	野村長和里公園	野村 1424-6	〃	S52. 3. 24	622	
20	上黒田公園	上黒田 263-4 外	〃	S52. 3. 24	496	
21	大源寺公園	大源寺 1-75	〃	S52. 3. 24	619	
22	戸出住宅団地第１公園	戸出６丁目 236	〃	S52. 3. 24	1,037	
23	戸出住宅団地第２公園	戸出６丁目 120	〃	S52. 3. 24	1,455	
24	戸出住宅団地第３公園	戸出６丁目 368	〃	S52. 3. 24	1,092	
25	戸出住宅団地第４公園	戸出６丁目 441	〃	S52. 3. 24	1,077	
26	戸出住宅団地第５公園	戸出６丁目 326-1 外	〃	S52. 3. 24	1,226	
27	伏木本町公園	伏木本町 73-2 外	〃	S52. 3. 24	417	
28	高美町公園	高美町 18-49	〃	S52. 3. 24	854	
29	泉ヶ丘第１公園	泉ヶ丘 3300-134	〃	S52. 3. 24	913	
30	泉ヶ丘第２公園	泉ヶ丘 3300-301	〃	S52. 3. 24	562	
31	佐野緑町公園	佐野緑町 1500-139	〃	S52. 3. 24	830	
32	柴園町公園	柴野内島 45-9	〃	S52. 3. 24	309	

番号	公　園　名	位　置	種　別	公　告　日	面積 (㎡)	備　考
33	笹川公園	笹川74	街区公園	S52. 3. 24	841	
34	佐加野新町公園	佐加野新町1000-18	〃	S52. 3. 24	708	
35	守山第１公園	五十里西町107	〃	S52. 3. 24	586	
36	守山第２公園	五十里東町9	〃	S52. 3. 24	970	
37	守山第３公園	五十里東町200	〃	S52. 3. 24	999	
38	岩坪公園	岩坪9	〃	S52. 3. 24	702	
39	矢田新町第１公園	伏木矢田1-67	〃	S52. 3. 24	791	
40	矢田新町第２公園	伏木古府元町233-6	〃	S52. 3. 24	595	
41	醍醐公園	醍醐920-2	〃	S52. 3. 24	1,030	
42	高岡庄川緑地	石瀬630-2地先 他	緑　　地	H22. 11. 1	99,056	都市計画緑地
43	駅南１号公園	駅南１丁目1201	街区公園	S53. 9. 30	2,917	都市計画公園
44	一宮公園	伏木一宮２丁目242 外	〃	S53. 9. 30	3,000	〃
45	早川公園	早川	〃	S54. 3. 31	4,983	〃
46	天洞公園	下麻生伸町5515-40	〃	S54. 3. 31	2,604	
47	あじさい公園	下麻生伸町5487-45	〃	S55. 3. 31	728	
48	下川原公園	下麻生伸町859-45	〃	S55. 3. 31	1,090	
49	宝町公園	江尻1289-2外	〃	S55. 3. 31	1,978	都市計画公園
50	井口本江公園	問屋町275	〃	S55. 3. 31	1,017	〃
51	秋葉町公園	戸出２丁目2086-2	〃	S55. 3. 31	1,005	〃
52	内免公園	内免５丁目55-45	〃	S56. 3. 31	484	
53	ひまわり公園	下麻生伸町859-159	〃	S56. 3. 31	1,261	
54	和田公園	和田202外	〃	S56. 3. 31	2,016	都市計画公園
55	下伏間江公園	下伏間江29	〃	S56. 3. 31	1,172	〃
56	宮中新公園	吉久２丁目2684-1 外	〃	S56. 3. 31	3,063	〃
57	大寺台公園	伏木矢田25-54	〃	S56. 3. 31	525	
58	長江公園	長江52-2	〃	S57. 3. 29	726	
59	羽広公園	羽広２丁目222-5	〃	S57. 3. 29	592	
60	大清水公園	戸出大清水252-1	〃	S57. 3. 29	1,092	
61	吉住公園	戸出吉住611	〃	S57. 3. 29	2,740	
62	石代公園	戸出石代121	〃	S57. 3. 29	1,865	
63	西部金屋公園	西部金屋391 外	〃	H26. 3. 31	2,123	
64	地子木町公園	五福町190-3 外	〃	S57. 3. 29	776	
65	博労本町公園	博労本町242-4 外	〃	S57. 3. 29	1,322	都市計画公園
66	徳市公園	戸出徳市73-1	〃	S57. 3. 29	2,114	〃

番号	公　園　名	位　置	種　別	公　告　日	面積 (㎡)	備　考
67	野村志貴野苑公園	野村 933-17	街区公園	S57. 3. 29	313	
68	羽広第２公園	羽広 193-31	〃	S57. 3. 29	312	
69	矢田公園	伏木矢田 621 外	〃	S58. 3. 30	1,095	都市計画公園
70	荒屋敷公園	荒屋敷 75-5	〃	H11. 3. 31	2,015	〃
71	能町ガクシ公園	能町 1935-11	〃	S58. 3. 30	495	
72	高川原公園	下麻生伸町 859-260	〃	S58. 5. 16	2,425	
73	野村公園	野村 896-2 外	〃	S59. 3. 26	2,958	都市計画公園
74	南部２号公園	赤祖父 641	〃	S59. 3. 26	2,664	〃
75	アカシア第１公園	鐘紡町 711-122	〃	S60. 3. 28	1,026	
76	アカシア第２公園	鐘紡町 711-156	〃	S60. 3. 28	735	
77	神田公園	東上関 413	〃	S60. 3. 28	3,715	都市計画公園
78	堂島公園	立野美鳥町 3 丁目 19	〃	S60. 3. 28	2,217	〃
79	神田新町公園	神田新町 100	〃	S61. 3. 31	1,469	
80	荻布（五郎開）公園	荻布新町 200	〃	S61. 3. 31	1,663	都市計画公園
81	中曽根公園	中曽根 740-11	〃	S61. 3. 31	1,801	〃
82	角公園	角三島 39	〃	S62. 3. 31	2,769	
83	下田公園	野村 1781	〃	S62. 3. 31	1,778	
84	板鳥公園	角三島 80	〃	S62. 3. 31	1,559	
85	高陵緑地	中川園町 663-1 外	緑　　地	S62. 3. 31	9,830	都市計画緑地
86	問屋町公園	問屋町 102 外	街区公園	H25. 1. 22	1,020	
87	問屋町東公園	問屋町 189	〃	H１. 3. 16	1,774	
88	問屋町南公園	問屋町 403 外	〃	H１. 3. 16	1,645	
89	問屋町北公園	問屋町 2	〃	H１. 3. 16	1,915	
90	伏木前田公園	伏木矢田 306-1 外	〃	H１. 3. 16	1,013	都市計画公園
91	南部３号公園	下伏間江 582	〃	H20. 4. 3	1,508	
92	四つ葉町公園	荻布四つ葉町 127	〃	H20. 4. 3	757	
93	槐公園	京田 413	〃	H１. 3. 16	3,357	
94	南部７号公園	大野 668	〃	H１. 3. 16	4,280	
95	能町ふれあい公園	能町南２丁目 111	〃	H１. 3. 16	5,896	都市計画公園
96	戸出栄町第１公園	戸出栄町 43-3	〃	H２. 1. 31	2,000	
97	戸出栄町第２公園	戸出栄町 57-2	〃	H２. 1. 31	3,276	
98	戸出栄町第３公園	戸出栄町 53-2 外	〃	H２. 1. 31	3,039	
99	戸出栄町第４公園	戸出栄町 10	〃	H２. 1. 31	1,638	
100	国条町第１　児童公園	佐加野 1468-14	〃	H２. 1. 31	477	

番号	公　園　名	位　置	種　別	公　告　日	面積 (㎡)	備　考
101	蓮美町児童公園	蓮美町606-1	街区公園	Ｈ２．１．31	495	
102	頭川児童公園	頭川2627外	〃	Ｈ２．１．31	963	
103	万葉台児童公園	伏木矢田東上野25-81	〃	Ｈ２．１．31	562	
104	上牧野児童公園	上牧野112-4	〃	Ｈ２．１．31	621	
105	山川児童公園	山川288	〃	Ｈ２．１．31	1,624	
106	矢田南台第１公園	伏木矢田東上野30-192 外	〃	Ｈ２．１．31	1,534	
107	向野万葉台児童公園	向野字村中1086-4 外	〃	Ｈ２．１．31	486	
108	福栄町児童公園	福田六家229-5 外	〃	Ｈ２．１．31	1,273	
109	光ヶ丘児童公園	角字宗平106-39	〃	Ｈ２．１．31	680	
110	赤江町児童公園	問屋町156	〃	Ｈ２．１．31	501	
111	美濃児童公園	中川本町531	〃	Ｈ２．１．31	549	
112	北島公園	北島1196 外	〃	Ｈ２．１．31	1,881	
113	木津仲町公園	羽広146-5	〃	Ｒ２．３．11	521	
114	しらやま公園	江尻白山町1	〃	Ｈ２．１．31	753	
115	東島桜公園	戸出町４丁目1712	〃	Ｈ２．１．31	4,153	
116	御燈渕公園	戸出町２丁目5606	〃	Ｈ２．１．31	2,088	
117	みなみの杜緑地	戸出町３丁目2273	緑　　地	Ｈ３．２．26	4,002	都市計画緑地
118	出来田公園	出来田366-1 外	街区公園	Ｈ３．２．26	399	
119	アーバンタウン公園	大町359-16	〃	Ｈ３．２．26	626	
120	江尻万葉台児童公園	江尻字村中594-2	〃	Ｈ３．２．26	407	
121	オークタウン児童公園	井口本江字干場299-22	〃	Ｈ３．２．26	384	
122	にれの木台児童公園	角字宗平160-36	〃	Ｈ３．２．26	337	
123	中保団地第１児童公園	中保69-7	〃	Ｈ３．２．26	294	
124	中保団地第２児童公園	中保69-8	〃	Ｈ３．２．26	1,151	
125	中保団地第３児童公園	中保69-9	〃	Ｈ３．２．26	293	
126	中保団地第４児童公園	中保69-10	〃	Ｈ３．２．26	524	
127	戸出市野瀬児童公園	戸出市野瀬340	〃	Ｈ３．２．26	1,468	
128	金屋緑地	金屋町156-1 外	緑　　地	Ｈ３．２．26	3,539	都市計画緑地
129	戸出狼児童公園	戸出1305 外	街区公園	Ｈ４．１．27	329	
130	出来田新町第１公園	出来田55-33	〃	Ｈ４．１．27	311	
131	出来田新町第２公園	出来田42-8 外	〃	Ｈ４．１．27	423	
132	伏木桐ヶ丘児童公園	伏木古府514-10 外	〃	Ｈ４．１．27	391	
133	伏木加古川児童公園	伏木国分２丁目523-8	〃	Ｈ４．１．27	305	
134	矢田南台第２児童公園	伏木矢田字東上野30-93	〃	Ｈ４．１．27	594	

番号	公　園　名	位　置	種　別	公　告　日	面積 (㎡)	備　考
135	戸出あけぼの児童公園	戸出狼字焼野島60-32 外	街区公園	H4．1.27	324	
136	井口本江光風苑公園	井口本江字東三枚田520-13	〃	H4．1.27	318	
137	伏木古府第１児童公園	伏木古府３丁目501-43	〃	H4．1.27	318	
138	伏木古府第２児童公園	伏木古府３丁目500-43	〃	H4．1.27	330	
139	駅南緑の丘公園	赤祖父466	緑　　地	H4．1.27	10,084	都市計画緑地
140	蓮花寺公園	蓮花寺579-1	街区公園	H20．1.31	1,537	
141	母衣町児童公園	京町309	〃	H５．1.20	284	
142	山園町児童公園	二上院内500-41	〃	H５．1.20	337	
143	米島しきのが原公園	米島693-28	〃	H５．1.20	297	
144	鐘紡町児童公園	鐘紡町800-147	〃	H５．1.20	296	
145	羽広みどり台児童公園	羽広２丁目410-9	〃	H５．1.20	257	
146	戸出２丁目児童公園	戸出２丁目531-11	〃	H５．1.20	261	
147	立野すずかけ台公園	立野字北田18-10	〃	H５．1.20	361	
148	秋葉町ﾆｭｰﾀｳﾝ公園	戸出町２丁目2331-4	〃	H５．1.20	389	
149	吉久さくら台児童公園	吉久２丁目800-30 外	〃	H５．1.20	438	
150	能町かたかご台公園	能町字小樋1623-55	〃	H５．1.20	769	
151	高田島平成公園	平成町24	〃	H５．1.20	679	
152	向野志貴野台児童公園	向野町７丁目38-4	〃	H５．1.20	314	
153	立野美鳥町公園	立野美鳥町２丁目38	〃	H５．1.20	2,144	
154	能町かたかご台第２児童公園	能町字与助田1584-40	〃	H５．1.20	534	
155	国東橋運動広場	荒屋敷15地先	〃	H29．9.21	15,812	
156	佐加野公園	佐加野東23	〃	H７．4．1	2,044	
157	上麻生公園	上麻生33	〃	H７．4．1	1,224	
158	木津仲町第２公園	羽広117-8	〃	H７．4．1	894	
159	下牧野公園	下牧野3364	〃	H７．4．1	1,230	
160	三ヶ公園	三ヶ72-1	〃	H７．4．1	1,004	
161	立野東部公園	立野美鳥町１丁目107	〃	H７．4．1	2,105	
162	常国西公園	常国299-6	〃	H７．4．1	1,446	
163	常国南公園	常国391-40	〃	H７．4．1	1,506	
164	常国中央公園	常国264-3	〃	H７．4．1	2,476	
165	蓮花寺ﾆｭｰﾀｳﾝ公園	蓮花寺10-4	〃	H７．4．1	527	
166	御旅屋メルヘン広場	御旅屋町103	広場公園	H７．4．1	762	
167	上黒田緑地	上黒田181	緑　　地	H８．2．５	214	
168	駅南緑道	駅南１丁目103地先 外	緑　　道	H８．2．５	24,200	

番号	公　園　名	位　置	種　別	公　告　日	面積 (㎡)	備　考
169	八丁道緑地	東上関290	緑　　地	H8．2．5	1,029	
170	ｶﾞｰﾃﾞﾝﾀｳﾝ矢田公園	伏木矢田大寺19-8	街区公園	H8．4．1	392	
171	戸出葵町公園	戸出光明寺1870-25	〃	H8．4．1	397	
172	戸出花の杜公園	戸出７丁目3-76	〃	H8．4．1	2,404	
173	高岡おとぎの森公園	佐野 1332 外／上黒田319外／下島町394外	総合公園	H16．3．31	109,935	都市計画公園
174	秋思野ﾆｭｰﾀｳﾝ公園	鷲北新字村上62-29	街区公園	H９．3．24	382	
175	下麻生公園	下麻生字星田1302-16	〃	H９．3．24	317	
176	木津公園	木津612-1外	〃	H10．3．17	570	
177	西海老坂第１公園	西海老坂字腰前678-8	〃	H10．3．17	696	
178	西海老坂第２公園	西海老坂字腰前827-7	〃	H10．3．17	774	
179	吉住又新公園	戸出吉住102-3	〃	H10．3．17	613	
180	はす美台公園	蓮花寺497-2	〃	H10．3．17	551	
181	能町駅南公園	能町駅南17	〃	H10．3．17	568	
182	新港の森	姫野字小円坊 外	緑　　地	S57．10．1	154,000	都市計画緑地
183	二上霊園	城光寺犬山46 外	墓　　園	S42．6．1	138,615	都市計画墓園
184	オフィスパーク緑地	高岡市オフィスパーク15	緑　　地	H11．3．31	3,884	
185	いわせ野ﾆｭｰﾀｳﾝ公園	石瀬648-1	街区公園	H11．3．31	426	
186	中田鎮守の森緑地	中田字木村1430 外	緑　　地	H11．3．31	8,344	都市計画緑地
187	青葉公園	角字宗平401-1 外	街区公園	H11．11．4	2,111	
188	パセオガーデン	御旅屋町1224 外	〃	H12．3．31	745	
189	中の宮ﾆｭｰﾀｳﾝ公園	戸出町５丁目836-37	〃	H12．3．31	271	
190	戸出ひかり公園	戸出伊勢領2365-12	〃	H12．3．31	224	
191	南星公園	木津511-23	〃	H12．3．31	242	
192	関大町公園	関大町57-20	〃	H12．3．31	89	
193	向野本町公園	向野本町103-7	〃	H12．3．31	138	
194	国条町第２公園	佐加野字北平1468-13	〃	H12．3．31	165	
195	戸出南公園	戸出１丁目4622-14	〃	H12．3．31	166	
196	西藤平蔵公園	西藤平蔵289-5	〃	H12．3．31	199	
197	伏木若草公園	伏木古府３丁目422-22	〃	H12．3．31	192	
198	下牧野ひまわり公園	下牧野字埋田426-22	〃	H12．3．31	104	
199	戸出町１丁目団地公園	戸出町１丁目2689-21	〃	H12．3．31	197	
200	角第２公園	角字宗平28-4	〃	H12．3．31	104	
201	木町団地公園	地子木町1-28外	〃	H12．3．31	143	

番号	公　園　名	位　置	種　別	公　告　日	面積 (㎡)	備　考
202	角第３公園	角字宗平 288-21	街区公園	H12. 3. 31	103	
203	姫野第４公園	姫野字狭間 920-28	〃	H12. 3. 31	117	
204	野村第４公園	野村 1297-4	〃	H12. 3. 31	103	
205	蓮花寺中部公園	蓮花寺 104-4	〃	H12. 3. 31	107	
206	伏木こまどり台公園	伏木矢田字東上野 22-56	〃	H12. 3. 31	170	
207	戸出伊勢領公園	戸出伊勢領 457 外	〃	H12. 3. 31	986	
208	蓮花寺西部公園	蓮花寺 204-10	〃	H12. 3. 31	135	
209	蓮花寺公聖台公園	蓮花寺 546-2	〃	H12. 3. 31	146	
210	にれの木台第２公園	角板鳥 585-15 外	〃	H12. 3. 31	194	
211	戸出かがやき台公園	戸出町２丁目 1357-10	〃	H12. 3. 31	209	
212	瑞穂町公園	瑞穂町 154-6	〃	H12. 3. 31	99	
213	旭ケ丘公園	江尻字村前 74-47	〃	H12. 3. 31	265	
214	戸出北町かがやき台公園	戸出度々御酒 1396-22	〃	H12. 3. 31	175	
215	石瀬第２公園	石瀬 502-1	〃	H12. 3. 31	180	
216	あかつき台公園	中曽根 370-23	〃	H12. 3. 31	165	
217	あけぼのｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ公園	戸出狼字焼野島 108-26	〃	H12. 3. 31	190	
218	万葉台ニュータウン公園	向野町字村中 1088-3	〃	H12. 3. 31	167	
219	上関ニュータウン公園	上関 708-18	〃	H12. 3. 31	129	
220	桜坂公園	伏木古府元町 476-46	〃	H13. 3. 23	521	
221	中曽根第２公園	中曽根 445-4	〃	H13. 3. 23	112	
222	立野すずかけ台２号公園	立野字高池 331 番 5	〃	H14. 3. 29	319	
223	上牧野若葉公園	上牧野 13 番 5	〃	H14. 3. 29	100	
224	金屋町八番街公園	金屋町 637 番 11	〃	H14. 8. 23	403	
225	羽広二丁目公園	羽広 2 丁目 268-18	〃	H16. 3. 31	123	
226	清水町三丁目公園	清水町 3 丁目 483-20	〃	H16. 3. 31	157	
227	米島ニュータウン公園	米島表向 470-5	〃	H16. 3. 31	120	
228	ｳｲﾝｸﾞ・ｳｲﾝｸﾞ高岡広場	末広町 900	広　　場	H16. 3. 31	800	
229	木津彩都公園	木津 458 番 127 外	街区公園	H17. 1. 31	1,870	
230	トークタウン北島第１公園	北島字地廻 656 番 30	〃	H17. 1. 31	305	
231	トークタウン北島第２公園	北島字朱田 323 番 6	〃	H17. 1. 31	270	
232	戸出北部公園	戸出町 5 丁目 5226 番地	〃	H26. 3. 31	1,591	
233	木舟児童公園	福岡町木舟 131 番地 26	〃	R７. 3. 31	530	
234	江尻児童公園	福岡町江尻 201 番地１	〃	H17. 11. 1	1,276	
235	上蓑児童公園	福岡町上蓑 16 番地 21	〃	H17. 11. 1	524	

番号	公　園　名	位　置	種　別	公　告　日	面積 (㎡)	備　考
236	赤丸のぞみが丘児童公園	福岡町赤丸798番地31	街区公園	H17.11.1	617	
237	西川原島児童公園	福岡町西川原島77番地4	〃	H17.11.1	600	
238	一歩二歩児童公園	福岡町一歩二歩331番地12	〃	H17.11.1	689	
239	矢部日尾公園	福岡町矢部899番地2	近隣公園	H17.11.1	1,028	
240	福岡公園	福岡町下向田字口山100番地	総合公園	H17.11.1	66,091	都市計画公園
241	木舟城址公園	福岡町木舟146番地	特殊公園	R3.10.29	2,224	
242	福岡駅前通りふれあい公園	福岡町福岡字岡島1071番地1	緑　　地	H17.11.1	161	
243	土屋親水公園	福岡町土屋1番地	〃	H17.11.1	19,000	都市計画緑地
244	上野公園	福岡町上野54番地4	〃	H17.11.1	528	
245	トークタウン野村公園	野村90番37	街区公園	H18.3.30	252	
246	戸出岡御所公園	戸出岡御所10番23	〃	H18.3.30	227	
247	中島町公園	中島町844番地25	〃	H18.3.30	214	
248	本郷公園	本郷2丁目469番地7	〃	H18.3.30	204	
249	古府元町桜ケ丘公園	伏木古府元町430番27	〃	H19.3.30	210	
250	伏木一宮２丁目公園	伏木一宮2丁目412番20	〃	H19.3.30	270	
251	美幸町２丁目公園	美幸町2丁目195番37	〃	H19.3.30	294	
252	石瀬公園	石瀬281番7	〃	H19.6.25	199	
253	中保２号公園	中保1299	〃	H20.4.3	2,863	
254	中保３号公園	中保1153	〃	H20.4.3	1,536	
255	矢田第２公園	伏木矢田字場所424番14外1	〃	H20.7.2	224	
256	内免第２公園	内免2丁目714番36	〃	H21.1.5	333	
257	西干場児童公園	福岡町福岡新413	〃	H21.7.1	2,076	
258	高伏町公園	江尻1396	〃	H23.3.16	311	
259	ｴﾊﾞｰｸﾞﾘｰﾝ中曽根３号公園	中曽根2511番地	〃	H22.1.21	4,139	
260	二上町公園	二上町1071番5	〃	H22.1.21	434	
261	志貴野しらとり台公園	志貴野しらとり台196番地	〃	R2.9.7	2,080	
262	ｴﾊﾞｰｸﾞﾘｰﾝ中曽根４号公園	中曽根2192番地	〃	H23.3.16	1,795	
263	戸出中之宮４号公園	戸出町4丁目2003番地	〃	H23.12.5	1,988	
264	ｴﾊﾞｰｸﾞﾘｰﾝ中曽根１号公園	中曽根2872番地	〃	H23.12.5	680	
265	ｴﾊﾞｰｸﾞﾘｰﾝ中曽根２号公園	中曽根2727番地	〃	H23.12.5	1,135	
266	戸出西部公園	戸出町5丁目5387番地	〃	H25.1.24	1,731	
267	戸出一反橋公園	戸出町5丁目5132番地	〃	H25.1.24	1,627	
268	新高岡駅南口公園	下黒田3030番地外	〃	H27.3.10	6,045	都市計画公園
269	高岡西部総合公園	千鳥丘町1番地外	総合公園	H27.3.31	82,525	〃

番号	公　園　名	位　置	種　別	公　告　日	面積 (㎡)	備　考
270	木津の庄１号公園	木津2425番地	街区公園	H29. 9. 21	2,809	
271	第一木津北公園	木津2028番地	〃	H29. 9. 21	999	
272	第一木津南公園	木津2362番地	〃	H29. 9. 21	1,605	
273	高岡駅北口交流広場	下関419番地34	広　　場	R 1. 11. 25	1,036	
274	玉川中央公園	伏木中央町197番地	街区公園	R3. 10. 29	747	

(4)　下水道施設

本市の下水道事業は、戦後間もない昭和24年、中心市街地673haの事業認可を得て以来、数次に渡る計画変更を行ない、公共下水道、特定環境保全公共下水道、都市下水路など、地理的、社会的条件に応じて様々な下水道事業に取り組んでいる。

現在、すべての処理区で供用開始しており、令和７年度末の計画面積は約4,153ha、整備済面積は3,330ha、面積整備率は約80.2%となっている。

ア　公共下水道

ｉ）計画概要

ａ）計画決定概要　　（令和８年３月31日現在）

都市計画区域		富山高岡広域					福岡
処理区名		高岡処理区	伏木処理区	小矢部川処理区	神通川左岸処理区	太田処理区	小矢部川処理区
計画決定年月日	当初	昭33.2.20	昭33.2.20	昭58.7.8	平5.8.18	平1.12.13	昭58.7.4
	最終	平30.9.4	平30.9.4	平30.9.4	平30.9.4	平30.9.4	平7.12.6
管渠	延長	－	－	－	－	490	300
ポンプ施設	箇所数	2	－	5	－	－	
	敷地面積(㎡)	4,150	－	7,340	－	－	
処理施設	名称	四屋浄化センター	伏木浄化センター	－	－	松太枝浜浄化センター	
	敷地面積(㎡)	30,000	4,310	－	－	13,340	
	処理能力(晴天時日最大m^3／d)	36,000	5,600	－	－	1,500	

b）事業認可（都市計画法）概要　　（令和８年３月31日現在）

都市計画区域		富山高岡広域					福岡
処理区名		高岡処理区	伏木処理区	小矢部川処理区	神通川左岸処理区	太田処理区	小矢部川処理区
認可年月日（告示番号）	当初	昭33．2．20	昭33．2．20	昭58．7．28	平６．３．30	平２．１．22	昭58．９．29
	最終	令８．３．30（県告第150号）		令８．３．30（県告第148号）	令８．３．30（県告第152号）	平31．１．18（県告第20号）	令８．３．30（県告第149号）
事業施行期間（年度）		S24～R12	S24～R12	S58～R12	H５～R12	H１～R５	S58～R12
排除方式		合流式 一部分流式	分流式 一部合流式	分流式	分流式	分流式	分流式
排水区域面積（ha）		713	229	2,385	252	73	254
処理区域面積（ha）		713	229	2,385	252	73	254
計画処理人口（人）		29,219	5,776	63,773	7,710	5,010 （観光人口2,410人含む）	6,854
管渠延長（m）	合流管	139,790	9,527	－	－	－	－
	汚水管	28,087	33,571	538,096	61,196	28,848	55,577
	雨水管	15,148	12,309	73,116	25,040	490	0
	計	183,025	55,407	611,212	86,236	29,338	55,577
ポンプ施設	箇所数	2	－	4	－	－	－
	敷地面積（㎡）	4,150	－	3,910	－	－	－
処理施設	名称	四屋浄化センター	伏木浄化センター	－	－	松太枝浜浄化センター	－
	敷地面積（㎡）	30,000	4,310	－	－	13,340	－
事業費（千円）		30,480,540		57,965,000	6,757,089	5,527,000	5,149,000

ii）整備状況

a）管渠　　（令和８年３月31日現在）

都市計画区域		富山高岡広域					福岡
処理区名		高岡処理区	伏木処理区	小矢部川処理区	神通川左岸処理区	太田処理区	小矢部川処理区
管渠延長（m）	合流管	131,947	9,054	－	－	－	－
	汚水管	28,704	30,735	493,083	55,173	28,348	41,897
	雨水管	6,131	4,750	34,143	1,232	2,011	0
	計	166,782	44,539	527,226	56,405	30,359	41,897
管渠整備面積（ha）		667	180	2,042	184	71	186
処理区域面積（ha）		667	180	2,042	184	71	186
処理区域人口（千人）		27.5	4.6	77.7	8.1	2.0	4.0

b）処理場概要　　（令和８年３月31日現在）

区　　分	四屋浄化センター	伏木浄化センター	松太枝浜浄化センター
所　在　地	高岡市四屋632-1	高岡市伏木磯町1-10	高岡市太田564
敷 地 面 積（㎡）	29,700	4,200	13,800
計画処理面積（ha）	713	229	74
計画処理能力（日最大　㎥／日）	33,000	8,100	1,500
計画処理人口（人）	29,219	5,776	5,010 （観光人口2,410人含む）
現在処理面積（ha）	667	180	71
現在処理人口（人）	27,461	4,561	2,049
現在処理能力	55,000㎥/日	7,500㎥/日	2,200㎥/日
処 理 方 式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	オキシデーションディッチ法
放　流　先	千保川	富山湾	太田１号雨水幹線
処理開始年月	昭和40年４月	昭和47年４月	平成５年３月

c）ポンプ場概要

区　分	住吉ポンプ場	大井雨水 ポンプ場	伏木汚水 中継ポンプ場	木津汚水 中継ポンプ場	佐野取水 ポンプ場	中田汚水 中継ポンプ場
所　在　地	博労本町地内	二上地内	伏木1丁目地内	木津地内	佐野地内	下麻生地内
敷 地 面 積	3,173㎡	2,221㎡	486㎡	634㎡	652㎡	600㎡
ポ　ン　プ	雨水φ800　２台 汚水φ200　３台	φ800　３台	φ200　２台	φ200　２台	φ300　１台	φ150　２台
ポンプ能力	雨水 153.8㎥／分 汚水 8.49㎥／分	270㎥／分	6.28㎥／分	4.27㎥／分	6.25㎥／分	6.52㎥／分
処 理 面 積	雨水 19.5ha 汚水 63.8ha	317.96ha	210ha	123.6ha	－	237.4ha
運 転 開 始	雨水 昭30．４．１ 汚水 昭51．５．１	昭60．４．22	昭63．３．29	平２．３．30	平８．４．１	平９．３．27

d）都市下水路

区　分	計画決定年月日（告示番号）	施工年度	集水面積（ha）	延長（m）
太　　田	S36．８．31　（建告第1914号）	S36～S37	41	760
牧 野 川	S55.12．４　（建告第　95号）	S54～S59	55	1,150
山　　手	S38．８．12	S38～S44	69	1,900
矢　　田	S41．２．23	S41～S45	142	530

※ 都市下水路については、平成５年度末ですべて公共下水道雨水幹線として認可を得ている。

iii）流域下水道

a）小矢部川流域下水道の概要

◇　計画概要　（令和８年３月31日現在）

	全体計画	都市計画決定	下法事業認可	都法事業認可
法手続き(最終)	R7年度	H25．3．25	R８．２．18	R８．３．30
計画処理面積	10,660ha	－	8,970ha	8,970ha
計画処理人口	198,410人	－	193,439人	193,439人
計画処理水量	149,400㎥／日最大	－	123,100㎥／日最大	123,100㎥／日最大
管渠延長	139,800m	49,670m	139,560m	49,670m
ポンプ施設	２箇所	－	１箇所	－
処理施設	二上浄化センター（７系列）	二上浄化センター	二上浄化センター（６系列）	二上浄化センター（６系列）

b）神通川左岸流域下水道の概要

◇　計画概要　（令和８年３月31日現在）

	全体計画	都市計画決定	下法事業認可	都法事業認可
法手続き(最終)	R6年度	H28.11.30	R８．２．18	R８．３．30
計画処理面積	7,099ha	－	6,834ha	6,834ha
計画処理人口	175,200人	－	192,160人	192,160人
計画処理水量	99,800㎥／日最大	－	108,600㎥／日最大	104,900㎥／日最大
管渠延長	81,510m	34,790m	81,510m	34,340m
ポンプ施設	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
処理施設	神通川左岸浄化センター(14系列)	神通川左岸浄化センター	神通川左岸浄化センター(13系列)	神通川左岸浄化センター(13系列)

(5)　その他の施設

●富山高岡広域都市計画区域

ア　ごみ処理施設

番号	名　称	位　置	計画決定面積	開設済面積	計画決定年月日
401	高岡地区広域圏ごみ処理施設	氷見市上田子字笹谷内 氷見市上田子字宮ノ内	約 8.9ha	約 8.9ha	平成22.11.　1 市告第99号

イ　卸売市場

番号	名　称	位　置	計画決定面積	開設済面積	計画決定年月日
1	高岡市地方卸売市場	下黒田畑田　外	約 91,000㎡	約 91,000㎡	平成20.　2.15 市告第44号

ウ　防火水槽

番号	名　称	位　置	計画決定		開設済		計画決定年月日
			容　積 (m^3)	面　積 (m^2)	容　積 (m^3)	面　積 (m^2)	
1	末広町防火水槽	末広町	40	20	40	20	昭和28.　5.　4 建告第734号
2	博労町防火水槽	博労町	40	20	40	20	〃
3	伏木大立防火水槽	伏木東一宮	約450	325	約450	325	〃
4	永楽町防火水槽	永楽町	40	20	40	20	〃
5	吉久防火水槽	吉久２丁目	40	20	40	20	〃
6	上桶屋町防火水槽	上桶屋町	40	20	40	20	昭和29.　3.31 建告第699号
7	袋町防火水槽	袋町	40	20	40	20	〃
8	下関防火水槽	東下関	40	20	40	20	〃
9	伏木本町防火水槽	伏木本町	40	20	40	20	〃
10	渡り防火水槽	渡り	40	20	40	20	〃
計			810	505	810	505	

エ　火葬場

番号	名　称	位　置	計画決定面積	開設済面積	計画決定年月日
401	高岡市･福岡町総合斎場	戸出西部金屋	約 3.6ha 火葬炉 10基 汚物炉 ２基	約3.6ha	平成13.　9.20 市告第259号

●福岡都市計画区域

ア　汚物処理場

番号	名　称	位　置	計画決定面積	開設済面積	計画決定年月日
1	砺波広域浄化センター	福岡町土屋710番	約 14,000㎡	約 14,000㎡	平成８.11.　８

５　市街地開発事業

(1)　土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行うものである。

本市においては、現在、施行済が32地区492.7ha、施行中が２地区15.1haとなっている。

ア　福岡駅前土地区画整理事業

事　業　名	福岡駅前土地区画整理事業
施　行　者	高岡市
施　行　面　積	11.1ha
施　行　期　間	平成19～令和９年度
補　助　期　間	平成18～令和６年度
平　均　減　歩　率	11.36％
保　留　地　面　積	－
組　合　員　数	－
総　事　業　費	6,730,000千円 基本事業費　527,977千円 保留地処分金　－　千円 その他の収入　6,202,023千円

イ　戸出東部土地区画整理事業

事　業　名	高岡市戸出東部土地区画整理事業
施　行　者	高岡市戸出東部土地区画整理組合
施　行　面　積	4.0ha
施　行　期　間	令和４年度～令和８年度
補　助　期　間	令和４年度～令和５年度
平　均　減　歩　率	75.10％
保　留　地　面　積	22,406㎡
組　合　員　数	８
総　事　業　費	553,000千円 基本事業費　－　千円 保留地処分金　486,408千円 その他の収入　66,550千円

イ　土地区画整理事業箇所一覧表（令和８年３月31日現在）

整理番号	地区名	事業主体	事業の目的	施行面積(ha)	最終計画決定年月日告示番号	事業認可告示番号	減歩率(%)		公共用地率(%)		施行年度	総事業費(千円)	換地処分
							公共	公･保合算	施行前	施行後			
①	伏木駅前	市	災害復興	2.8	S16. 5. 22 内告324号	S16. 3. 17 建告138号					S16～ 29		
2	清水町	共同	新市街地整備	1.5		S38. 3. 9 建告137号	10.48	10.48	12.4	24.4	S37～ 38	50,000	S39. 1.27
③	高岡駅南	市	市街地整備	42.7	S39. 8. 31 建告2529号	S40. 9. 13 建告639号	18.36	22.55	17.9	33.0	S40～ 50	820,000	S50. 6.30
4	高岡問屋センター	個	卸商業団地造成	15.5		S44. 6. 7 建告423号	35.20	35.20	6.0	39.1	S44～ 49	260,000	S46. 2.27
5	新港A	個	工業用地造成	34.5 197.3		S46. 12. 15 県告1260号	6.92	6.92	6.5	13.0	S46	2,011,000	S47. 3.11
⑥	高岡南部	市	市街地整備	96.6	S55. 3. 8 建告222号	S49. 4. 11 市告40号	17.24	19.24	16.7	31.0	S49～ H4	5,560,000	H1. 9.11
7	第2次高岡問屋センター	共同	卸商業団地造成及び宅地造成	11.5		S50. 3. 25 県告289号	21.55	21.55	9.1	28.7	S49～ 53	322,000	S50. 10.30
8	姫野	個	工業用地造成	14.2 17.3		S51. 3. 19 県告227号	0	0	11.3	6.2	S50～ 52	1,353,890	S51. 8.31
9	下伏間江	組	新市街地整備	3.9		S53. 2. 2 県告103号	27.23	27.23	5.4	31.1	S52～ 55	114,137	S54. 7. 5
⑩	立野	組	新市街地整備	14.5	S57. 8. 19 市告68号	S55. 3. 15 県告251号	23.00	30.42	11.1	31.6	S54～ H4	746,000	H4. 8.10
⑪	能町	組	新市街地整備	40.0	S60. 2. 23 県告152号	S56. 5. 16 県告518号	18.51	24.59	8.1	25.1	S56～ 63	1,771,489	S63. 3.12
12	神主町	組	新市街地整備	4.9		S58. 10. 1 県告968号	14.80	32.74	8.2	22.6	S58～ 61	357,000	S60. 4.11
13	荻布	組	新市街地整備	5.5		S58. 12. 20 県告1256号	4.82	16.53	7.7	20.0	S58～ 61	265,000	S60. 3.23
⑭	戸出南部	組	公共施設整備	34.0	S62. 9. 24 県告987号	S59. 2. 10 県告103号	17.12	23.26	11.8	26.9	S58～ H5	2,057,744	H2. 6.30
15	江尻	組	新市街地整備	2.5		S62. 7. 23 県告736号	12.94	28.45	13.9	25.0	S62～ H2	161,571	H2. 2. 7
⑯	立野東部	組	新市街地整備	6.8	S62. 12. 24 市告44号	S63. 2. 20 県告195号	18.42	24.68	11.0	27.4	S62～ H5	459,000	H5. 9.24
⑰	御旅屋西通り	市	市街地整備	2.3	S62. 12. 24 市告43号	S63. 6. 28 市告68号	10.82	10.82	27.0	34.9	S63～ H12	2,919,965	H12. 3.29

整理番号	地区名	事業主体	事業の目的	施行面積(ha)	最終計画決定年月日告示番号	事業認可告示番号	減歩率(%)		公共用地率(%)		施行年度	総事業費(千円)	換地処分
							公共	公･保合算	施行前	施行後			
18	笹川	組	新市街地整備	2.3		S63.11.8県告1229号	11.08	28.77	11.2	26.9	S63～H4	122,722	H3.11.20
⑲	中田	組	新市街地整備	9.3	H2.6.20市告84号	H1.5.31県告508号	11.51	24.56	16.5	25.8	H1～H8	1,229,936	H8.4.24
⑳	下牧野	組	新市街地整備	4.0	H1.4.1市告89号	H1.5.31県告509号	19.75	26.98	6.6	25.1	H1～H5	316,646	H5.2.15
21	北島	組	公共施設整備	1.1		H3.8.26県告619号	12.06	14.62	13.5	23.9	H3～H5	351,421	H6.2.23
㉒	中保	組	新市街地整備	25.0	H7.5.10県告317号	H5.2.8県告82号	11.51	21.80	23.5	32.3	H4～H14	2,685,617	H14.10.28
㉓	中田東部	組	新市街地整備	18.6	H11.11.17市告304号	H7.10.16県告658号	10.00	22.40	19.8	27.8	H7～H21	2,676,473	H21.9.11
24	能町駅南	組	新市街地整備	1.9		H7.10.4市告215号	22.78	39.99	11.9	32.0	H7～H9	193,000	H9.10.20
25	高岡オフィスパーク	共同	工業団地造成	12.4		H8.5.22県告306号	8.60	8.60	9.5	17.2	H8～H10	988,411	H10.7.24
26	能町かたかご台	共同	新市街地整備	2.1		H9.6.20市告169号	17.15	17.15	21.8	35.2	H9～H10	138,000	H10.8.3
㉗	戸出中之宮	組	新市街地整備	23.0	H14.2.8市告25号	H13.3.14県告119号	14.74	26.81	19.2	31.1	H12～H28	3,980,388	H28.4.22
㉘	中曽根	組	新市街地整備	25.0	H15.11.18市告363号	H16.1.28県告33号	13.17	40.25	18.1	28.9	H15～H24	2,880,000	H24.11.16
29	高伏町	組	市街地整備	1.0		H18.6.14県告194号	18.54	36.99	7.4	24.6	H18～H23	55,951	H23.2.22
㉚	福岡駅前	市	市街地整備	11.1	H18.12.13市告405号	H19.8.31市告121号	11.36	11.36	28.8	36.9	H19～R9	6,730,000	事業中
31	木津	組	新市街地整備	21.0		H21.8.24県告425号	15.50	46.03	14.8	28.0	H21～H30	2,723,821	H29.12.15
㉜	新駅周辺	市	新市街地整備	5.5	H21.10.20市告244号	H22.9.8県告435号	32.71	32.71	21.5	47.2	H22～H28	2,635,500	H28.9.23
33	志貴野	組	新市街地整備	6.8		H28.5.2県告64号	26.90	59.41	8.98	33.48	H28～R2	934,882	R2.7.10
34	戸出東部	組	新市街地整備	4.0		R4.8.23市告163号	18.03	75.10	3.56	20.94	R4～R8	553,000	事業中
	合　計			507.8									

(注)　他市町にまたがっている地区での施行面積は、上段に高岡市域内の面積、下段に全体面積を記入。

整理番号のうち○印のあるものは、都市計画決定されているもの。

⑵　市街地再開発

市街地再開発とは、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した面的な市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園・緑地、広場、道路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとするものである。(法第12条、再開発法第３条、第４条)

本市では、末広町地区及び駅前周辺の不燃化促進のため、路線防火建築帯の造成を実施した。また、新横町地区、御旅屋第一街区、御旅屋西通り地区、高岡駅前西第一街区において市街地再開発事業を完了している。

ア　末広町防火建築帯

高岡駅から繁華街を通り、市街地へ伸びる都市計画道路高岡駅波岡線の高岡駅～片原町交差点間　延長450m（幅員14mを27mに拡幅）を拡張したが、昭和30年５月に都市計画事業区間の両側に防火帯の指定を受け、防火建築帯造成工事と併行して施行され、昭和32年に完成をみたものである。

戸　数	建築延面積	事　業　費	内国庫補助金	摘　要
43	7,552.71㎡	116,674千円	7,920千円	地上３階

イ　駅前ビル

駅前広場造成に関連し、広場となる民有地約4,500㎡（移転戸数24戸）の解決策として、広場計画区域に隣接した市有地約6,500㎡を代替地として換地し、(換地率70%　間口100%）共同建築による土地の高度利用、市街地の高層化等を図るため、防火建築帯を面的に指定し、高岡駅前ビルが建設された。

○着工　昭和35年６月15日　　完工　昭和36年５月31日

戸　数	建築延面積	事　業　費	内国庫補助金	摘　要
20	8,500.00㎡	183,540千円	2,290千円 （国　1,145 県　825 市　319）	地下　１階 地上　３階 屋階１～２階

※高岡駅前ビルは、平成26年に解体された。

⑶　市街地再開発事業

中心市街地における区画道路や憩いの公園緑地等の公共施設の整備とともに、ホテル、商業施設、住宅、生涯学習センターや図書館等の公益施設、駐車場等の施設整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るものである。

ア．高岡市新横町地区

(1) 地区の概要

①	地区面積	約3,962㎡
②	従前地区内人口	土地所有者　10人
		借地権者　　2 人
		借家権者　　3 人
③	現権利者数	8 人
④	基本計画作成	昭和54年度

(2) 事業の概要

①	施 行 者	8 人の共同施行（個人施行）
②	総事業費	5,986百万円
③	都市計画決定	昭和56年 8 月11日、組合設立（施行認可）昭和56年12月24日
	権利変換期日	昭和58年 8 月20日、工事完了公告　　昭和61年11月 4 日
④	施設構築物	
	＊棟 数 等	1 棟、地上14階、地下 3 階
	＊建築敷地面積	約3,397㎡
	＊建築面積	約 2,361㎡（建ぺい率 70.0%）
	＊床面積の合計	約19,641㎡（容積率　500.0%）
		（権利床2,823㎡、保留床14,160㎡）

＊用　　途

店　舗	3,778㎡（19.2%）
ホテル	10,711㎡（54.5%）
駐車場	2,645㎡（10.7%）
その他	3,040㎡（15.6%）（注）公共公益施設　その他

＊空 地 率

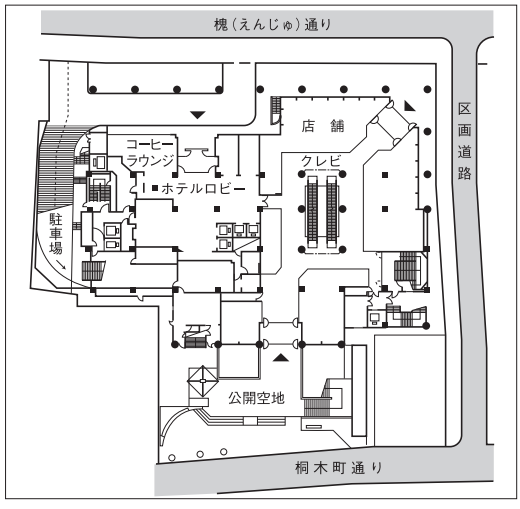
地区面積に対して　40.4%

敷地面積に対して　30.4%

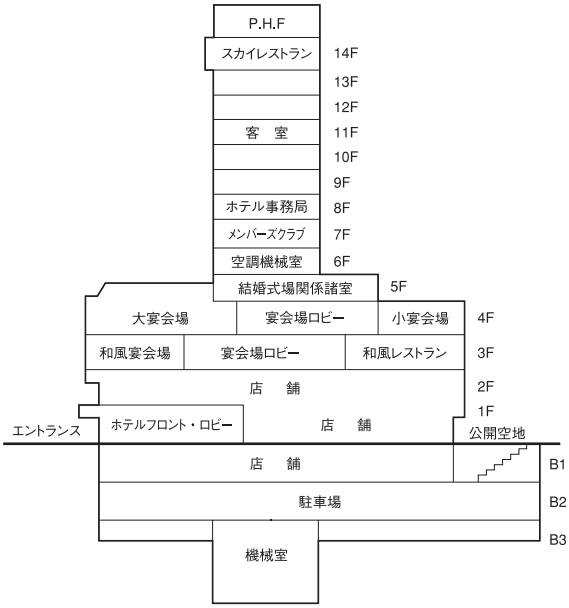
○補助対象事業費　　5,658百万円

※国、県、市の補助金総額　526百万円　（国262、県131、市132百万円）

配 置 図 兼 1 階 平 面 図



施 設 建 築 物 断 面 図



Ⅲ　都市計画の概要

イ．高岡市御旅屋第一街区

(1) 地区の概要

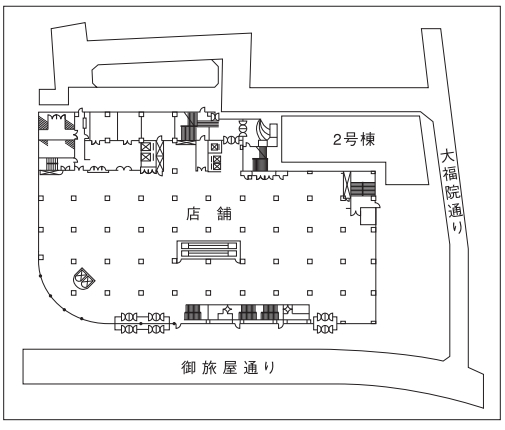
①	地区面積	約7,240㎡
②	地区内世帯数	50世帯
③	権利者数	73人 ┌ 土地所有者　58人 ┐ 組合員となるもの 　　借地権者　　3人 ┘ 　　└ 借家権者　　12人
④	基本計画作成	昭和52年度
	事業推進計画作成	昭和53年度

(2) 事業の概要

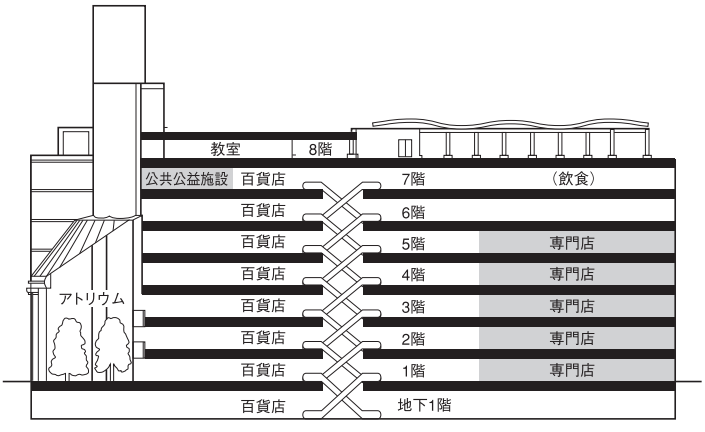
①	施 行 者	御旅屋第一街区市街地再開発組合（組合員46人）
②	総事業費	8,953百万円
③	都市計画決定	昭和58年８月11日、組合設立（施行認可）昭和61年３月６日
	権利変換期日	平成４年10月28日、工事完了公告　　平成６年３月17日
④	施設構築物	
	＊建築敷地面積	約 5,900㎡
	＊建築面積	約 3,900㎡（建ぺい率 66.1%）
	＊建物規模	地上8階、地下１階
	＊床面積の合計	約30,134㎡（容積率　510.7%）
		権利床　　6,571㎡
		保留床　　13,872㎡
		共有床　　8,527㎡
	＊用　　途	
	店　　舗	18,290㎡（63.2%）
	公共公益施設	1,250㎡（ 4.3%）
	そ の 他	9,430㎡（32.5%）

○補助対象事業費　　6,379百万円　（国1／3、県1／6、市1／6、組合1／3）
※国、県、市の補助金総額　1,375百万円　（国688、県344、市343）

配 置 図 兼 1 階 平 面 図



施 設 建 築 物 断 面 図



ウ．高岡市御旅屋西通り地区

（1）地区の概要

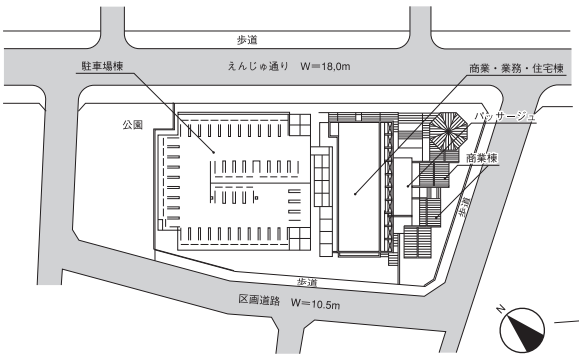
①	地区面積	約4,614㎡
②	地区内世帯数	―
③	権利者数	6人（組合員となる者）
④	基本計画作成	―
	事業推進計画作成	平成7年度

（2）事業の概要

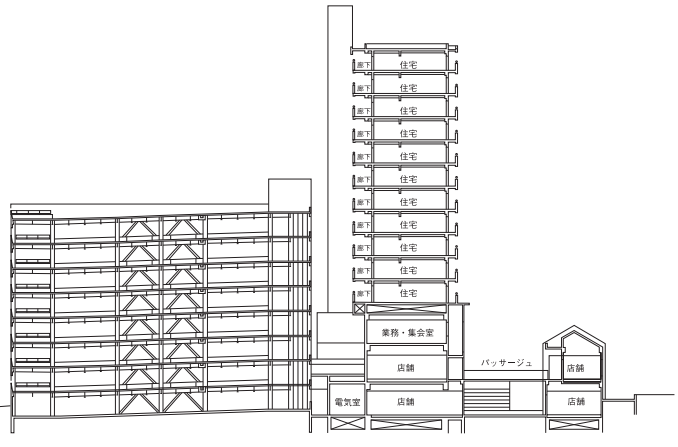
①	施 行 者	御旅屋西通り地区市街地再開発組合（組合員6人）
②	総事業費	4,148百万円
③	都市計画決定	平成8年11月6日、組合設立（施行認可）平成9年3月3日
	権利変換期日	平成9年9月8日、工事完了公告　　平成11年9月30日
④	施設構築物	
	＊建築敷地面積	約3,200㎡
	＊建築面積	約2,100㎡（建ぺい率68.6%）
	＊建物規模	商業業務住宅棟　地上13階、地下1階
		商業棟　2階
		駐車場棟　8階
	＊延べ面積の合計	約15,293㎡（容積率　382.9%）
	（権利変換認可）	権利床　410㎡
		保留床　14,591㎡
		共有床　292㎡
	＊用　途	
	店　舗	1,428㎡（ 9.3%）
	公共公益施設	13,573㎡（88.8%）
	そ の 他	292㎡（ 1.9%）

○補助対象事業費　1,137百万円
（事業計画）　（国1／3、県1／6、市1／6、組合1／3）
※国、県、市の補助金総額　759百万円
（国380、県190、市189）

配 置 図



施 設 建 築 物 断 面 図



エ．高岡駅前西第一街区地区

(1) 地区の概要

①	地区面積	約10,000㎡
②	現権利者数	土地所有者　5 人
		借地権者　　6 人
		借家権者　　12人
③	基本計画作成	―

(2) 事業の概要

①	施 行 者	高岡駅前西第一街区地区市街地再開発組合（組合員16人）
②	総事業費	約157億円
③	都市計画決定	平成11年11月 7 日（平成14年 2 月 8 日変更）
	権利変換期日	平成14年 3 月15日、工事完了公告　平成16年 2 月15日
④	組合設立	平成13年10月 9 日
⑤	施設構築物	
	＊施設建築敷地	約 5,400㎡
	＊建築面積	約 4,200㎡（建ぺい率約 78%）
	＊建物規模	地上14階、地下 1 階
	＊延べ床面積の合計	約31,500㎡（容積率約　576%）
		権利床　3,860㎡
		保留床　23,640㎡
		共有床　4,000㎡

＊用　　途

商業サービス 業務施設	3,800㎡
ホ テ ル	4,900㎡
生涯学習センター 新中央図書館	11,000㎡
生涯学習校	6,000㎡
駐車施設	700㎡

＊空 地 率

地区面積に対して58%

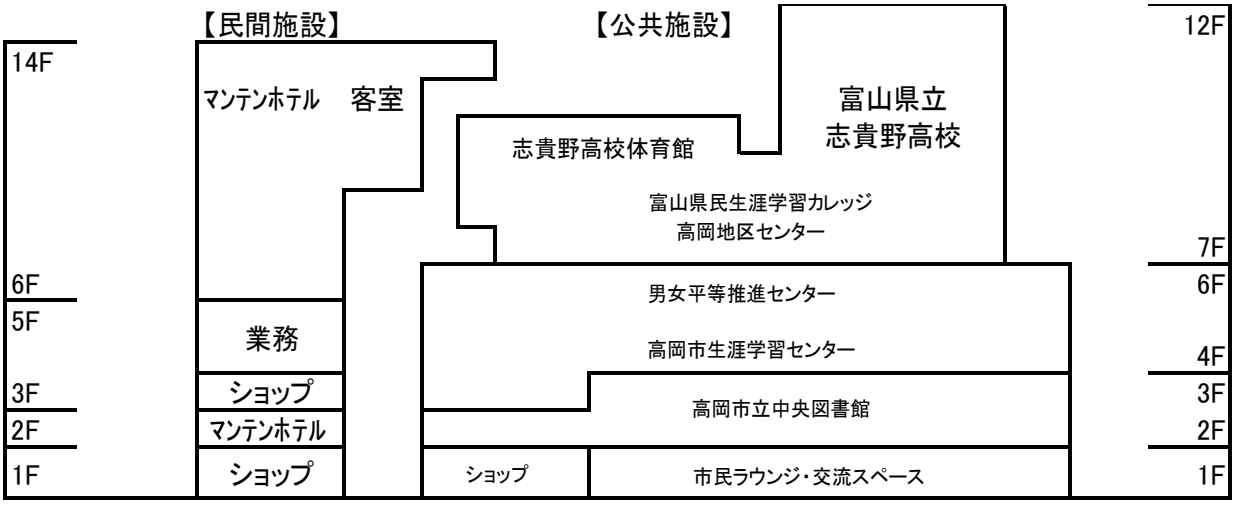
敷地面積に対して22%

○補助対象事業費　　3,237百万円

※国、県、市の補助金総額 2,158百万円

（国1,079、県539.5、市 539.5百万円）

施 設 建 築 物 断 面 図



◇　御旅屋第一街区第一種市街地再開発事業の決定概要　◇

（昭和58年８月11日 県告第786号）

<table>
<tr><td colspan="2">名　称</td><td colspan="7">御旅屋第一街区第一種市街地再開発事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">施行区域面積</td><td colspan="7">約　0.72ha</td></tr>
<tr><td rowspan="6">公共施設の配置及び規模</td><td rowspan="4">道　路</td><td>種　別</td><td colspan="2">名　称</td><td>幅　員</td><td>延　長</td><td>面　積</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区　画
街　路</td><td colspan="2">末広町本丸町線</td><td>９～15m</td><td>約115m</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">片原町御旅屋町1号線</td><td>４m</td><td>約 65m</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">区画１号線</td><td>６m</td><td>約105m</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>公園及び
緑　地</td><td>種　別</td><td colspan="2">名　称</td><td>面　積</td><td colspan="3">備　考</td></tr>
<tr><td>－</td><td colspan="2">－</td><td>－</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>下水道</td><td colspan="7">φ250㎜～φ350㎜（整備済）</td></tr>
<tr><td>その他の
公共施設</td><td colspan="7">－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">建築物の整備</td><td rowspan="2">街区番号</td><td colspan="2">建築物</td><td rowspan="2">主要用途</td><td colspan="3" rowspan="2">高度利用地区の制限内容</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>延べ面積</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td>約4,000㎡</td><td>約29,000㎡</td><td rowspan="3">店舗B1F～5F及び
6Fの一部

公共公益施設
6Fの一部

住宅2Fの一部</td><td colspan="3" rowspan="3">容積率の最高限度　55／10、60／10
容積率の最低限度　20／10
建ぺい率の最高限度　7／10、8／10
建築面積の最低限度　200㎡
壁面の位置の制限　有</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積に対する</td></tr>
<tr><td>建築面積
の 割 合</td><td>建築物の延べ
面積の割合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築敷地の整備</td><td>街区番号</td><td colspan="2">建築敷地面積</td><td colspan="4">整備計画</td></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">約5,900㎡</td><td colspan="4">末広町本丸町線、片原町御旅屋町１号線に沿って、壁面の位置の限度を定めるとともに上記道路の角地に広場を設け、歩行者空間の確保を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住宅施設の目標</td><td colspan="2">戸　数</td><td colspan="2">面　積</td><td colspan="2">備　考</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

◇　御旅屋西通り地区第一種市街地再開発事業の決定概要　◇

（平成８年11月６日 市告第262号）

<table>
<tr><td colspan="2">名　称</td><td colspan="7">御旅屋西通り地区第一種市街地再開発事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">施行区域面積</td><td colspan="7">約　0.5ha</td></tr>
<tr><td rowspan="6">公共施設の配置及び規模</td><td rowspan="4">道　路</td><td>種　別</td><td>名　称</td><td>幅　員</td><td>延　長</td><td>面　積</td><td colspan="2">備　考</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区　画
街　路</td><td>片原町伏間江線</td><td>18m</td><td>約87m</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>８－１号線</td><td>10.5m</td><td>約127m</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">公園及び
緑　地</td><td>種　別</td><td>名　称</td><td>面　積</td><td colspan="3">備　考</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>下水道</td><td colspan="7">φ250mm</td></tr>
<tr><td>その他の
公共施設</td><td colspan="7">上水道　φ100mm～φ150mm</td></tr>
<tr><td rowspan="5">建築物の整備</td><td rowspan="2">街区番号</td><td colspan="2">建築物</td><td rowspan="2">主要用途</td><td colspan="3" rowspan="2">高度利用地区の制限内容</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>延べ面積</td></tr>
<tr><td rowspan="4">1</td><td>約2,100㎡</td><td>約15,000㎡

容積率
算定対象
延べ面積
約12,000㎡</td><td rowspan="4">店　舗
業　務
住　宅
駐車場</td><td colspan="3" rowspan="4">容積率の最高限度　50／10
容積率の最低限度　20／10
建ぺい率の最高限度　8／10
建築面積の最低限度　200㎡
壁面の位置の制限　有</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積に対する</td></tr>
<tr><td>建築面積
の割合</td><td>建築物の延べ
面積の割合</td></tr>
<tr><td>約7/10</td><td>約38/10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築敷地の整備</td><td>街区番号</td><td colspan="2">建築敷地面積</td><td colspan="4">整備計画</td></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">約3,200㎡</td><td colspan="4">片原町伏間江線に面し、２m壁面を後退し
歩道と一体となった空地を整備する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住宅施設の目標</td><td colspan="2">戸　数</td><td>面　積</td><td colspan="3">備　考</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td>－</td><td colspan="3">－</td></tr>
</table>

◇　高岡駅前西第一街区第一種市街地再開発事業の決定概要　◇

（平成14年２月８日 市告第29号）

<table>
<tr><td colspan="2">名　称</td><td colspan="7">高岡駅前西第一街区第一種市街地再開発事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">施行区域面積</td><td colspan="7">約　1.0ha</td></tr>
<tr><td rowspan="8">公共施設の配置及び規模</td><td rowspan="4">道　路</td><td>種　別</td><td colspan="2">名　称</td><td>幅　員</td><td>延　長</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td rowspan="2">幹線街路</td><td colspan="2">3･3･403 高岡駅佐加野線</td><td>13.5m
(27.0m)</td><td>約120m</td><td>整備済
(　)は全幅員</td></tr>
<tr><td colspan="2">3･4･412 桜馬場長慶寺線</td><td>13.5m
(27.0m)</td><td>約 85m</td><td>整備済
(　)は全幅員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">区画街路</td><td colspan="2">市道　末広町西１号線</td><td>約4.0～7.0m
(約8.0～12.0m)</td><td>約 65m</td><td>(　)は全幅員</td></tr>
<tr><td colspan="2">区画道路　１号線</td><td>約8.0m
(約8.0m)</td><td>約110m</td><td>(　)は全幅員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公園及び緑　地</td><td>種　別</td><td colspan="2">名　称</td><td>面　積</td><td colspan="2">備　考</td></tr>
<tr><td>公　園</td><td colspan="2">高岡駅前西第一街区公園</td><td>約800㎡</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>下水道</td><td colspan="6">公共下水道に接続</td></tr>
<tr><td>その他の公共施設</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td rowspan="6">建築物の整備</td><td rowspan="2">街区番号</td><td colspan="2">建築物</td><td rowspan="2">主要用途</td><td colspan="3" rowspan="2">高度利用地区の制限内容</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>延べ面積</td></tr>
<tr><td rowspan="4">1</td><td rowspan="2">約4,300㎡</td><td>約31,900㎡

容積対象延面積
約31,000㎡</td><td rowspan="4">商業施設
業務施設
公益施設
宿泊施設
駐 車 場</td><td colspan="3" rowspan="4">容積率の最高限度　75／10（注1）
65／10（注1）
55／10（注1）
容積率の最低限度　20／10
建ぺい率の最高限度　7／10（注2）
建築面積の最低限度　200㎡
壁面の位置の制限　有り
（注1）敷地の最低規模を500㎡とする。
（注2）建ぺい率（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合）の最高限度は、建築基準法第53条第５項第１号に該当する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積に対する</td></tr>
<tr><td>建築面積の割合</td><td>建築物の延べ面積の割合</td></tr>
<tr><td>約80/100</td><td>約589/100</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築敷地の整備</td><td>街区番号</td><td colspan="2">建築敷地面積</td><td colspan="4">整備計画</td></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">約5,400㎡</td><td colspan="4">壁面の位置の制限等により歩道と一体となった空地整備を行うことにより、安全で快適な歩行空間の創出、都市景観及び市街地環境の向上を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住宅施設の目標</td><td>戸　数</td><td colspan="2">面　積</td><td colspan="3">備　考</td></tr>
<tr><td>－</td><td colspan="2">－</td><td colspan="3">－</td></tr>
</table>

６　市街地再開発促進区域

市街地再開発促進区域とは、高度利用地区内にあること等の第一種市街地再開発事業の施行区域において、土地所有者等に対し、５年以内に第一種市街地再開発事業を施行することを義務づけ、その区域内の土地を積極的に利用させることを目的としている。なお、５年以内に期待された民間開発が行われない場合、市町村または市町村に代わる公的機関が第一種市街地再開発事業を施行することとなっている。(法10条の２、施行令４条の２、再開発法７条～７条の８)

なお本市では、昭和56年８月11日に新横町地区において、高度利用地区と同時に市街地再開発促進区域を決定した。

促進区域の種類及び名称		新横町地区市街地再開発促進区域					
計画決定年月日		昭和56年８月11日　市告第70号					
区域面積		約 0.49ha					
公共施設の配置及び規模	道　路	種　類	名　称	幅　員	延　長	面　積	備　考
		幹線道路	3.4.408　片原町伏間江線	18.0m	70m	－	計画決定済
		区画街路	市道　片原町御旅屋１号線	8.0m	52m	－	－
			(仮称)　新横町桐木町線	6.5m	65m	－	－
	公園及び緑地	種　類	名　称	面　積	備　考		
		－	－	－	－		
	下水道	φ450mm　　ℓ＝125m (整備済)					

７　地区計画

地区計画は、地区レベルでのまちづくりの要請に応え、住民の生活に結びついた地区を単位として、道路、公園などの公共施設の配置や建築物等に対する意匠や形態などに関する制限を、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画である。

計画の内容は、地区における整備又は保全の方向を示す「地区計画の方針」と、地区計画の区域内における公共施設の配置や具体的な建築物等の制限を内容とする「地区整備計画」で構成される。

そして、地区整備計画が定められた区域内においては、土地の区画形質の変更や建築物等の建築など地区整備計画に定められた内容に関する行為を行う場合、市長に対して届出が必要となっている。

平成17年には市街化調整区域において、市街化調整区域の性格を変えない範囲での地区計画を定めることが可能となった。本市では、常国住宅団地、中保地区、戸出町七丁目地区、上牧野地区、新駅周辺地区、中曽根地区、守山二上地区、佐加野新町東地区、木津地区、池田地区、戸出西部金屋地区、井口本江・出来田地区、中川本町地区、二塚地駅周辺区の14地区、面積186.2ha（うち、市街化調整区域で3地区、面積9.9ha）を地区計画として定めている。

ア　常国住宅団地　地区計画

［最終：平成８年４月１日（市告第54号）当初：平成４年12月10日（市告第163号）］

１　地区計画の方針

名　　称		常国住宅団地　地区計画
位　　置		高岡市常国の一部
区　　域		計画図表示のとおり
面　　積		15.5ha
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、高岡市中心市街地部の南東約6.0㎞に飛市街地を形成している中田市街地の北東部に位置している。 当地区では、現在、「うるおいと魅力にあふれた快適居住環境」のある住宅団地建設を進めているところである。 本計画は、この宅地開発の事業効果の維持増進、並びに幹線道路沿線の住宅サービス施設の適切な誘導により、緑豊かで、ゆとりある良好な住宅市街地の形成をめざすものである。
	土地利用の方針	地区中央部を横断する都市計画道路3･4･440号中田東西線（主要地方道富山戸出小矢部線）沿いの地区（Ｂ地区）には、地域に密着した商業・業務施設の立地を誘導するものとする。 上記以外の地区（Ａ地区）は、低層建戸住宅地とし、良好な居住環境の維持・向上を図る。
	地区施設の整備方針	地区施設については、道路・公園を適正に配置し、当該住宅団地造成事業及び道路事業により整備する。
	建築物等の整備方針	１．低層戸建住宅地区（Ａ地区） 日照、落雪、堆雪、緑化等のスペースが確保された、うるおいと魅力のある低層戸建住宅地とし、安全で健康的な居住環境の形成を図る。 ２．一般住宅地区（Ｂ地区） 住宅地の環境を維持できる範囲内での店舗や事務所等の立地が可能な地区とする。

2　地区整備計画

<table>
<tr><td rowspan="8">地区整備計画</td><td colspan="3">地区の名称</td><td colspan="2">常国住宅団地地区</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区整備計画を定める区域</td><td colspan="2">計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区整備計画の区域の面積</td><td colspan="2">14.9ha</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地区施設の配置及び規模</td><td>道路</td><td colspan="2">区画道路（幅員6m～12m）　計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>公園</td><td colspan="2">４ヵ所（約0.47ha）　計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物等に関すること</td><td>地区の細区分計画
図表示のとおり</td><td>A地区</td><td>B地区</td></tr>
<tr><td>建築物の用途制限</td><td></td><td>次に掲げる建築物は建築してはならない。
(1) 建築基準法別表第二(ほ)項に掲げる建築物
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項でいう風俗営業及び同条第４項でいう風俗関連営業に該当する建築物</td></tr>
<tr><td>建築物の敷地面積の最低限度</td><td>200平方メートル</td><td>200平方メートル</td></tr>
<tr><td>建築物の壁面の位置の制限</td><td>１　道路境界線（隅切部分を除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面までの距離の最低限度は、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、かつ、平屋の附属建築物(以下「附属建築物」という。）は0.5メートルとし、附属建築物以外は次のとおりとする。
(1) 幅員が８m以上の道路に接する敷地については、2.0メートル。(2) 前号以外の道路に接する敷地については、1.5メートル。
２　隣地境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は1.0メートルとする。ただし、附属建築物についてはこの限りでない。</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>かき又はさくの構造の制限</td><td>高さは、建築物の敷地に接する道路の路面の中心から1.2メートル以下とする。ただし、生垣はこの限りでない。</td><td>同　左</td></tr>
</table>

（注）１ 用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第82号）の規定の例による。
２ 面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第２条の規定の例による。
３ 建築物の敷地がA地区・B地区の内外にわたる場合の措置については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第82号）による建築基準法第91条の規定の例による。

イ　中保地区　地区計画　［最終（当初）：平成７年５月10日：市告第66号］

１　地区計画の方針

名　称		中保地区　地区計画
位　置		高岡市中保・立野地区の一部
区　域		計画図表示のとおり
面　積		約23.9ha
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、高岡市中心部より南西約6.0㎞に位置し、飛び市街地である西高岡地区のJR北陸本線西高岡駅の南側に拡がる地区である。 当地区では、中保土地区画整理事業により、都市計画道路中保東西線や中保南北線の幹線道路や区画道路、並びに公園などの都市基盤施設の整備が進められている。また、近接して能越自動車道高岡ＩＣ(仮称)の設置が予定されているため、今後、急速に住宅や工場の集積が進むものと考えられる。 したがって、当地区では、土地区画整理事業等の効果の維持増進を図り、緑豊かで、良好な居住環境の住宅地、及び地域に根ざした工業地の形成を目指すものである。
	土地利用の方針	地区内を南北に流れる祖父川を境に、西側のブロックは既存集落を含め、良好な住宅地を形成する。 また、東側ブロックについては、既存の工業集積を活かし、周辺の住環境に配慮した工業地を形成する。
	地区施設の整備方針	地区内の道路は、幹線道路である都市計画道路中保東西線及び中保南北線を軸とし、それを補完する主要区画道路を土地利用との整合を図りながら適正に配置する。 また、適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置し、これらの道路を土地区画整理事業により整備する。さらに、地区内に公園を設け、生活環境の維持・向上を図る。
	建築物等の整備方針	１　住宅地地区（A地区）は、用途の混在を防止するとともに日照等に配慮した、良好な低層住宅地を形成する地区とする。 ２　住宅地地区（B地区）は、良好な中高層住宅の立地を図る地区とする。 ３　JR北陸本線沿線及び都市計画道路中保東西線沿線（祖父川右岸）地区（C地区）は、周辺の環境を維持できる範囲内での店舗や事務所の立地が可能な地区とする。 ４　工業地区（D地区）は、既存の工業集積を含めて工業の利便性の増進を図る地区とする。

２　地区整備計画

地区整備計画	地区の名称		中保地区A地区
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積		約5.9ha
	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路（幅員６m～９m）計画図表示のとおり
		公園	１ヶ所（約0.22ha）　　計画図表示のとおり
	建築物等に関すること	建築物の用途制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1)　建築基準法別表第二（ろ）項に掲げる建築物 (2)　次に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの（３階以上の部分をその用途に供するものを除く。） ①　物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店 ②　銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗、その他これらに類するサービス業を営む店舗 (3)　自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの又は都市計画として決定されたもの（３階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
		建築物等の高さの最高限度	10メートル
(注) 1　用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第82号）の規定の例による。 2　高さの算定方法は、建築基準法施行令第二条の規定の例による。			

ウ　戸出町七丁目地区　地区計画

［最終：平成14年２月８日(市告第30号)　当初：平成７年12月12日(市告第274号)］

1　地区計画の方針

名　称		戸出町七丁目地区　地区計画
位　置		高岡市戸出町七丁目
区　域		計画図表示のとおり
面　積		約7.6ha
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、高岡市中心部より南約8.0kmに位置し、飛び市街地を形成する戸出市街地の北西部に位置している。 地区内では、民間宅地開発により良好な低層住宅地が整備されるとともに、、道路や公園等の公共施設が整備されていることから、この閑静で良好な居住環境の維持、形成に努めることとする。
	土地利用の方針	戸建て低層住宅地として、良好な居住環境の維持・形成を図る。
	地区施設の整備方針	地区内の道路は、地区内中央を南北に縦断する幹線道路を軸として、適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置、整備するとともに、地区内に公園を設け、生活環境の維持・向上を図る。
	建築物等の整備方針	閑静で良好な戸建て低層住宅地として、建築物の用途の混在の防止、日照や通風等の確保により、快適な居住環境の維持・形成を図る。

2　地区整備計画

地区整備計画	地区の名称		戸出町七丁目地区
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積		約7.6ha
	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路（幅員６m～12m）計画図表示のとおり
		公園	１ヶ所（約0.24ha）　　計画図表示のとおり
	建築物等に関すること	建築物の用途制限	第一種低層住居専用地域で建築できる建築物のうち、別表(1)に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する最高限度	10/10
		建築物の建築面積の敷地面積に対する最高限度	6/10
		建築物の壁面の位置の制限	隣接宅地の境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は0.9メートルとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、かつ、軒高３メートル以下の平屋の附属建築物についてはこの限りではない。
		建築物等の高さの最高限度	10メートル、但し、軒高は７メートル、建築部分の各高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離1.25を乗じて得たものに、５メートルを加えたもの。
		建築物等の形態、意匠の制限	屋外広告物は、別表(2)に掲げる広告物以外は設置してはならない。
		かき、さくの構造の制限	生垣とする。ただし、隣接宅地の境界線についてやむを得ず生垣以外の構造とする場合、高さは、建築物の敷地に接する道路の路面の中心から1.2メートル以下とする。
(注)1　用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第82号）の規定の例による。 2　面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第二条の規定の例による。			

エ　中曽根地区　地区計画

［最終：平成20年６月13日(市告第194号)当初：平成19年４月23日(市告第147号)］

<table>
<tr><td colspan="4">名　称</td><td>中曽根地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="4">位　置</td><td>高岡市中曽根の一部</td></tr>
<tr><td colspan="4">区　域</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">面　積</td><td>約25.0ha</td></tr>
<tr><td colspan="4">地区計画の目標</td><td>当地区は、高岡市中心部より北東約6.0㎞に飛び市街地を形成している牧野地区の南部に位置している。
当地区では、中曽根土地区画整理事業により、都市計画道路新湊漁港中曽根線及び中曽根東西線の幹線道路や区画道路、並びに公園などの都市基盤施設の整備が進められている。
本計画は、土地区画整理事業等の効果の維持増進を図り、緑豊かで、良好な居住環境の住宅地及び周辺と調和のとれた快適で良好な市街地の形成を目指すものである。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備・開発・保全に関する方針</td><td colspan="3">土地利用の方針</td><td>地区中央部を縦断する都市計画道路中曽根東西線の西側の地区（A地区）には、周辺の住環境に配慮した利便性、安全性に優れた市街地の創出を図る。
上記以外の地区（B地区）は、緑豊かで、良好な居住環境の維持・形成を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区施設の整備方針</td><td>地区内の道路は、幹線道路である都市計画道路新湊漁港中曽根線及び中曽根東西線を軸とし、それを補完する主要区画道路を土地利用との整合を図りながら適正に配置する。
また、適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置し、これらの道路を土地区画整理事業により整備する。さらに、地区内に公園を設け、生活環境の維持・向上を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="3">建築物等の整備方針</td><td>１　B地区は、良好な中高層住宅の立地を図る地区とする。
２　A地区は、周辺の住環境に配慮するとともに利便性、安全性に優れたまちづくりを図る地区とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地区整備計画</td><td rowspan="4">建築物等に関すること</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>地区の名称</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>地区の面積</td><td>約5.6ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の用途制限</td><td>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。
（１）　建築基準法別表第二(い)項第一号から六号及び八号、九号に掲げるもの。
（２）　店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。
ただし、第一種住居地域内においては、その用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの。
（３）　建築基準法別表第二(は)項第二号から四号及び第七号に掲げるもの。
（４）　建築基準法別表第二(に)項第四号及び五号に掲げるもの。
（５）　建築基準法別表第二(ほ)項第二号から四号に掲げるもの。
ただし、第二種住居地域内においては、第四号を除く
（６）　建築基準法別表第二(へ)項第一号から三号及び第五号に掲げるもの。
（７）　事務所、その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの。
（８）　自動車車庫(建築基準法施行令第百三十条の八で定める建築物に附属する自動車車庫を除く)。
（９）　畜舎</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td>１　道路境界線（隅切部分を除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面までの距離の最低限度は、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、かつ平屋の附属建築物（以下「附属建築物」という。）は0.5メートルとし、附属建築物以外は次のとおりとする。
（１）　幅員が8メートル以上の道路に接する敷地については、2.0メートル。
（２）　前号以外の道路に接する敷地については、1.5メートル。
２　隣地境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は1.0メートルとする。ただし、附属建築物についてはこの限りでない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">垣又はさくの構造の制限</td><td>生垣とする。ただし、隣接宅地の境界線についてやむを得ず生垣以外の構造とする場合、高さは、建築物の敷地に接する道路の路面の中心から1.2メートル以下とする。</td></tr>
<tr><td colspan="5">(注)　用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第82号）の規定の例による。</td></tr>
</table>

オ　上牧野地区　地区計画

［最終：令和３年11月30日(市告第144号)当初：平成20年２月15日(市告第45号)］

<table>
<tr><td colspan="3">名　称</td><td colspan="2">上牧野地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　置</td><td colspan="2">高岡市上牧野</td></tr>
<tr><td colspan="3">区　域</td><td colspan="2">計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　積</td><td colspan="2">約9.1ha</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区計画の目標</td><td colspan="2">当地区は、高岡市中心部より北東約6.0㎞に飛び市街地を形成している牧野地区の西部に位置している。
当地区では、民間業者等による宅地開発が進められていることから、地区計画を定めることにより、不良な街区の形成や無秩序な造成が行われないように規制・誘導を行い、周辺環境に調和した閑静で良好な居住環境の維持、形成に努めることとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備・開発・保全に関する方針</td><td colspan="2">土地利用の方針</td><td colspan="2">良好な居住環境の維持・形成を図るとともに、周辺環境の維持・保全に配慮した戸建て低層住宅地とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区施設の整備方針</td><td colspan="2">地区内の道路は、地区内の幹線道路を軸として、適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置、整備することにより生活環境の維持・向上を図るとともに、既設道路と有機的に機能するように配慮する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備方針</td><td colspan="2">閑静で良好な戸建低層住宅地として、日照や通風に配慮した居住環境を確保するよう建築物等の規制・誘導を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">地区整備計画</td><td colspan="2">地区施設の配置及び規模</td><td>道路</td><td>区画道路　計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物等に関する事項</td><td colspan="2">地区の面積</td><td>約9.1ha</td></tr>
<tr><td>建築物の壁面の位置の制限</td><td>道路境界線(隅切部分を除く。)及び隣接宅地の境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1.0メートルとする。
ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、かつ、軒高3メートル以下の平屋の附属建築物についてはこの限りではない。</td></tr>
<tr><td>建築物等の高さの最高限度</td><td>10メートル、但し、軒高は７メートル、建築部分の各高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離1.25を乗じて得たものに、５メートルを加えたもの。</td></tr>
<tr><td>かき、さくの構造の制限</td><td>生垣以外の構造とする場合、高さは、建築物の敷地に接する道路の路面の中心から1.2メートル以下とする。
ただし、隣接宅地の境界についてはこの限りではない。</td></tr>
<tr><td colspan="5">(注) 1　面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第二条の規定の例による。</td></tr>
</table>

カ　新駅周辺地区　地区計画

［最終：平成30年６月29日(市告第229号)　当初：平成20年６月13日(市告第192号)］

<table>
<tr><td colspan="3">名　称</td><td colspan="2">新駅周辺地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　置</td><td colspan="2">高岡市京田、下黒田、下黒田畑田、下黒田三俵目、赤祖父、下伏間江の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">区　域</td><td colspan="2">計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　積</td><td colspan="2">約17.9ha</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区計画の目標</td><td colspan="2">新駅周辺地区は、高岡駅の南約1.5㎞に位置し、東西軸として(都)下伏間江福田線や北陸新幹線及び新駅が平成26年度末を完成予定としており、南北軸には(都)下関京田二塚線、(都)片原町伏間江線や、ＪＲ城端線が配置された交通の要所かつ利便性にすぐれた地区である。
このため、当地区は、新幹線開業効果を活かすとともに、新たなターミナルとしての利便性や多様な交通網等の利便性の立地特性を活かし、新駅周辺に相応しいまちづくりを進める。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備・開発・保全に関する方針</td><td colspan="2">土地利用の方針</td><td colspan="2">当該地区は、広域的な玄関口として、交通結節点機能を有する施設の導入を誘導するとともに、(都)下伏間江福田線沿線においては沿道型の業務施設の立地、誘導を図り、良好な都市形成に資するにぎわいのあるまちづくりを進める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区施設の整備方針</td><td colspan="2">地区内の道路は、幹線道路を軸として、適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置、整備し生活環境の維持・向上を図るとともに、既設道路と有機的に機能するように配慮する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備方針</td><td colspan="2">本地区は、北陸新幹線などの交通の利便性等の立地特性を活かしながら、交通結節点機能を有する施設などの新駅周辺に相応しい建築物の誘導を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地区整備計画</td><td rowspan="3">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>地区の名称</td><td>A地区</td></tr>
<tr><td>地区の面積</td><td>約4.9ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td colspan="2">次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。
(1)　建築基準法別表第二(ほ)項第二号に掲げるもの。
(2)　建築基準法別表第二(り)項第一号から第三号に掲げるもの。
(3)　畜舎
(4)　廃棄物の収集運搬(積み替え又は保管を含む)、処分の用に供する建築物(ただし、地区内における自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理する施設に供する建築物、及び廃棄物などの運搬車等の運搬施設の用に供する建築物を除く)
(5)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号及び同条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物</td></tr>
<tr><td colspan="5">(注)用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)の規定の例による。</td></tr>
</table>

キ　守山二上地区　地区計画

［最終：平成23年６月23日(市告第80号)　当初：平成20年９月18日(市告第310号)］

<table>
<tr><td colspan="3">名　称</td><td colspan="3">守山二上地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　置</td><td colspan="3">高岡市守山字古田、二上字往環外、二上字岡ノ湯、二上町及び東海老坂字内輪子の
各一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">区　域</td><td colspan="3">計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　積</td><td colspan="3">約7.7ha</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区計画の目標</td><td colspan="3">当地区は、高岡市中心部より北西約4.0㎞に位置した市街化調整区域にあり、都市計画道路守山向野線に近接する区域である。
当地区は、周辺の土地利用の動向等から、不良な街区の形成がなされる恐れがある。
そのため、地区計画を定めることにより、不良な街区の形成や無秩序な造成が行われないように建築物の規制・誘導を行い、周辺環境に調和した良好な居住環境の維持・形成に努め、既存集落と一体的に活性化を図るものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備・開発・保全に関する方針</td><td colspan="2">土地利用の方針</td><td colspan="3">旧街道の面影を残した良好な居住環境の維持保全を図るとともに、無秩序な開発を防止し、良好でゆとりのある住宅地が形成されるように、周辺環境に配慮した戸建ての住宅地とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区施設の整備方針</td><td colspan="3">道路は、適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置する。
公園を適正に配置する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備方針</td><td colspan="3">閑静で良好な低層住宅地として、建築物の用途の混在防止や、日照や通風等の確保により、快適な居住環境の維持・形成されるよう、建築物等の規制・誘導を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="10">地区整備計画</td><td colspan="2" rowspan="2">地区施設の配置
及び規模</td><td>道路</td><td colspan="2">区画道路　計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>公園</td><td colspan="2">１ヶ所　　計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="8">建築物等に関すること</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>地区の名称</td><td colspan="2">A地区</td></tr>
<tr><td>地区の面積</td><td colspan="2">約1.4ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の用途制限</td><td colspan="2">次に掲げる建築物以外は建築してはならない。
建築基準法別表第二(い)項第一号及び第二号に掲げるもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の延べ面積の敷地面積に対する最高限度</td><td colspan="2">20/10</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の建築面積の敷地面積に対する最高限度</td><td colspan="2">6/10</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="2">200㎡とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td colspan="2">道路境界線(隅切部分を除く。)及び隣接宅地の境界線から建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1.0メートルとする。
ただし、車庫、物置、その他これらに類する用途に供し、かつ、軒高３メートル以下の平屋の附属建築物についてはこの限りではない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の高さの
最高限度</td><td colspan="2">10メートル以内とする。ただし、軒高は７メートル以内とし、建築部分の各高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに５メートルを加えたもの。</td></tr>
<tr><td colspan="6">(注) 1　用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第82号）の規定の例による。
2　面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第二条の規定の例による。</td></tr>
</table>

ク　佐加野新町東地区　地区計画［最終：平成23年６月23日(市告第81号) 当初：平22年11月１日(市告第100号)］

<table>
<tr><td colspan="3">名　称</td><td colspan="3">佐加野新町東地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　置</td><td colspan="3">高岡市佐加野字金切の全部及び佐加野字伊勢田の一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　積</td><td colspan="3">約1.1ha</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区計画の目標</td><td colspan="3">当地区は、高岡市中心部より約3.5㎞西に位置した市街化調整区域にあり、その周囲は緑豊かな自然環境に優れた地区である。
地区計画を定めることにより、建築物の規制・誘導及び緑化の推進を行い、周辺環境に調和した良好な居住環境の維持・形成に努め、既存集落と一体的に活性化を図るものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備・開発・保全に関する方針</td><td colspan="2">土地利用の方針</td><td colspan="3">周辺環境に調和した居住環境の維持保全を図り、緑豊かなゆとりある住宅地を形成するため、戸建ての住宅地とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区施設の整備方針</td><td colspan="3">良好な街区を形成するため、地区内においては、適正に道路配置されているが、さらなる機能向上のための道路整備を図るとともに、適正規模の公園を配置する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備方針</td><td colspan="3">閑静な低層住宅地には、建築用途の混在防止や日照・通風等の確保により、快適な居住環境の維持・形成されるよう、建築物等の規制・誘導をする。</td></tr>
<tr><td rowspan="12">地区整備計画</td><td colspan="2" rowspan="2">地区施設の配置及び規模</td><td>道路</td><td colspan="2">区画道路　　計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>公園</td><td colspan="2">１ヶ所　　計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="10">建築物等に関すること</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>地区の名称</td><td colspan="2">佐加野新町東地区</td></tr>
<tr><td>地区の面積</td><td colspan="2">約1.1ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の用途制限</td><td colspan="3">次に掲げる建築物以外は建築してはならない。
建築基準法別表第二(い)項第一号(長屋を除く)及び第二号に掲げるもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の延べ面積の敷地面積に対する最高限度</td><td colspan="3">20/10</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の建築面積の敷地面積に対する最高限度</td><td colspan="3">6/10</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="3">200㎡とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td colspan="3">道路境界線(隅切部分を除く。)及び隣接宅地の境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1.0メートルとする。
ただし、車庫、物置、その他これらに類する用途に供し、かつ、軒高３メートル以下の平屋の附属建築物についてはこの限りではない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の高さの最高限度</td><td colspan="3">10メートル以内とする。ただし、軒高は７メートル以内とし、建築部分の各高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに５メートルを加えたもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">垣又はさくの構造の制限</td><td colspan="3">道路に面して垣又はさく等を設ける場合は、原則生垣とする。その他の構造物にする場合は、次のいずれかとする。ただし、生垣や構造物の基礎部分の高さは0.6メートル以下とする。
（１）　透過割合が50%以上の構造物を設置する場合、基礎部分を含めた高さは1.5メートル以下とする。
（２）　透過割合が50%未満の構造物を設置する場合、基礎部分を含めた高さは1.2メートル以下とする。</td></tr>
<tr><td colspan="6">(注) １　用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第82号）の規定の例による。
２　面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第二条の規定の例による。</td></tr>
</table>

ケ　木津地区地区計画［最終(当初)：平26年3月12日(市告第27号)］

<table>
<tr><td colspan="3">名　称</td><td colspan="2">木津地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　置</td><td colspan="2">高岡市木津、羽広及び和田字羽広田の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　積</td><td colspan="2">約21.0ha</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区計画の目標</td><td colspan="2">当地区は、高岡市の中心であるJR高岡駅から南西約2.0km、能越自動車道高岡ICから約2.7km、さらに平成26年度に開業予定の北陸新幹線新駅から約2.0kmという交通至便な位置にある。
当地区では、木津土地区画整理事業により、都市計画道路木津佐野線の幹線街路、並びに公園などの都市基盤施設の整備が進められている。
本計画は、土地区画整理事業等の効果の維持増進を図り、良好な居住環境及び周辺環境と調和のとれた快適で健全な市街地の形成を目指すものである。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備・開発・保全に関する方針</td><td colspan="2">土地利用の方針</td><td colspan="2">地区東側を縦貫する都市計画道路木津佐野線と地区東西を横断する主要区画道路（W=12.0m）の交差部の北西街区（A地区）には、周辺の住環境の維持保全に配慮しながら、地域住民の利便性の向上を図るため、商業施設の誘導を図る。
上記以外の地区（B地区）は、良好な居住環境の維持・形成を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区施設の整備方針</td><td colspan="2">都市計画道路木津佐野線を基幹として、主要区画道路（W=12.0m）を地区中央に配置するとともに、宅地利用にあわせ、区画道路を適正に配置する。
また、歩行者の通行利便性を確保するため、歩行者専用道路を配置し、これらの道路を土地区画整理事業により整備する。さらに、地区内に公園を設け、生活環境の維持・向上を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備方針</td><td colspan="2">１　A地区は、周辺の住環境に配慮しながら、地域住民に日常生活の利便増進を図る店舗の立地を図る地区とする。
２　B地区は、良好な中高層住宅の立地を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地区整備計画</td><td rowspan="4">建築物等に関すること</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>地区の名称</td><td>木津地区A地区</td></tr>
<tr><td>地区の面積</td><td>約1.1ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の用途の制限</td><td colspan="2">次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。
(1)　店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えないもの。
(2)　前号の建築物に附属するもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td colspan="2">道路境界線（隅切部分を除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、かつ、平屋の附属建築物（以下「附属建築物」という。）は0.5メートルとし、附属建築物以外は次のとおりとする。
(1)　幅員が8メートル以上の道路に接する敷地については、2.0メートル。
(2)　前号以外の道路に接する敷地については、1.5メートル。</td></tr>
<tr><td colspan="2">垣又はさくの構造の制限</td><td colspan="2">高さは、建築物の敷地に接する道路の路面の中心から1.2メートル以下とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">備　考</td><td colspan="2">用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）の規定の例による。</td></tr>
</table>

コ　池田地区地区計画［最終：平成30年６月29日(市告第230号) 当初：平28年9月30日(市告第88号)］

<table>
<tr><td colspan="3">名　称</td><td colspan="2">池田地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　置</td><td colspan="2">高岡市池田、柴野内島、柴野内島字菅田、柴野内島字中島田の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　積</td><td colspan="2">約4.6ha</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区計画の目標</td><td colspan="2">当地区は、市南西部の能越自動車道高岡インターチェンジ南側約500mに位置した交通利便性に優れた地区である。
広域交通網の有効活用の観点から、高速道路インターチェンジの近傍である当地区において、工業・流通業務施設の集積を主体とした計画的な土地利用を図ることとしている。
このため、地区計画を定めることにより、用途混在による環境悪化を防止し、工業・流通業務地区としてふさわしい土地利用の規制、誘導の実現を目標とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備・開発・保全に関する方針</td><td colspan="2">土地利用の方針</td><td colspan="2">当地区は、工業・流通業務施設を主体とした土地利用を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区施設の整備方針</td><td colspan="2">地区施設については、道路の適正な配置に努めるとともに、周辺環境に配慮しながら地区の安全性の確保及び利便性の向上に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備方針</td><td colspan="2">建築物の用途の混在による産業環境の悪化を防ぐため、建築物の用途の制限を定める。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地区整備計画</td><td rowspan="3">建築物等に関すること</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>地区の名称</td><td>池田地区</td></tr>
<tr><td>地区の面積</td><td>約4.6ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。
(1)建築基準法別表第二（い）項第一号から三号に掲げるもの。（ただし、社宅は除く。）
(2)建築基準法別表第二（ほ）項第二号に掲げるもの。
(3)建築基準法別表第二（わ）項第六号に掲げるもの。</td></tr>
</table>

サ　戸出西部金屋地区地区計画［最終：平成30年６月29日(市告第231号) 当初：平28年9月30日(市告第89号)］

<table>
<tr><td colspan="3">名　称</td><td colspan="3">戸出西部金屋地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　置</td><td colspan="3">高岡市戸出西部金屋、オフィスパーク、グリーンパーク及び戸出石代の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　積</td><td colspan="3">約38.8ha</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区計画の目標</td><td colspan="3">当地区は、市南部の戸出地区の北陸自動車道高岡砺波スマートインターチェンジ北側約500mに位置した交通利便性に優れた地区であり、地区内には、産業業務団地（高岡オフィスパーク）等が立地している。
広域交通網の有効活用の観点から、高速道路インターチェンジの近傍である当地区において、産業業務施設及び物流業務施設の集積を主体とした計画的な土地利用を図ることとしている。
このため、地区計画を定めることにより、用途混在による環境の悪化を防止し、産業・物流業務地区としてふさわしい土地利用の規制、誘導の実現を目標とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備・開発・保全に関する方針</td><td colspan="2">土地利用の方針</td><td colspan="3">当地区を次の地区に区分し、それぞれの特性に応じた土地利用を誘導する。
産業・物流業務地区（Ａ地区・Ｂ地区）は、産業業務施設及び物流業務施設を主体とした土地利用を図る。
公共施設地区（Ｃ地区）は、公共施設を主体とした土地利用を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区施設の整備方針</td><td colspan="3">地区施設については、道路の適正な配置に努めるとともに、周辺環境に配慮しながら地区の安全性の確保及び利便性の向上に努める。
公共施設については、その機能が損なわれないように、維持・保全を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備方針</td><td colspan="3">建築物の用途の混在による産業環境の悪化を防ぐため、建築物の用途の制限を定める。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地区整備計画</td><td rowspan="3">建築物等に関すること</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>地区の名称</td><td>産業・物流業務地区（Ａ地区）</td><td>公共施設地区（Ｃ地区）</td></tr>
<tr><td>地区の面積</td><td>約17.2ha</td><td>約9.2ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td colspan="3">次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。
(1)建築基準法別表第二（い）項第一号から三号に掲げるもの。（ただし、社宅は除く。）
(2)建築基準法別表第二（ほ）項第二号に掲げるもの。
(3)建築基準法別表第二（わ）項第六号に掲げるもの。</td></tr>
</table>

シ　井口本江・出来田地区地区計画［最終(当初)：平成30年６月29日(市告第228号)］

<table>
<tr><td colspan="3">名　称</td><td colspan="2">井口本江・出来田地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　置</td><td colspan="2">高岡市井口本江字江指廻、井口本江字五俵刈、井口本江字干場、出来田、蓮花寺の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　積</td><td colspan="2">約11.5ha</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区計画の目標</td><td colspan="2">本地区は、高岡市の中心である高岡駅から南東約1.7㎞、北陸新幹線新高岡駅から北東約1.9㎞に位置している。また、主要な幹線街路である都市計画道路能町庄川線の沿線に位置した交通至便な住宅地区である。
本地区は、住民が地区内で快適な生活を送ることができるよう、日常生活を支えるサービス機能の配置や良好な居住環境の形成を図ることとしている。
このため、地区計画を定めることにより、用途混在による環境の悪化を防止し、住宅地区としてふさわしい土地利用の規制、誘導の実現を目標とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備・開発・保全に関する方針</td><td colspan="2">土地利用の方針</td><td colspan="2">日常生活を支えるサービス機能や良好な居住環境の形成を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区施設の整備方針</td><td colspan="2">地区施設については、道路の適正な配置に努めるとともに、住環境に配慮しながら、地区の安全性の確保及び利便性の向上に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備方針</td><td colspan="2">建築物の用途の混在による住環境の悪化を防ぐため、建築物等の用途の制限を定める。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地区整備計画</td><td rowspan="2">建築物等に関すること</td><td>建築物等の用途の制限</td><td>次に掲げる建築物は建築してはならない。
(1) 工場
(2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
(3) 畜舎
(4) 建築基準法別表第二（に）項第三号から第五号に掲げるもの</td></tr>
</table>

ス　中川本町地区地区計画［最終(当初)：令和２年６月15日(市告第128号)］

<table>
<tr><td colspan="4">名　称</td><td colspan="3">中川本町地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="4">位　置</td><td colspan="3">高岡市中川本町の一部</td></tr>
<tr><td colspan="4">面　積</td><td colspan="3">約１．４ha</td></tr>
<tr><td colspan="4">地区計画の目標</td><td colspan="3">本地区は、高岡駅から北東約 1.2 ㎞に位置し、都市計画風致地区高岡公園風致地区及び都市計画公園高岡公園（高岡古城公園）の東側に近接する地区であり、地区内に住宅と官公庁施設（国の機関が入居する裁判所庁舎、合同庁舎）などが立地している。
また、本市では、都市計画マスタープランの将来都市構造に即した立地適正化計画において本地区を、高次都市機能を集積する都市機能誘導区域（広域都市拠点）に指定している。
このことから、地区計画を定めることにより、用途混在による居住環境の悪化を防止し、住宅地区にふさわしい土地利用の規制、誘導を図るとともに、歴史都市としてふさわしい景観の形成を図ることを目標とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備、開発及び保全に関する方針</td><td colspan="3">土地利用の方針</td><td colspan="3">本地区を次の地区に区分し、それぞれの特性に応じた土地利用を誘導する。
住宅地区（A地区）は、住宅を主体とした土地利用を図る。
沿道地区（B地区）は、都市計画道路桜馬場南町線沿線において、事務所等の併用住宅の立地も許容する土地利用を図る。
官公庁施設地区（C地区）は、官公庁施設を主体とした土地利用を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="3">建築物等の整備の方針</td><td colspan="3">建築物等の整備について、次のような事項を定めることにより、居住環境の保全を図るとともに、歴史都市にふさわしい景観の形成を図る。
１　建築物等の用途の制限
２　建築物等の高さの最高限度
３　建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
４　建築物の緑化率の最低限度
５　垣又はさくの構造の制限</td></tr>
<tr><td colspan="3">建築物等の整備の方針</td><td colspan="3">官公庁施設を整備するにあたっては、道路等の公共空間に面する部分について、歩行者等に与える圧迫感を軽減するよう道路境界から後退させるほかに、適正な規模の駐車施設の整備及び、都市計画道路桜馬場南町線の交通混雑の軽減に努める。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地区整備計画</td><td rowspan="4">建築物等に関すること</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>名称</td><td>住宅地区
（A地区）</td><td>沿道地区
（B地区）</td><td>官公庁施設地区
（C地区）</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>約０．３ha</td><td>約０．１ha</td><td>約１．０ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td>次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。
(1) 建築基準法別表第二（は）項に掲げるもの</td><td>次に掲げる建築物は、建築してはならない。
(1) 建築基準法別表第二（ほ）項に掲げるもの</td><td>次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。
(1) 国の機関が入居する庁舎</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の高さの最高限度</td><td>建築部分の各高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に１．２５を乗じて得たものに、１０メートルを加えたもの。</td><td>－</td><td>建築部分の各高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に１．２５を乗じて得たものに、１０メートルを加えたもの。</td></tr>
</table>

		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	―	―	建築物等の形態は、反射性の高い素材の使用や華美なものを避け、建築物等自体がまとまったものとする。 建築物等の屋根、外壁等の色彩は、高い彩度を避け、周辺景観と調和した色調となるよう努める。 屋上に設備機器を設ける場合は、外壁材を立ち上げ遮へいするなど、景観に配慮する。
		建築物の緑化率の最低限度	―	―	敷地内には、景観計画に基づいた緑化率（用途地域に応じた敷地面積に対する緑化面積の割合）の目安を確保する。
		垣又はさくの構造の制限	―	―	垣又はさくを設置する場合は、周辺環境に配慮し、歴史都市にふさわしい景観を形成する意匠・構造とする。また、歩行者等へ与える圧迫感を軽減する高さとする。

セ　二塚駅周辺地区地区計画［最終(当初)：令和６年９月10日(市告第159号)］

名　　称		二塚駅周辺地区地区計画
位　　置		高岡市二塚の一部
面　　積		約１．１ｈａ
地区計画の目標		当地区は、北陸新幹線新高岡駅より約 1.6㎞ 南に位置した市街化調整区域にあり、ＪＲ城端線二塚駅に近く公共交通の利便性の高い地区である。地区西側には、二塚小学校や郵便局、二塚保育園などの公益施設が間近に立地している。 このことから、本計画を定めることにより、無秩序な個別開発による不良な街区形成を防止するとともに、ＪＲ城端線二塚駅至近において、周辺環境と調和した良好な居住環境の形成を図るものである。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する方針	良好でゆとりある低層住宅を主体とした土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置するとともに適正規模の公園を配置する。
	建築物等の整備方針	駅周辺の良好な居住環境を形成するため、建築用途の混在防止や日照・通風等の確保により、ゆとりある低層住宅として、建築物等の規制・誘導をする。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道　路	区画道路　計画図表示のとおり
			公　園	１ヵ所　　計画図表示のとおり
	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	二塚駅周辺地区
			地区の面積	約１．１ｈａ
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 建築基準法別表第二(い)項第一号（ただし、長屋を除く）及び第二号に掲げるもの。
		建築物の容積率の最高限度		２０／１０
		建築物の建蔽率の最高限度		６／１０
		建築物の敷地面積の最低限度		２００㎡とする。
		壁面の位置の制限		道路境界線（隅切部分を除く）及び隣接宅地の境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は１．０メートルとする。 ただし、車庫、物置、その他これらに類する用途に供し、かつ、軒高３メートル以下の平屋の附属建築物についてはこの限りではない。
		建築物等の高さの最高限度		１０メートル以内とする。ただし、軒高は７メートル以内とし、建築部分の各高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に１．２５を乗じて得たものに５メートルを加えたもの。
		垣又はさくの構造の制限		道路に面して垣又はさく等を設ける場合の高さは、建築物の敷地に接する道路の路面の中心から1.2 メートル以下とする。